

平成22年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知的財産のライセンス契約に伴う  
ロイヤルティ監査に関する  
調査研究報告書

平成23年2月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



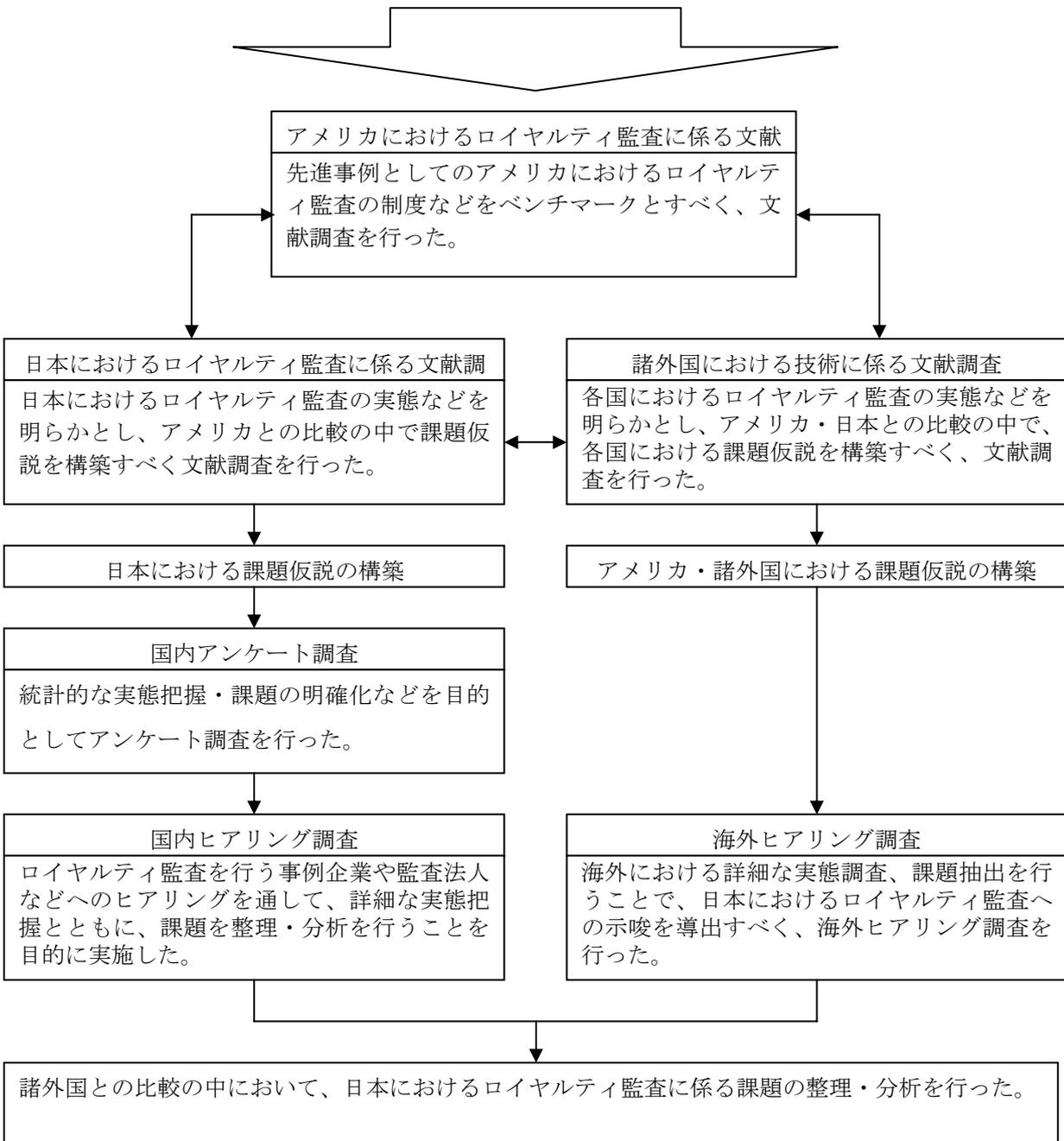




# 要 約

背景と目的

- 相対的に高い技術力を有していると言われる我が国の産業界が、高い技術力を活かしたビジネスモデルを構築し、国際競争力を高めていく観点からもライセンス活動の重要性は高まっている。
- こうした背景を受けて、昨今、国内企業がその高い技術力を外国企業に対してライセンス契約の形で供与する場合が増加しているが、国内企業はロイヤルティ監査に関する経験や重要性の認識が不足しており、適正なロイヤルティ収入が確保されていない一因となっていると考えられる。
- そこで、本調査研究においては、国内外のロイヤルティ監査の現状・課題を明らかにするとともに、その課題を解決する為に必要な制度、環境及び方法などを検討し、知的財産の活用促進に向けた制度整備・施策検討のための**基礎資料**を作成することを目的とする。



## I. 序

知的財産活用の重要な活用形態として、特許権、意匠権、商標権、技術ノウハウなどの知的財産の使用許諾を行う対価として、知的財産の所有者（ライセンサー）が使用者（ライセンシー）からロイヤルティ<sup>1</sup>の支払を受けるというライセンス活動が挙げられる。相対的に高い技術力を有している我が国の産業界が、高い技術力を活かしたビジネスモデルを構築し、国際競争力を高めていく観点からもライセンス活動の重要性は高まっており、特許庁においてもライセンス活動の活性化を意図して、特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設や通常実施権の登録に係る登録事項の開示制限といった措置を講じている。また、平成 21 年度には知的財産のライセンス活動等に資するよう、ロイヤルティ料率<sup>2</sup>の調査を行っている<sup>3</sup>。

こうした背景を受けて、ライセンス活動自体は以前よりも活発化しつつあり、契約上もロイヤルティ支払に関する規定を盛り込み、ロイヤルティ収入を得るケースが増えているものの、ランニングロイヤルティ<sup>4</sup>の支払が適正か否かをチェックする監査（ロイヤルティ監査<sup>5</sup>）が行われておらず、ライセンサーが適正なロイヤルティを回収できていない場合がある。特に、国内企業がその高い技術力を外国企業に対してライセンス契約の形で供与していながらも、ロイヤルティ監査が行われないことがあると、国内企業のロイヤルティ収入が適正に確保されないことになる。

しかしながら、国内企業の中にはロイヤルティ監査に関する経験や重要性の認識が不足しており、国内外の制度や現状を把握出来ていない企業も少なくない。そこで、本調査研究においては、国内外のロイヤルティ監査の現状・課題を明らかにするとともに、その課題を解決する為に必要な制度、環境及び方法などを検討し、知的財産の活用促進に向けた制度整備・施策検討のための基礎資料を作成することを目的とする。

---

<sup>1</sup> 一般に、ライセンサーに対してライセンシーから支払われるライセンスの対価を指す。

<sup>2</sup> ライセンス対象製品等の売上高等に対するロイヤルティの割合を指す。

<sup>3</sup> 平成 21 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書」

<sup>4</sup> ライセンス期間中に、ライセンサーに対してライセンシーから継続的に支払われるロイヤルティを指す。本調査研究ではロイヤルティ監査が必要になる場面を想定しているため、単に「ロイヤルティ」と記載している場合であっても、基本的にはライセンス対象製品等の売上高等に応じて支払い額が変動するランニングロイヤルティを意味していることに留意頂きたい。

<sup>5</sup> ここで「監査」とは、基本的には、ロイヤルティが適正に支払われているかに関してライセンサーが行う各種作業のうちライセンシーの帳簿の確認を伴う作業を指しているが、より広い概念の「調査」との明確な区別が困難な場合もあることに留意頂きたい。

## II. 海外におけるロイヤルティ管理と監査の実態

### 1. 調査方法

#### (1) 文献調査による各国制度の整理と仮説構築

法令、書籍、論文、裁判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報などを利用して、本調査研究の内容に関する文献について整理及び分析を行った。

#### (2) 海外ヒアリングの実施

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、中国、韓国に所在する法律事務所又は特許法律事務所（以下、単に「法律事務所」と言う。）に対して、調査項目を示した上で、企業などに対するヒアリングによって当該項目についての現状を可能な限り把握し、その結果の報告を依頼した。また、当該法律事務所に対しても、当該事務所の所在国における企業における実務や制度の実態面などについて、調査項目を示した上でヒアリングし、回答を求めた。

なお本ヒアリングは企業などにとって機微な内容を含むものであり、ヒアリング結果は、個社が特定されないように配慮して記載している。またヒアリング調査依頼先の法律事務所名であるが、ヒアリング対象に当該事務所のクライアント企業も相当数含まれていることから、回答企業の特定を防止する観点から非掲載とした。

### 2. 調査結果要旨

#### (1) アメリカ

ロイヤルティ監査の実態について6社の企業にもヒアリングを行った所、外部監査人を活用した監査を1事業年度に一度行っていると回答した企業が4社あった。また1社についてはライセンス管理業務の一部を会計事務所に委託していることから、実質的にはロイヤルティ監査と呼ぶべき管理業務が行われていると考えられるが、当該企業から明示的に外部監査人によるロイヤルティ監査が定期的に行われているとの回答は得られなかった。残りの1社については外部監査人によるロイヤルティ監査を実施しておらず、自社社員による検査を実施しているとの回答であった。

## (2) イギリス

企業に対するヒアリングに対応頂いた4社においては、いずれも自社社員による立入検査、書面での照会、実施報告書などの調査が行われており、能動的な管理が広く行われていることを伺わせる。もっとも監査法人などの外部専門家を活用してロイヤルティ監査を実施していると回答した企業は見られなかった。

## (3) フランス

企業に対するヒアリングにおいては、5社中、4社からロイヤルティ監査の実態についてコメントを得ることが出来た。能動的にロイヤルティを管理することの成果・意義として、ロイヤルティ算定基準の適正化、ライセンス実施規定の見直し、契約内容遵守の確認が挙げられた。

## (4) ドイツ

現地の法律事務所を通じて5社にヒアリングを行なったが、ロイヤルティ監査を実際に行ったことのある企業からの回答が得られなかった。別途テレビ会議の方法で実施したヒアリングに対応頂いた企業では、ドイツ本社管理となっているライセンス契約についてはほぼ全数についてロイヤルティ監査を実施しているとのことであった。ロイヤルティ監査は、アメリカやオーストラリアにある相対的に小規模な監査法人ないし会計事務所を活用しており、通常は年1回程度の頻度で実施しているとのことであった。

## (5) スウェーデン

5社に対してヒアリングを実施したが、2社においては定期的に監査人を活用したロイヤルティ監査が行われている他、ロイヤルティ監査を定期的に行わないまでも自社社員による定期的な書類や実施報告書の調査などが行われている企業が2社見られた。1社においては、定期的なロイヤルティ監査や自社社員による調査を実施していないようであるが、疑義がある場合など、必要な場合にはいずれも実施する用意があり、事実、自社検査部門がライセンシーに対して立入調査を行ったことがあるなど、ロイヤルティの管理自体については能動的に取り組んでいる印象を受ける。

## (6) 中国

法律事務所に対するヒアリングによれば、中国企業においてロイヤルティ監査を含む、ライセンス契約の管理全般について、外部専門家を活用していることはなく、自社社員がこれを行っているとの指摘があり、ロイヤルティ監査を含めて外部リソースを活用することは必ずしも一般的ではないものと思われる。

もっとも5社に対してヒアリングをした所、会計事務所を活用したロイヤルティ監査を行っているという回答があった企業が1社含まれている。

## (7) 韓国

韓国においてもロイヤルティ監査を実施する際、外部の監査人を依頼するのは会計事務所であることが多く、実際にロイヤルティ監査を実施している企業においては事業年度毎程度の頻度でこれを実施していることが多いようである。今回ヒアリングを行った5社においては、4社においてロイヤルティ監査を実施することがあるようであり、韓国においてはロイヤルティ監査を行う企業も増えてきているものと考えられる。ロイヤルティ監査に係る期間は長くても1週間程度のものであり、定期的にロイヤルティ監査を実施している企業においては、必要以上のコストを掛けないような範囲の監査を実施している可能性もある。

# III. 日本におけるロイヤルティ管理と監査の実態

## 1. 調査方法

### (1) 文献調査による国内制度の整理と仮説構築

法令、書籍、論文、裁判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報などを利用して、本調査研究の内容に関する文献について整理及び分析を行った。

### (2) 国内アンケート調査の実施

我が国における企業(903社)・大学国内の承認・認定TLO(50機関)など及び上場企業の監査を行っている監査法人(99社)、会計系コンサルティングファーム(12社)などに対して、アンケート調査を実施し、我が国におけるロイヤルティ監査の現状や課題、契約内容、ロ

ロイヤルティ監査の成果、ライセンス契約を締結する企業の国内・海外別の対応の違いなどを明らかにする目的でアンケート調査を実施した。

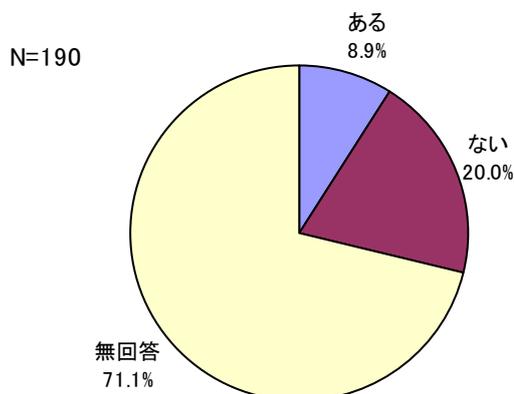
### (3) 国内ヒアリングの実施

ロイヤルティ監査を業として行っている事業者（3社）、知的財産のライセンス契約を行っている企業（18社）、大学（4大学）、弁護士・大学教授などの有識者（6者）に対してヒアリングを実施した。有識者に対するヒアリングにおいては、ロイヤルティ監査について知見を有する淵邊善彦氏（TMI総合法律事務所弁護士）、佐藤力哉氏（TMI総合法律事務所弁護士）、吉野仁之氏（Japan IP Network株式会社代表取締役）から本調査を進める上で有益なご示唆を頂いた。

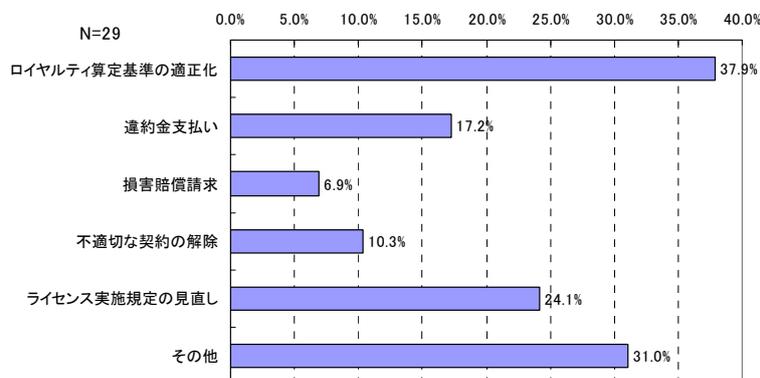
## 2. 調査結果要旨

### (1) 国内アンケート調査結果の要旨

企業及び大学（国内の承認・認定 TLO）953 件に対してアンケート票を送付して実施した国内アンケート調査によれば、1 割弱の企業が、ロイヤルティに関する調査・監査により過少払い又は未払いが発見されることが「ある」と回答している。また、「ある」と回答した企業では、調査・監査を行ったうちの約 5 割の確率で過少払い、未払いが発見されると回答している。未払いとなったロイヤルティの回収率は 90.85%で、約 9 割が回収されている。その回収額は、1 件あたり最大で 4 億円、最低で 5 千円となっている。



未払い・過少払いの発見以外にロイヤルティ監査を行うことの効果として、企業が指摘しているのは、「ロイヤルティ算定基準の適正化」、「ライセンス実施規定の見直し」などであった。また、「その他」の内容としては、契約内容が適切であることの確認、実施報告書に虚偽がないことがわかった、ライセンス契約管理の適正化などが挙げられていた。



## (2) 国内ヒアリング結果の要旨

### (i) 実施報告書の受領と内容確認

#### ① 企業における実態

アンケート調査からもランニングロイヤルティが発生しているライセンス契約においては、ライセンシーが実施報告書を提出し、ライセンサーがこれを受領することが一般的であることが伺えたが、このことはヒアリング調査においても確認された。

ヒアリング調査に対応頂いた企業の傾向としては、知的財産部が実施報告書を受領し、例えば記載内容の不備がないか、前回の実施報告書と比較して不自然な点が無いかなどの形式的チェックを行っていることが多いようである。中には、実施報告書を当該ライセンス契約所管の事業部門において受領し、知的財産部には形式的に実施報告書が提出されたことを確認する目的でこれを回付している企業も見られた。

なお知的財産部が実施報告書をチェックする際には、実施報告書記載内容の妥当性について「経験による勘」による以上のチェックを行うことは難しい場合が多いようである。

#### ② 大学 (TL0) における実態

大学 (TL0) もまたライセンサーとして多数のライセンス契約を管理している場合があるが、ヒアリング調査にご協力頂いた4大学 (TL0) のうち3大学 (TL0) では全ての契約に

ついて、実施報告書を受領していると回答があった。中小企業など、ライセンシー側の体制が不十分であるなどの理由で実施報告書を能動的に提出してこない場合も散見されるようであるが、当該3大学（TLO）では自ら先方に提出を依頼するなどして、実施報告書を受領に努め、その内容について形式的なチェックは行っているようである。残りの1大学（TLO）では、ライセンス契約のうち実施報告書を受領できているが3割弱に留まっているようであるが、受領している実施報告書については形式的チェックを行っているようである。

## （ii） 実施報告書に不明点や不備などがあった場合の対応

### ① 企業における対応

実施報告書についてチェックを行った結果、何らかの不明点や不備が発見される件数自体は少ないものの、ある程度のライセンス契約を管理していれば、このような事態に直面することはしばしば存在するようである。

実際に何らかの不明点や不備が発見された場合の対応であるが、先方に対して問合せを行い事実関係の確認を行っているという例が見られた。事実関係の結果、単なる事務ミスであることも多いようであるが、中には意図的にごまかそうとしているのではないかと感じられたというようなケースもあったとのコメントも聞かれた。

### ② 大学（TLO）における対応

大学（TLO）においても企業と同様、実施報告書についてチェックを行った結果、何らかの不明点や不備が発見された場合には事実関係の確認を行っているという声が複数聞かれた。実施報告書の内容に係るような不明点や疑義がある場合、大学（TLO）の場合には産学連携コーディネーターが企業と大学教員との調整を行っていることが多いことから、担当コーディネーターに事実関係を確認したり、担当コーディネーターから先方に対して電話や訪問を行って事実関係を確認するという実務が行われている例が見られた。ヒアリングの中でも産学連携コーディネーターが過少申告を発見した事例を聞くことが出来たが、担当コーディネーターが把握している売上データと異なる売上実績が実施報告書に記載されていたものである。

## （2） ロイヤルティ監査の実態

## (i) 外部専門家によるロイヤルティ監査の実態

日本企業としては、①ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施する場合と、②ライセンスシーとしてロイヤルティ監査を受ける場合とがあり、企業や実際にロイヤルティ監査を担当した経験のある有識者（公認会計士、コンサルタントなど）に対するヒアリング調査においても、両方の事例についてコメントを得ることができたが、基本的な実施手順や実施内容についてはアメリカなどで行われている実務と大きな差異はなかった。もっともライセンスシーが海外企業である場合、その所在国の特長によって、ロイヤルティ監査についても実施手順や実施内容が異なる場合があるようである。

### ① ロイヤルティ監査の実施主体

アンケート調査においても、ロイヤルティ監査を依頼する専門家として公認会計士を挙げる回答が多かったが、ヒアリングにおいても大手監査法人に代表される監査法人を活用している例が見られた。またロイヤルティ監査を実施するコンサルティング会社などにおいても日本企業に係るロイヤルティ監査を実施した事例などが見られた。

### ② ロイヤルティ監査の実施手順及び実施内容

ライセンサーとして監査法人やコンサルティング会社にロイヤルティ監査を依頼した場合の実施手順及び実施内容であるが、担当会計士やコンサルタントなどがライセンス契約の内容や実施報告書の内容を確認した上で、ライセンサーと事前情報の共有や監査方針・ポイントなどについて打合せを実施することが一般的である。

続いて現地調査の事前準備が行われる。現地調査においては、ライセンス契約に基づく調査・監査権の行使として、ライセンスシーに対して実施報告書の正確性を検証する為に必要な帳票・帳簿類などを提出させて、それらを精査することになる。現地調査の実施形態は様々であるが、例えばロイヤルティ支払の対象となる製品を複数の拠点で取扱っていたり、帳票・帳簿類が複数の拠点に点在していたりするような場合もあれば、本社など1箇所の現地調査で事が足りる場合も多い。現地調査が終了すると、担当会計士ないしコンサルタントが監査報告書を作成し、これがライセンサー企業に納品され、必要に応じてフィードバックのためのミーティングなどが実施される。

## (ii) 外部専門家を活用したロイヤルティ監査の実施状況

ヒアリングに協力頂いた企業において、実際に外部監査を活用したロイヤルティ監査の事例を聞くことが出来た。ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例は3件となっている。

### (3) 他社からのロイヤルティ監査に対する対応

ヒアリングに対応頂いた企業の中には、ライセンシーとしてライセンサーからロイヤルティ監査を受けた経験のある企業も見られたが、問い合わせやライセンサー社員による比較的簡便な調査の対応をした経験のある企業も見られた。

ライセンシーとなっている日本企業に対して、いやがらせ的に監査が実施された事例では、大手監査法人によって1週間程度の工場などの実地調査が行われた。ロイヤルティ監査実施時に、監査の対象とできるエビデンスの範囲について、契約上明記がなかったことから交渉が発生しているが、事前にエビデンスを特定することは容易ではない上、柔軟な解釈・交渉が可能となっている方が当事者にとっても都合が良いという声が、ライセンシー企業側から聞かれた。

ライセンシーとなっている日本企業に対して、欧州企業及び研究機関の特許を管理している管理会社がライセンサーとしてロイヤルティ監査対応の依頼をしてきた事例もある。特段の紛議があった訳ではなく、ロイヤルティ監査自体は一般的な内容であるが、監査の対象とすべき伝票の範囲を巡って交渉が発生しているが、交渉によって合理的な範囲での監査を実施することで決着をしている。

ライセンシーである日本企業が、欧州のライセンサーから毎年定期的なロイヤルティ監査を受けている事例も見られた。特段の疑義がある訳ではなく、両者の関係は良好で、ライセンサーの方針で定期的に形式チェックを行っているもので、実地調査は出荷明細や注文書などを確認するのみで、1人の会計士が1日で行っている。





# 目次

## 要約

I.	序	1
II.	海外におけるロイヤルティ管理と監査の実態	2
1.	アメリカ	2
(1)	ライセンス契約	2
(i)	契約の意義と私法救済	2
(ii)	ライセンス契約の概要	4
(iii)	ライセンス契約の実際	6
(iv)	ロイヤルティの管理	6
(2)	ロイヤルティ監査	9
(i)	ロイヤルティ監査の意義	9
	【補足】ロイヤルティ監査と経営者の注意義務	10
(ii)	ロイヤルティ監査の実態	11
	【補足】裁判所の付随的救済命令に見るロイヤルティ監査	14
2.	イギリス	15
(1)	ライセンス契約	15
(i)	契約の意義と私法救済	15
(ii)	ライセンス契約の概要	16
(iii)	ライセンス契約の実際	16
(iv)	ロイヤルティの管理	17
(2)	ロイヤルティ監査	19
3.	フランス	19
(1)	ライセンス契約	19
(i)	契約の意義と私法救済	19
(ii)	ライセンス契約の概要	20
(iii)	ライセンス契約の実際	21
(iv)	ロイヤルティの管理	21
(2)	ロイヤルティ監査	24
4.	ドイツ	26
(1)	ライセンス契約	26
(i)	契約の意義と私法救済	26
(ii)	ライセンス契約の概要	27

(iii)	ライセンス契約の実際	28
(iv)	ロイヤルティの管理	29
(2)	ロイヤルティ監査	31
(i)	ロイヤルティ監査の意義	31
(ii)	ロイヤルティ監査の実態	31
5.	スウェーデン	32
(1)	ライセンス契約	32
(i)	契約の意義と私法救済	32
(ii)	ライセンス契約の概要	32
(iii)	ライセンス契約の実際	33
(iv)	ロイヤルティの管理	34
(2)	ロイヤルティ監査の実態	36
6.	中国	37
(1)	ライセンス契約	37
(i)	契約の意義と私法救済	37
(ii)	ライセンス契約の概要	38
(iii)	ライセンス契約の実際	39
(iv)	ロイヤルティの管理	40
(2)	ロイヤルティ監査の実態	40
7.	韓国	42
(1)	ライセンス契約	42
(i)	契約の意義と私法救済	42
(ii)	ライセンス契約の実際	42
(iii)	ロイヤルティの管理	43
(2)	ロイヤルティ監査の実態	46
III.	日本におけるロイヤルティ管理と監査の実態	47
1.	アンケート調査結果に見る実態	47
(1)	国内アンケート調査の概要	47
(i)	アンケート調査の目的	47
(ii)	アンケート調査対象の選定	47
(iii)	アンケートの実施・回収	48
(2)	アンケート集計結果	48
(i)	企業・大学向けアンケート	48
(ii)	監査法人・コンサルティング会社向けアンケート	66

2.	ヒアリング調査を踏まえた整理・分析	68
(1)	ロイヤルティの管理実態	68
(i)	実施報告書の受領と内容確認	68
(ii)	実施報告書に不明点や不備などがあつた場合の対応	71
	【事例】 自社社員による調査・監査権の行使事例	72
(2)	ロイヤルティ監査の実態	73
(i)	外部専門家によるロイヤルティ監査の実態	73
(ii)	外部専門家を活用したロイヤルティ監査の実施状況	75
	【事例】 ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例1	75
	【事例】 ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例2	76
	【事例】 ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例3	77
(3)	他社からのロイヤルティ監査に対する対応	78
	【事例】 ライセンシーとしてロイヤルティ監査を受けた事例1	78
	【事例】 ライセンシーとしてロイヤルティ監査を受けた事例2	79
	【事例】 ライセンシーとしてロイヤルティ監査を受けた事例3	80
IV.	日本企業などによる今後のロイヤルティ管理の検討	81
1.	考え方の前提	81
2.	ロイヤルティ管理とロイヤルティ監査の意義	82
資料編		
資料 I	国内外文献調査	91
資料 II	国内アンケート調査	97
資料 III	国内ヒアリング調査	145
資料 IV	海外ヒアリング調査	155
資料 IV	「知財ライセンス保険」について	171







## I. 序

知的財産活用の重要な活用形態として、特許権、意匠権、商標権、技術ノウハウなどの知的財産の使用許諾を行う対価として、知的財産の所有者（ライセンサー）が使用者（ライセンシー）からロイヤルティ<sup>6</sup>の支払を受けるというライセンス活動が挙げられる。相対的に高い技術力を有している我が国の産業界が、高い技術力を活かしたビジネスモデルを構築し、国際競争力を高めていく観点からもライセンス活動の重要性は高まっており、特許庁においてもライセンス活動の活性化を意図して、特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設や通常実施権の登録に係る登録事項の開示制限といった措置を講じている。また、平成21年度には知的財産のライセンス活動等に資するよう、ロイヤルティ料率<sup>7</sup>の調査を行っている<sup>8</sup>。

こうした背景を受けて、ライセンス活動自体は以前よりも活発化しつつあり、契約上もロイヤルティ支払に関する規定を盛り込み、ロイヤルティ収入を得るケースが増えているものの、ランニングロイヤルティ<sup>9</sup>の支払が適正か否かをチェックする監査（ロイヤルティ監査<sup>10</sup>）が行われておらず、ライセンサーが適正なロイヤルティを回収できていない場合がある。特に、国内企業がその高い技術力を外国企業に対してライセンス契約の形で供与していながらも、ロイヤルティ監査が行われないことがあると、国内企業のロイヤルティ収入が適正に確保されないことになる。

しかしながら、国内企業の中にはロイヤルティ監査に関する経験や重要性の認識が不足しており、国内外の制度や現状を把握出来ていない企業も少なくない。そこで、本調査研究においては、国内外のロイヤルティ監査の現状・課題を明らかにするとともに、その課題を解決する為に必要な制度、環境及び方法などを検討し、知的財産の活用促進に向けた制度整備・施策検討のための基礎資料を作成することを目的とする。

---

<sup>6</sup> 一般に、ライセンサーに対してライセンシーから支払われるライセンスの対価を指す。

<sup>7</sup> ライセンス対象製品等の売上高等に対するロイヤルティの割合を指す。

<sup>8</sup> 平成21年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書」

<sup>9</sup> ライセンス期間中に、ライセンサーに対してライセンシーから継続的に支払われるロイヤルティを指す。本調査研究ではロイヤルティ監査が必要になる場面を想定しているため、単に「ロイヤルティ」と記載している場合であっても、基本的にはライセンス対象製品等の売上高等に応じて支払い額が変動するランニングロイヤルティを意味していることに留意頂きたい。

<sup>10</sup> ここで「監査」とは、基本的には、ロイヤルティが適正に支払われているかに関してライセンサーが行う各種作業のうちライセンシーの帳簿の確認を伴う作業を指しているが、より広い概念の「調査」との明確な区別が困難な場合もあることに留意頂きたい。

## II. 海外におけるロイヤルティ管理と監査の実態

各国のロイヤルティ管理の実態の相違について理解するためには、その前提としてそれぞれの国の法体系や契約の意義を把握しておく必要がある。そこで、本章では各国毎に、まず法体系及び契約の意義について確認し、次に、ヒアリング調査及び文献調査の結果に基づいて、ロイヤルティの管理及び監査に関連するライセンス契約条項、担当部署、社内的な管理体制、監査の意義及び実態等について述べる。

### 1. アメリカ

#### (1) ライセンス契約

##### (i) 契約の意義と私法救済

#### ① アメリカ法の特徴

アメリカにおける「法」を理解し、日本や諸外国のそれと比較を行うためには、①アメリカが判例法（コモン・ロー）主義を採用していること、②アメリカが連邦国家であること、という2点を確認しておく必要がある。

アメリカはイギリスと同様、コモン・ローが一義的な法源として機能し、重要な法創造機能を担っていることから、今日においても多くの法規範が判例によって形成されている。またアメリカの特徴として連邦国家である点も重要なポイントとなる。連邦国家の形態も一様ではないが、アメリカにおいては特に州の権限が強く、州政府は合衆国憲法及び州憲法で禁止されない限り、無制限の権限を有していると理解されているのに対して、連邦政府は合衆国憲法で認められた権限のみを行使することが出来る仕組みとなっている。そのため、契約を含む私法の領域については原則として各州法の領域となり、必要に応じて連邦レベルの政策的要請に基づいて規制が加重されている。

#### ② 契約の意義と私法救済

アメリカにおける契約法は、各州裁判所によって形成されたコモン・ローによって形成されているため、州によって契約の意義や私法救済のあり方についても一様ではないものの、アメリカ法律協会（American Law Institute : ALI）が編纂している契約法リステイメントによってある程度統一的理解がなされている。第2次契約法リステイメントは、契約について「1個又は1組の約束であり、その違反に対して法が救済を与え、又は何ら

かの形でその履行を義務として認めるものをいう」<sup>11</sup>と定義しているが、この定義にも表れているように、アメリカにおける法は救済面が重要視されており、救済の与えられないものは法と呼ばないという理解が一般的になされている<sup>12</sup>。

アメリカにおける契約実務の特徴として、一般に日本における契約実務と比べて事前に詳細な取り決めを行う傾向が強いことが指摘できる。この点については複合的な要因によるものであるが、例えば上記のような契約の意義に照らして考えれば、契約締結段階においても裁判所による救済を視野に入れた契約書作成実務が行われることが前提となっていることに加えて、債務不履行に関する基本的な考え方が日本とアメリカでは異なっている点も契約実務における差異を生じさせている可能性が高い。すなわち、債務不履行責任の基本構造については過失責任に基礎を置く考え方と、保証責任に基礎を置く考え方とに大別することができる所、日本においては前者の考え方が浸透しているのに対して、アメリカでは後者の考え方を採用しているという差異がある。過失責任主義を前提としている日本やドイツでは、債務者が履行をしなかったことについて非難される点（つまり有責性）が債務不履行の要件として求められるのに対して、保証責任主義を前提としているアメリカでは約束原理に基づいて当事者間での危険分配ないし損害分配を重視し、約束された債務が履行されていないことが債務不履行の判断基準とされる<sup>13</sup>。紛争が発生した場合、過失責任主義を前提とすると、主観的要件の認定が重要となるのに対して、保証責任主義を前提とすると、「何が約束されていた債務であるのか」という点を認定することがより重要となることから、一般に契約締結段階で将来起こり得る事象を広く想定し、契約書上具体的な取り決めを事前に行っておくという契約実務が定着している。

また実務上も契約違反が発生した場合の救済手段は、損害賠償の方法によって実現されることが多いと言われている。もちろん差止などの仮処分による救済や、和解金の支払といった方法によって救済を受ける場合も多いが、差止については損害の拡大防止、和解については訴訟コスト、訴訟追行によるメリット・デメリットなどを考慮して和解によることがより合理的と思われる場合に用いられることから、理解としては損害賠償が一義的な救済手段であると理解して差し支えない。日本の契約実務においては、債権法上も履行を強制する方法での救済が重要視され、実務上もなんらかの契約違反があった場合であっても、契約関係の維持が優先される傾向が強いことと比べると、事情が異なっている。

---

<sup>11</sup> ALI, Restatement (second) of Contracts, §1.

<sup>12</sup> 例えば田中英夫『英米法総論上』16頁（東京大学出版会、1980年）などにも同様の指摘が見られる。

<sup>13</sup> 保証責任主義が近年の国際的な潮流となっており、国際物品売買条約（CISG）、ユニドロワ原則、ヨーロッパ契約法原則（PECL）なども保証責任主義を採用している。我が国においても民法（債権法）改正に係る議論の中でもっとも有力な学会意見の1つである民法（債権法）改正検討委員会『債権法改正の基礎方針』別冊NBL第126号（2009年）も保証責任主義を支持している。

## (ii) ライセンス契約の概要

ライセンス契約の定義については一様ではないが、例えば特許の所有権及び譲渡について規定する米国特許法 261 条との関係では、「米国特許法 261 条に規定する定義にあたらな  
い、各州契約法に基づく権利移転であって、その法的性質は特許権者の差止請求権の放棄  
と解されている」<sup>14</sup>という理解が示されている。契約という点については、ライセンス契  
約も様々な契約類型の 1 類型に過ぎず、アメリカにおいては救済面が重要視され、契約実  
務上も詳細な取り決めを行い、取り決め内容の適正な履行を図るための手段が講じられる  
ことになる。

例えば実務家によって執筆された解説書などによれば、ライセンス契約に盛り込まれる  
規定としては次のものがある。

### 【ライセンス契約書に盛り込まれる条項の例】

- ・ 定義規定
- ・ ライセンスの許諾範囲
- ・ ライセンス契約の期間
- ・ ライセンス契約の終了
- ・ ライセンス契約から派生する知的財産権に係る権利の帰属
- ・ ロイヤルティの支払条件
- ・ ロイヤルティ料率
- ・ ライセンス表記に係る取り決め
- ・ 第三者による権利侵害が生じた場合の取扱い
- ・ 損害賠償に係る定め
- ・ 表明・保証条項
- ・ 契約の地位の承継
- ・ 調停
- ・ 弁護士費用の負担
- ・ 契約内容の変更
- ・ 権利放棄
- ・ 準拠法 / など

(出所) Kelly L. Frey=Thomas J. Hall, Patent License Agreements Line by Line: A  
Detailed Look at Patent License Agreements and How to Change Them to Meet Your Needs,  
2009 WL 4668737 (ASPLBL).

<sup>14</sup> 村上政博=浅見節子『特許・ライセンスの日米比較第 4 版』152 頁 (弘文堂、2004 年)。

また Feinsberg によれば、契約上争われることの多い論点として例えば地位の承継 (Assignment) や弁護士費用 (Attorney's Fees)、倒産時の契約の終了 (Bankruptcy Termination)、契約の完全性 (Complete Agreement)、間接損害の申立て (Disclaimer of Consequential Damages)、衡平法 (equity)<sup>15</sup>上の救済 (Equitable Relief)、損害賠償 (Indemnification)、保証 (Warranty) などが指摘されているが、特に重要と考えられるのは損害賠償及び衡平法上の救済である。

ライセンス契約に不履行があった場合、ライセンサーはライセンシーに対して損害賠償責任を問うことができる。例えばライセンス契約で定めた範囲を逸脱してライセンス対象の特許権を利用した製品を販売した場合には、①契約の違反 (breach of contract) という理由又は、②特許権の侵害 (patent infringement) という理由に基づき、損害賠償責任を追求することが考えられる。①契約の違反に基づいて損害賠償請求を行う場合、合理的に予測できる損害 (reasonably foreseeable damages) が賠償の対象となるのに対して、②特許権の侵害に基づいて損害賠償請求を行う場合 (故意に基づいて (willfull) 契約に違反した場合など)、米国特許法 284 条に基づいて実際に生じた損害の 3 倍の範囲での賠償請求を行うことが可能となっている<sup>16</sup>。

また、ライセンサーは損害賠償の他、衡平法上の救済として、差止めを行うことができる場合がある。例えば、ライセンシーが (a) 許諾を受けた範囲を超えて知的財産権を利用する、(b) 許容されていないにも拘らず、サブライセンス (再実施権) を与える、(c) 許容されていない顧客に対してライセンスを与え、又は流通させる、(d) ライセンス契約の中止又は満了の場合に継続して知的財産を利用する、(e) ライセンス契約と矛盾する行為に出るなどにより、被害を被った場合に差し止めが認められるのは当然であるが、(f) ライセンシーがロイヤルティを適正に支払うことのないまま、ライセンスを利用し続ける場合<sup>17</sup>にも、単なる不払いの場合とは異なり、ライセンスの利用行為が差止めの対象になりうると考えられている<sup>18</sup>。

一方、ライセンサーの側のみならず、ライセンシーにも保護の手段が与えられており、一定の条件 (ライセンスの対象となる知的財産権が他の権利を侵害していることなど) の下、ライセンシーがライセンサーに対して損害賠償を請求できることができると考えられ

---

<sup>15</sup> 衡平法 (equity) とは、いわゆる英米法の国々 (アメリカやイギリス、カナダなど) において、国王に対する請願の処理にあたった大法官 (Lord Chancellor) により与えられた個別的な救済の集積により成立しているものであり、先例に基づく解決の集積であるコモン・ロー (common law) によっては、必ずしも適切に解決されない分野に適用される法準則である。

<sup>16</sup> Ian N. Feinberg, License Agreement Enforcement Considerations, PLI Order No. 19078, 2009, p. 19.

<sup>17</sup> See eBay, Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006).

<sup>18</sup> Ian N. Feinberg, License Agreement Enforcement Considerations, PLI Order No. 19078, 2009, p. 7.

ている<sup>19</sup>。

### (iii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、アメリカ企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。違約金の定めについては、具体的な損害額の予定をペナルティ条項の中に入れておいても法的効果が認められないため、違約条項を入れる場合には、契約違反によって発生する損害ないし損失について具体的な予測額を記載する必要がある<sup>20</sup>。

#### 【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告書への記載項目
- ✓ ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の保管義務とその範囲
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 調査・監査を実施できる期間の明記
- ✓ 調査・監査に関わる費用負担の明記
- ✓ 調査・監査を行う者の明記

### (iv) ロイヤルティの管理

ここでは主に6社の企業に対するヒアリングに基づいて述べる。ライセンス契約の管理部門などについて有効な回答を頂いた5社の回答は、知財部と法務部が共同で管理している企業、CFOが管理している企業、特許部又はCEO/CFOが管理している企業が各1社、法務部が管理している企業が2社となっている。CEO又はCFOが管理していると回答している企業であるが、後述「ロイヤルティ監査と経営者の注意義務」の項でも触れるように、アメリカではライセンス契約やロイヤルティ収入が経営において重要であればあるほど、その管理や回収について任務懈怠があれば注意義務違反を問われる可能性が示唆されており、経営者がコミットすることが重要であると考えている可能性が高い（恐らく実際の実務については、経理部や経営企画部のような事務局が行っているものと考えられる）。

<sup>19</sup> Ian N. Feinberg, License Agreement Enforcement Considerations, PLI Order No. 19078, 2009, p. 7-8.

<sup>20</sup> 法律事務所に対するヒアリングより。

- ✓ ライセンスの管理は事業開発部と知的財産・法務部が共同で行っている。(企業 A)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは通常 CFO である。(企業 B)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは特許部または CEO/CFO である。当該部門に属する人数は会社の 1～2 パーセント程度で、その全員が管理業務に携わっている。(企業 C)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは法務部である。(企業 E)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは法務部で、実際管理業務に携わるのは 3 人である。(企業 F)

またロイヤルティの適正な回収のための社内的な管理体制について、企業に対すしてヒアリングを行った所、5 社から具体的な回答を得ており、以下のようなコメントがあった。CFO がライセンス管理を行っていると回答した企業においては、組織上明確な管理体制を設けていないようであるが、知的財産部又は経理部が管理責任を負っている 3 社及び法務部が管理責任を負っている 1 社においては、ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みが財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられている。

なお、この点について、法律事務所に対してヒアリングを行ったが、一般論として回答できることがないとのことであり、上記 5 社におけるライセンスの管理部門が多様であることから分かるように、会社によって多様性が認められる性質のものと思われる。

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制があり、主管部署は知的財産部であるが、その管理責任については明確に規定されていない。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられており、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。(企業 A)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはなく、今後も必要とは考えていない。内部統制報告書は作成していない。(企業 B)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、主管部署は経理部で当該部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられており、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。(企業 C、企業 D)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、主管部署は法務部で当該部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられており、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。(企業 F)

管理対象としているライセンスをどのように管理しているのかについて企業にヒアリングを行った所、6社のうち3社において全数又はほぼ全数のライセンス契約について実施報告書（ライセンシーがライセンスを受けた知的財産の実施状況をライセンサーに報告する書類）を形式的にチェックする以上に調査ないし確認作業を行っており、3社においては一部を抽出してこれを行っている。後者の3社においては、契約締結から日が浅いもの、ロイヤルティの額が高額であるもの、その他外部情報やライセンシーの対応状況から何らかの疑義があるもの、ライセンシーの業種などを抽出していることが伺える。

- ✓ ロイヤルティに関する管理を行う対象は全数、又はほぼ全数である。（企業A、企業B、企業C）
- ✓ ロイヤルティに関する管理は、一部が対象として抽出され行われており、契約締結から日が浅いもの、多額のロイヤルティが発生しているもの、及び外部からの情報に基づき正当性に疑義がもたれるものが抽出されている。（企業D）
- ✓ ロイヤルティに関する管理は、一部を抽出して行われており、多額のロイヤルティが発生しているもの、ライセンシー企業の素振り（支払遅延歴の有無など）を基に抽出が行われている。（企業E）
- ✓ ロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し行われている。その抽出は、契約締結から日が浅いもの、契約後ある程度期間が経過し、しかるべき額のロイヤルティが生じているもの、多額のロイヤルティが生じているもの、少額のロイヤルティしか生じていないもの、対象特許の存続期間・契約期間が十分に残っているもの、及びライセンシー企業の業種を基に行われる。（企業F）

ライセンスやロイヤルティに関する管理について、外部委託することがあるかどうかについて企業にヒアリングを行った所、6社のうち4社においては全て自社スタッフが行うと回答したが、2社は監査法人ないし会計事務所に一部業務を委託しているとの回答があった。

- ✓ ロイヤルティに関する管理は、全て自社スタッフが行う。（企業A、企業B、企業C、企業F）
- ✓ ライセンスに関する管理業務は、一部が監査法人に依頼されている。（企業D）
- ✓ ライセンスに関する管理業務は、一部会計事務所に外部委託して行われている。（企業E）

## (2) ロイヤルティ監査

### (i) ロイヤルティ監査の意義

ロイヤルティ監査 (Royalty Audit) は、ライセンスに係る対価が適切になされることを担保する手段として認知されており、一般に、ライセンシーがライセンス契約上の義務を適切に履行しているかどうかについて評価することを目的として行う「情報の分析」と捉えられている<sup>21</sup>。つまり、アメリカにおいては後述するようにライセンシーの営業所における実査を行う場合には公認会計士などの第三者が行う場合が多いが、ライセンサー自身がライセンシーの契約履行を確保するために行う管理行動を広く含む概念であると理解することが適切であると考えられる。

アメリカにおいても以前はロイヤルティ監査に対して否定的な見方も存在しており、例えばロイヤルティ監査を実施することによって、①ライセンシーとの信頼関係にとってマイナスの影響を与える可能性があること、②ロイヤルティ監査に係る費用が過大になり、必ずしも望ましい結果に至らない可能性があるということ、③ライセンサー自身がライセンス契約内容とその履行に疑問を持っておらず、ロイヤルティ監査の必要性を感じていない場合があること、といった事情があることは事実であり、かつてはこれらの理由から米国企業においてもロイヤルティ監査を忌避する傾向が見られたとも言われている<sup>22</sup>。

しかし、こうしたロイヤルティ監査に対する否定的な見方も今日的には支持を失いつつあり、現在ではそのメリットが広く認識されるに至った結果、ロイヤルティ監査を行うことが一般的となっている<sup>23</sup>。

ロイヤルティ監査を行うことのメリットについては様々な指摘があるが、例えば Phillips 及び Daniel の整理が参考になる。両氏によれば最も重要な意義は、やはりライセンス契約に基づきロイヤルティの計算や支払いが適正になされるのを確保することであるとされているが、その他にも、聞き取り調査などを通じて、知的財産権に対する侵害の可能性がないか確認を行うことが出来る他、事業を取り巻く環境が変化した場合に、ライセンサーが既存の取引先との取引関係を中止又は変更するための口実を得る手段となることからロイヤルティ監査を行う意義があるとしている<sup>24</sup>。また Debora 及び Judy の論稿によれば、約 8 割のライセンシーが過少報告又は過少払いをしており、約 4 割のケースでは過少払いの額が本来支払われるべきロイヤルティの 25%に相当する額を上回っている

---

<sup>21</sup> Russell Parr, *Royalty Rates for Licensing Intellectual Property*, John Wiley & Sons, Inc., 2007, p. 190.

<sup>22</sup> Russell Parr, *Royalty Rates for Licensing Intellectual Property*, John Wiley & Sons, Inc., 2007, p. 189.

<sup>23</sup> Russell Parr, *Royalty Rates for Licensing Intellectual Property*, John Wiley & Sons, Inc., 2007, p. 189.

<sup>24</sup> Scott D. Phillips=Brian D. Daniel, *Licensing Audit Programs: Issues and Practices*, PLI Order No. G0-003E, 1999, p. 2-3.

というデータを紹介しており、注目に値する<sup>25</sup>。このようなデータを見ても、ロイヤルティ監査を行うことで適正なロイヤルティの回収を図ることを検討する意義があるものと考えられる。

### 【補足】ロイヤルティ監査と経営者の注意義務

ライセンス契約の管理及びロイヤルティ監査の実施は、取締役及び執行役ら経営者の注意義務（duty of care）の範疇に含まれるのだろうか。現時点までに明示的にライセンス契約の管理不備やロイヤルティ監査の未実施ないし不備があったことを以って経営者の注意義務違反が認定されたリーディングケースは確認できなかった。しかし特許権を始めとする知的財産権の意義やロイヤルティ収入の意義はアメリカにおいては特にその重要性を増している<sup>26</sup>。経営者に課されている注意義務は相対的なものであり、ロイヤルティ収入にその収益のほとんどを依存している会社であればより厳格な注意義務が経営者には求められるだろうし、ロイヤルティ収入や知的財産権が会社全体の中でほとんど重要性を有していない会社において同様の注意義務の程度が求められる訳ではない。

また2002年企業改革法によって適正な財務報告を担保するために、厳格な内部統制体制の構築が求められており、ライセンス収入に係る管理についても財務報告に係る内部統制の一環として、適正な管理が求められている可能性が高い。すなわち企業改革法上は、ロイヤルティ債権を適切に行使しなかったことについての注意義務が問題とされるというよりは、財務報告に係る内部統制構築に瑕疵があったことが問題視される。また財務報告に係る内部統制について定める企業改革法違反に対する民事及び刑事的な制裁に加えて、経営者は株主によるクラス・アクションを強く意識すべきであるとの指摘もある<sup>27</sup>。すなわち、近年の株主訴訟の中には、知的財産権に係る重要な情報に係る報告の不備が問題となった事案や、知的財産の価値に係る報告の不備が問題となった事案<sup>28</sup>なども存在しており、株主は知的財産権の適正な管理及び運用に関心を払うようになってきていることから、経営者はこうした株主の関心を無視すべきではないとしている。

また企業改革法は、経営者が知的財産権を維持し、最大限活用すべきことを注意義務の内容として要求しており、経営者は企業の責任を最小限にする責務を有しているとする意

---

<sup>25</sup> Debora R. Stewart=Judy A. Byrd, Royalty Misreporting: Magnitude and Meaning, 27 No.9 Licensing Journal, p. 1-2. (2007).

<sup>26</sup> 例えばアメリカにおける知的財産権の価値はGDPの45%に相当する5兆ドルにも上っていると指摘する文献も見られる (Tamsen Valor, Sabanes-Oxley Compliance and Intellectual Property Portfolios, 22 No.4 Intell. Prop. & Tech. L.J. 1, 2 (2010)).

<sup>27</sup> Tamsen Valor, Sabanes-Oxley Compliance and Intellectual Property Portfolios, 22 No.4 Intell. Prop. & Tech. L.J. 1, 2 (2010).

<sup>28</sup> 例えば In re Pfizer Inc. Sec. Litig., 584 F. Supp. 2d. 621 (S.D.N.Y. 2008)., Consolidated Sec. Litig., 543 F.3d 150 (3<sup>rd</sup> Cir. 2008). など、連邦証券取引法上の開示義務との関係で争われた事案が存在する。

見もあり、特にスタートアップ期のハイテクベンチャー、製薬会社、医療デバイス、バイオ、高級ブランドメーカーなどの特定のコアとなる知的財産権に企業価値が依存されている企業においては特にその傾向が強い<sup>29</sup>。

## (ii) ロイヤルティ監査の実態

アメリカにおけるロイヤルティ監査の実態を見ると、ある程度一般的な方法が確立されていると考えられる。例えばロイヤルティ監査を担当する者としては様々な者が考えられ、ライセンサー自身の上級職員が担当することもあると言われている<sup>30</sup>が、実際にはライセンサーにとってもライセンシーにとっても公平な第三者が望ましいとされ、これを満たすことが期待される公認会計士 (certified public accountant : CPA) が選任されるのが一般的と言われている<sup>31</sup>。

また、ロイヤルティ監査の手順も概ね確立されており、大きく2段階に分かれている<sup>32</sup>。第一の「現場調査に先立つ調査 (Pre-Site Analysis)」では、ライセンサーが定期的にライセンシーによる報告に係る計算や検討を行うことが必要となる。まず、ライセンシーから提出されたロイヤルティ報告書につき、その正確性が認められるかを確認する必要があるが、この際に利用される方法は複数存在している。一つは、ロイヤルティの基礎となる要素 (例えば製品の販売数) とロイヤルティ料率を掛け合わせるという、最も単純な方法である (但し、この方法には基礎となる要素自体が誤って報告される可能性を排除できないという難点がある)。また、単位販売テスト (Unit Sales Test) と呼ばれる方法も利用されている。これは、以下の算定式により適正なロイヤルティを算出するものである。

### 【単位販売テスト】

当初在庫 + 生産された単位 - 販売された単位 - 廃棄 = 最終的な在庫

(出所) Scott D. Phillips=Brian D. Daniel, Licencing Audit Programs: Issues and Practices, PLI Order No.G0-003E, 1999, p. 8.

<sup>29</sup> Tamsen Valor, Sabanes-Oxley Compliance and Intellectual Property Portfolios, 22 No.4 Intell. Prop. & Tech. L.J. 1, 2 (2010). Valoir 弁護士は企業改革法が求める注意義務という表記をしているが、適正な財務報告及び連邦証券取引法を始めとする法令遵守体制などについては企業改革法の要請を実現するため、必然的に経営者に求められる注意義務と考えることが出来るが、知的財産権を最大限活用するといった注意義務については、本来的に州コモン・ロー上の注意義務と構成するのが適切であろう。もっとも Delaware 州などの判例上は、会社資産の効率的活用に係る経営判断について、経営判断原則によって保護される可能性が高いことから、実務家として意識的にこのような表現をしている可能性がある。

<sup>30</sup> Tamsen Valor, Sabanes-Oxley Compliance and Intellectual Property Portfolios, 22 No.4 Intell. Prop. & Tech. L.J. 1, 2 (2010), p. 11.

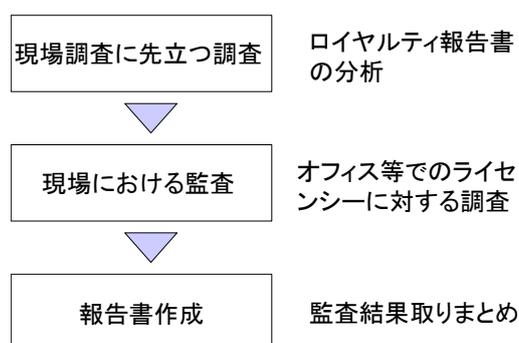
<sup>31</sup> Russell Parr, Royalty Rates for Licensing Intellectual Property, John Wiley & Sons, Inc., 2007, p. 191.

<sup>32</sup> Scott D. Phillips=Brian D. Daniel, Licencing Auditt Programs: Issues and Practices, PLI Order No.G0-003E, 1999, p. 7-11.

以上の2つの方法はあくまで形式的に計算上の整合性を確認するものであるが、さらに、モデルとなる販売状況を算定し、全体の販売状況を推計する「単位価格分析 (unit price analysis)」と呼ばれる方法も利用されており、より実質的な情報の分析がなされている。この方法による場合、他の条件についての調査を行う必要があり、例えば事前に許諾した範囲でライセンスが使用されているかということや、ライセンスに基づいて製造された製品がライセンサーの要求に合致した品質を備えているか、といった点が問題となる。

第二の「現場における監査 (On-Site Auditing)」では、事前の調査を踏まえて、ライセンサーのオフィスなどで実地の検証を行うことになる。前述の通り、どの範囲での調査を行うかについては、契約書において事前に定められており、業種や事業環境などにより様々であると考えられる。そして、以上を踏まえて、監査の結果については監査報告書として取りまとめられることとなる。

#### 【ロイヤルティ監査の手順 (イメージ)】



(出所) Scott D. Phillips=Brian D. Daniel, Licencing Audit Programs: Issues and Practices, PLI Order No.G0-003E, 1999.

なお、関係を強化するという観点から、ロイヤルティ監査の過程におけるライセンサーとライセンサーとの間のコミュニケーションを積極的に行うことの重要性も強調されている (例えば、調査開始時にライセンサーに通知を行うことや、ロイヤルティの計算方法に問題が発見された場合、ライセンサーに通知を行うことその他、監査報告書受領後にもライセンサーへの連絡を行うことが推奨されている)<sup>33</sup>。

ロイヤルティ監査の実態について6社の企業にもヒアリングを行った所、外部監査人を活用した監査を1事業年度に一度行っていると回答した企業が4社あった。また1社についてはライセンス管理業務の一部を会計事務所に委託していることから、実質的にはロイヤルティ監査と呼ぶべき管理業務が行われていると考えられるが、当該企業から明示的に外部監査人によるロイヤルティ監査が定期的に行われているとの回答は得られなかった。

<sup>33</sup> Russell Parr, Royalty Rates for Licensing Intellectual Property, John Wiley & Sons, Inc., 2007, p.195.

残りの1社については外部監査人によるロイヤルティ監査を実施しておらず、自社社員による検査を実施しているとの回答であった。

なお、ロイヤルティ監査の実態について法律事務所にヒアリングを行った所、ロイヤルティ監査は、これを行う必然性がある場合において定期的に行われるものであって、一概に実態を回答することは難しいとのことであった<sup>34</sup>。

- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査は、1事業年度に一度行われている。(企業A)
- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査、自社検査部門による立入調査及び自社スタッフによる実施報告書など書類の確認 (off-site examination) は、それぞれ1事業年度に一度行われている。(企業B)
- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査、自社検査部門による立入調査及び自社スタッフによる実施報告書など書類の確認 (off-site examination) は、それぞれ1事業年度に一度行われている。(企業C)
- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査は1事業年度に一回、自社スタッフによる実施報告書など書類の確認 (off-site examination) は、半期ごとに行われている。(企業D)
- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、一部会計事務所に外部委託して行われており、ライセンスないしロイヤルティについての自社スタッフによる実施報告書など書類の確認 (off-site examination) は、四半期に一度行われている。(企業E)
- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての自社スタッフによる実施報告書など書類の確認 (off-site examination) は、四半期に一度行われている。ライセンスないしロイヤルティに関する能動的管理において、過少払い又は未払いが発見されたことがあるが、過少払いや未払いがあるのは管理対象全体の5パーセント未満である。過少払いまたは未払い金は回収できなかった。適切なロイヤルティ支払いの検証、契約内容遵守の確認、将来のロイヤルティ支払いに対する適正化、及び株主に対する説明責任やコーポレートガバナンスにおけるメリット享受、といったことがその意義と考える。(企業F)

<sup>34</sup> 法律事務所に対するヒアリングより。

## 【補足】裁判所の付随的救済命令に見るロイヤルティ監査

近時の裁判例<sup>35</sup>の中には、裁判所が衡平法上の権限として発出した付随的救済命令の中で、公認会計士によるロイヤルティ監査を毎年行うことを命じているものも見られる<sup>36</sup>。この事案は、Presidio Components 社（以下、「Presidio 社」という。）が American Technical Ceramics 社（以下、「ATC 社」という。）に対して特許権侵害を理由に訴えを提起したものであるが、裁判所は ATC 社が 2009 年 12 月 1 日から 2010 年 4 月 13 日の間、Presidio 社の権利を侵害したことによる約 23 万 5,000 ドルの追加的な損害を認定し、今後 ATC 社から適切なロイヤルティ支払いがなされるよう、①ATC 社が Presidio 社に対して、4 半期毎にライセンスを受けている製品に係る適正な売上帳簿（販売量、販売日、販売価格、総販売額が示されている必要がある）を提出すること、②ATC 社は Presidio 社に対して本裁判所の命令を遵守していることを担保するため、ATC 社の記録や文書について毎年監査を行うことを認めなければならないこと、③ATC 社は Presidio 社に対してライセンスを受けている製品のいかなるデザインの変更についても通知すること、の 3 点を命じている。特に①と②については、裁判所がライセンシーにロイヤルティ監査を受けることを受認する義務を課している点で注目に値するが、裁判所はさらに②について中立的な立場にある公認会計士によって行われる必要があり、監査費用は原則 Presidio 社が負担するものの、5%を超える過少払いが確認された場合には ATC 社がこれを負担することを命じている<sup>37</sup>。

同様の付随的救済命令は、商標権侵害の事案においても見られる<sup>38</sup>。すなわち、Red Head, Inc 社（以下、「RHI 社」という。）が Fresno Rock Taco LLC（以下、「Rock Taco 社」という。）に対して商標権侵害（商標に係るライセンス契約について、支払うべきロイヤルティの不払い、ロイヤルティ監査の拒絶、品質の低い商品並びにサービスの提供などがあること）を理由に仮差止請求と差押命令の請求を提起した事案において、裁判所は仮差止請求を認めたものの、差押請求は棄却したが、付随的救済命令として、Rock Taco 社に対してロイヤルティ支払額を確定させ、裁判所の命令を遵守するため、争いのある期間に係る同社の帳簿及び記録について、RHI 社が監査を行うことを認めることを命じている。

---

<sup>35</sup> Westlaw International が提供する全連邦裁判所及び全州裁判所における判例を対象としたデータベース（ALLCASES）において、2009 年 1 月 1 日から 2010 年 10 月 25 日までの範囲で「licence agreement」、「royalty」、「audit」という用語を含む判例計 46 件を対象としてサーベイを行った範囲で確認されたものを紹介する。

<sup>36</sup> Presidio Components Inc., v. American Technical Ceramics Corp. 2010 WL 3070370 (S. D. Cal. ).

<sup>37</sup> 2010 年 1 月 1 日以降、アメリカの全ての連邦裁判所及び全ての州の裁判所において公表された判決の中で、「licence agreement」、「royalty」、「audit」という用語を含む判例は 17 件存在するが、同様の命令を発している判例は他には確認出来ない。

<sup>38</sup> Red Head, Inc. v. Fresno Rock Taco, LCC, 2009 WL37829 (N.D.Cal.).

## 2. イギリス

### (1) ライセンス契約

#### (i) 契約の意義と私法救済

##### ① イギリス法の特徴

イギリスにおける「法」を理解し、日本や諸外国のそれと比較を行うためには、イギリスがいわゆる判例法(コモン・ロー)主義を採用していることを確認しておく必要がある。

イギリスはアメリカと同様、コモン・ローが一義的な法源として機能し、重要な法創造機能を担っていることから、今日においても多くの法規範が判例によって形成されている。但し、アメリカと異なり連邦制を採用していないため、州法が民法を構成し、それを連邦法が修正するといった構成とはなっていない。

##### ② 契約の意義と私法救済

イギリスにおける契約法は、アメリカと同様、裁判所によって形成されたコモン・ローによって形成されており、成文法が存在しているわけではない。そもそも、イギリスにおける契約法については、「いわば歴史的偶然で発展してきた訴訟形式とそれに従って集積されてきた判例法に対して、事後的に『講学的』に(19世紀の教科書執筆者が判例法を解説したあり方に従って)、不完全ながら、ある程度の体系的説明を与えようとした努力の産物」<sup>39</sup>とさえ言われているように、何らかの抽象的概念を用いて体系化を図ることは重視されてこなかった経緯がある。従って、契約一般に妥当する統一的な定義も特に存在していないが、「歴史的偶然で発展してきた訴訟形式とそれに従って集積されてきた判例法」という表現からも分かるように、実際の訴訟における紛争の解決が重要視されてきたことは明白である。従って、イギリスにおける契約の捉え方は基本的にアメリカのそれと類似しており、救済が重視された当事者間の取り決めといった捉え方がなされていると言えよう。

また、以上から、イギリスにおける契約実務の特徴も、アメリカのそれと類似していることが推測され、事前に詳細な取り決めを行う傾向が強いことが予想される。この点についてはアメリカの場合と同様に、複合的な要因によるものであるが、裁判所による救済を視野に入れた契約書作成実務が行われることが前提となっていることや、債務不履行に関する基本的な考え方が根底にあると考えられる。すなわち、イギリスではアメリカと同様

---

<sup>39</sup> 幡新大実『イギリス債権法』163頁(東信堂、2010年)。

に保証責任の考え方を採用しており、約束原理に基づいて当事者間での危険分配ないし損害分配を重視し、約束された債務が履行されていないことが債務不履行の判断基準とされるため、紛争が発生した場合、「何が約束されていた債務であるのか」という点を認定することがより重要となることから、一般に契約締結段階で将来起こり得る事象を広く想定し、契約書上具体的な取り決めを事前に行っておくという契約実務が広く行われることになると考えられる。

## (ii) ライセンス契約の概要

イギリスにおいてもライセンス契約の確立した定義は存在していないが、制度上特殊な要因が存在しているわけではなことから、他の主要国と同様に「知的財産権の実施許諾をもたらす契約」といった捉え方がなされていることが推測される。

公表されている文献において、具体的にどのような条項がライセンス契約に盛り込まれるかを紹介しているものは見当たらなかったが、前述の契約法の考え方に照らせば、アメリカと同様、日本やドイツなどに比べて比較的詳細な契約書となるのが一般的であると予測される。

ライセンス契約に不履行があった場合、ライセンサーはライセンシーに対して契約違反を理由として損害賠償責任を問うことができる<sup>40</sup>他、不法行為を理由とした損害賠償請求を行うこともできると考えられる<sup>41</sup>。

また、日本とは異なり、ライセンサーは損害賠償の他、エクイティ上、不法行為を理由とした差止めを行うことができる場合があると考えられる<sup>42</sup>。

## (iii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、イギリス企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。

### 【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告の頻度

<sup>40</sup> 幡新大実『イギリス債権法』280頁（東信堂、2010年）。

<sup>41</sup> 幡新大実『イギリス債権法』152-153頁（東信堂、2010年）。

<sup>42</sup> 幡新大実『イギリス債権法』144頁（東信堂、2010年）。

- ✓ 実施報告書への記載項目
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 調査・監査を実施できる期間の明記
- ✓ 調査・監査に関わる費用負担の明記
- ✓ 調査・監査を行う者の明記
- ✓ 違約時のペナルティの明記

#### (iv) ロイヤルティの管理

ライセンスの管理を担当している部門について、今回ヒアリングを実施した4社においては、経理部と回答した企業が2社、事業部門と知的財産部と回答した企業がそれぞれ1社であった。この点、法律事務所に対するヒアリングの中では、一般論としてロイヤルティの管理部門を回答することは難しいが、ライセンス契約に関連して交渉が発生した場合には法務部が対応している場合が多いとのコメントがあった<sup>43</sup>。

- ✓ ライセンスの管理を担当するのは経理部である。(企業A)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは事業部門(開発セクション)であり、実際にライセンス管理に関わるのは2、3名である。(企業B)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部であり、実際にライセンス管理に関わるのは2、3名である。(企業C)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは経理部が中心である(企業D)

またロイヤルティの適正な回収のための社内的な管理体制について、法律事務所へ一般論として質問を行った所、社内的な管理体制がある企業が多いとのコメントを得た。企業に対するヒアリングにおいても、4社全てにおいて社内的な管理体制が存在し、責任部署が明確になっていることが確認され、比較的多くの企業においてロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制が整備されていることが伺える。また4社のうち3社においては、当該管理体制が財務報告に係る内部統制体制の一部として位置付けられている。

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、経理部が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的

<sup>43</sup> 法律事務所に対するヒアリングより。

な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられている。(企業A)

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、事業部門が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。(企業B)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、知的財産部が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられている。(企業C)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり経理部が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられている。(企業E)

管理対象としているライセンス契約について、企業に対するヒアリングの中で質問した所、一部を抽出し実施されていると回答した企業が1社あったが、残りの3社については全数又はほぼ全数を管理の対象としているとの回答であった。

- ✓ ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は一部、最近締結された契約やロイヤルティの額が大きい契約を抽出して実施している。(企業A)
- ✓ ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理を行う対象は全数、又はほぼ全数である。(企業B、企業C、企業D)

ライセンスやロイヤルティに関する能動的な管理について企業にヒアリングを行った所、4社ともに自社スタッフのみで管理を行っており、定期的な帳簿確認が行われている。また自社社員による現地検査が行われることがあると回答した企業が1社、現地調査までは滅多に行わないものの書面での照会を行うと回答した企業が1社見られた。

- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンスに関する能動的な管理について、自社社員による立入検査を行うことがある他、毎年実施報告書などの調査を行っている。(企業A)
- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。自社社員に

よる立入検査を行うことはないが書面で確認を行うことがある。実施報告書などの調査については毎月行っている。(企業B)

- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。自社社員による立入検査を行うことは滅多にない。実施報告書などの調査については定期的に行っている。(企業C)
- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。実施報告書などの調査については毎年又は半年毎に行っている。(企業D)

## (2) ロイヤルティ監査

企業に対するヒアリングに対応頂いた4社においては、いずれも自社社員による立入検査、書面での照会、実施報告書などの調査が行われており、能動的な管理が広く行われていることを伺わせる。もっとも監査法人などの外部専門家を活用してロイヤルティ監査を実施していると回答した企業は見られなかった。

この点、法律事務所に対するヒアリングにおいては、ブランド商品、キャラクター商品、スポーツ用品、その他消費財サービスについては、知的財産を管理するエージェントが存在していることが多く、当該エージェントがライセンス契約の交渉や管理を行っていることが多いとのコメントがあった。またこれらエージェントは、クライアント企業のために大手会計士事務所を活用したロイヤルティ監査を実施することが多いとのコメントもあり、業界によって事情が異なっていることが伺える。

## 3. フランス

### (1) ライセンス契約

#### (i) 契約の意義と私法救済

#### ① フランス法の特徴

フランスにおける「法」を理解し、日本や諸外国のそれと比較を行うためには、フランスがいわゆる大陸法主義を採用しており、成文法が中心的な役割を果たしていることを確認しておく必要がある。

フランスは日本やドイツと同様、議会により制定された法律が一義的な法源として機能しており、法令の解釈において判例が事実上の拘束力を発揮している。

## ② 契約の意義と私法救済

フランスにおいては制定法が契約法を規定しており、民法典（Code Civil）がその中心的な役割を果たしている。民法典において契約の定義規定は見当たらないが、基本的には他の主要国と同様に、当事者間の義務の履行とその違反が生じた場合における救済が要件となっていると考えられる。

また、フランスにおいては、契約当事者の内心の意思が重視されることが特徴的であると言える<sup>44</sup>。この点を反映し、アメリカやイギリスとは対照的に、債務不履行責任の基本構造につき過失責任に基礎を置く考え方が支配的であることも重要である。フランスにおいても現在の日本やドイツと同様に債務者が履行をしなかったことについて非難される点（つまり有責性）が債務不履行の要件として求められるため、主に主観的要件の認定が重要となり、事前に将来起こり得る事象を広く想定し、具体的なリスク配分を契約書上明記しておくインセンティブに乏しいと指摘することができると考えられる。

なお、契約違反が発生した場合の救済手段についてもアメリカとは異なる考え方が採用されており、債務不履行が生じた場合には履行を強制する方法での救済が重要視され、直ちに契約関係を解消するのではなく契約関係を維持することが優先される傾向が強いと考えられる。

### （ii） ライセンス契約の概要

フランスにおいてもライセンス契約の確立した定義は存在していないが、制度上特殊な要因が存在しているわけではなことから、他の主要国と同様に「知的財産権の実施許諾をもたらす契約」といった捉え方がなされていることが推測される。

公表されている文献において、具体的にどのような条項がライセンス契約に盛り込まれるかを紹介しているものは一先ず見当たらないが、前述の契約法の考え方に照らせば、日本やドイツと同様に、アメリカやイギリスに比べて比較的簡略化された契約書となるのが一般的であると予測される。

ライセンス契約に不履行があった場合、ライセンサーはライセンシーに対して契約違反を理由として損害賠償責任を問うことができる<sup>45</sup>他、不法行為を理由とした損害賠償請求を行うこともできると考えられる<sup>46</sup>。

---

<sup>44</sup> Catherine Valcke, On Comparing French and English Contract Law: Insights from Social Contract Theory, 2008, available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1328923>, p. 4-5. [最終アクセス日：2011年2月18日]

<sup>45</sup> 民法典L第1142条。

<sup>46</sup> 民法典L第1382条。

### (iii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、フランス企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっており、相対的に詳細な記述を行うことが多いようである。

#### 【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告の頻度
- ✓ 実施報告書への記載項目
- ✓ 関係書類の保管義務とその範囲
- ✓ 関係書類の指定
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 調査・監査を実施できる期間の明記
- ✓ 調査・監査に関わる費用負担の明記
- ✓ 調査・監査を行う者の明記
- ✓ 違約時のペナルティの明記（違約金、契約解除）

また同じく法律事務所に対するヒアリングによれば、違約時のペナルティとして未払いロイヤルティ金額の120%に相当する額を違約金として定めることが多いとの指摘があった。

### (iv) ロイヤルティの管理

法律事務所に対してフランスにおけるライセンスの管理をどのような部門が行っていることが多いのかについて一般論として質問した所、「各企業によって様々ではあるが、比較的規模の小さな企業では、各事業部が本部に近い部署（財務部、及び適切な場合には法務部）の支援や管理を受けて行い、大規模な企業では法務部が管理し、各事業部の依頼を受け、また財務部の承認を得ることが多い」<sup>47</sup>との回答を得たが、今回ヒアリングを実施した5社の場合、4社が知的財産部においてロイヤルティの管理を行っているとは回答し、残

<sup>47</sup> 法律事務所に対するヒアリングより。

りの1社において法務部が管理を行っているとのことであった。法律事務所のコメントにもあったように、この点については企業によって様々であることが伺える。

- ✓ ライセンスの管理を担当するのは法務部（5名程度）で、実際にライセンス管理に関わるのは3名である。（企業A）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（8名）であり、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。（企業B）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは総合知的財産部（8名）であり、実際にライセンス管理に関わるのは8名である。（企業C）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは発明に係わる部署（知的財産部）（特許出願及び付随手続、移転などを行う）及び商品ライセンスに係わる部署（計25名）で、実際にライセンス管理に関わるのは10名程度である。（企業D）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部である。（企業E）

またロイヤルティの適正な回収のための社内的な管理体制について、法律事務所に一般論として質問を行った所、ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制がある企業が多く、知的財産部及び経理部が責任を負うことが明確になっていることが一般的となっているようである。また企業に対するヒアリングでは、以下のようなコメントが得られた。

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理は、法務部及び経理部で行われており、それら担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられはしない（企業A）
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、知的財産部が所管しているが、その管理責任については明確には規定されていない。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。（企業B）
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、知的財産部と商業部門が所管しており、その管理責任は経理部が負う。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。（企業D）
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みは現状ないが、

将来的には必要であると考え。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。(企業E)

管理対象としているライセンス契約について、法律事務所に対するヒアリングによれば、ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関して、「実施報告書」の形式的なチェック以上の調査・確認は、一部を抽出し実施されていることが多く、外部からの情報に基づき正当性に疑義が持たれているものがその対象となっていることが多いのではないかとのコメントを得た。この点について、企業に対するヒアリングでも、一部を抽出し実施されていると回答した企業が1社あったが、残りの4社については全数又はほぼ全数を管理の対象としているとの回答であった。恐らく一般論としては、一部抽出して管理を行っているものの、フランスにおいては各企業の事情によって全数又はほぼ全数を管理の対象としている企業も多いことが伺える。

- ✓ ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理を行う対象は全数、又はほぼ全数である。(企業A、企業B、企業C、企業D)
- ✓ ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は一部、外部からの情報に基づき正当性に疑義が持たれるものを抽出して実施している。(企業E)

ライセンスやロイヤルティに関する能動的な管理について企業にヒアリングを行った所、4社は自社スタッフのみで管理を行っており、定期的な実施報告書・書類確認が行われている。自社スタッフのみで管理を行っている4社のうち、1社については例外的な場面においてのみではあるが自社スタッフによる立入検査を行うことがあるとの回答であった。5社のうち1社においては、ライセンス契約に関する管理業務の一部を弁護士及びに委託していると回答している。

- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、一部弁護士及び弁理士に委託している。ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の実施頻度は、自社社員による立入調査が1年に一度以下、自社社員による書類などの調査が四半期に一度程度である。(企業A)
- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、自社社員による実施報告書などの調査は1年～3年に一度程度行っている。(企業B)

- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、自社社員による実施報告書などの調査は1事業年度に一度程度行っている。(企業C)
- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、自社検査部門による立入調査は例外的に行われることがあり、自社社員による実施報告書などの調査は1事業年度に一回程度行われる。(企業D)
- ✓ ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、外部監査人による監査及び自社スタッフによる実施報告書などの確認はそれぞれ1事業年度に一回行われる。(企業E)

## (2) ロイヤルティ監査

企業に対するヒアリングにおいては、5社中、4社からロイヤルティ監査の実態についてコメントを得ることが出来た。

### 【企業A】

- ✓ ロイヤルティ外部監査費用については、対象とする事案の状況(一ヶ所か複数ヶ所か、地元における調査のみか他国に及ぶか、自社製品が使用された装置の調査か経理書類の調査か)などにより異なると考える。
- ✓ ロイヤルティ監査費用の負担者については、未払いロイヤルティの有無によって異なり、通常、未払がロイヤルティの5%を超えた場合ライセンシーが負担すると考える。
- ✓ ライセンシーに対して行う監査に必要な日数は、1週間弱、通常2日程度である。
- ✓ ロイヤルティ監査の結果、未払いまたは過少払いが発見されたことがあり、その割合は管理対象全体の5%以下である。
- ✓ 発見された過少払いの全てについて回収できた(昨年度、実額:5千万米ドル未満)。
- ✓ 発見された未払いについては、通常和解契約に基づき解決される。これまで半数程度が回収された。

### 【企業B】

- ✓ ライセンシーに対して監査を行う場合、必要となる期間は2時間~2日程度である。
- ✓ 過去に未払いや過少払いが発見されたことはあるが、ほとんど皆無である。

- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の成果として、ロイヤルティ算定基準の適正化及びライセンス実施規定の見直しがなされた。
- ✓ 未払いや過少払いは新規製造の見落としが主な原因である。
- ✓ 未払いや過少払いが発見された場合には警告状を送付する。
- ✓ 能動的なライセンス管理を行う意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報の入手、株主に対する説明責任や、コーポレートガバナンスにおけるメリット享受といったことが挙げられる。
- ✓ ロイヤルティ監査を行う際には、ライセンシーとの関係、社内他部署との関係、社内の人材不足及び社内規定の不備などが問題となる。

#### 【企業D】

- ✓ ライセンシーに対して監査を行う場合、書面の確認に必要となる期間は2～3ヶ月程度である。
- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の成果として、ロイヤルティ算定基準の適正化及びライセンス実施規定の見直し、及び当社顧客及びパートナー企業における信頼が増した、といったことが挙げられる。
- ✓ 未払いや過少払いは、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違い、及びライセンスによる義務的な管理権限付与における遅滞がその主な原因と考える。
- ✓ 未払いや過少払いが発見された場合には、契約関係の停止決定、ライセンスされた製品の市場出荷の停止などの措置が取られる。
- ✓ 能動的なライセンス管理を行う意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、将来のロイヤルティ支払に対する適正化、市場における定評の広まり、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報の入手、契約内容・契約交渉に関するスキルアップ、株主に対する説明責任やコーポレートガバナンスにおけるメリット享受といったことが挙げられる。

#### 【企業E】

- ✓ ライセンシーに対して監査を行う場合、その期間はケースにより異なる。
- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の成果として、違約金の支払いが行われた。
- ✓ 未払いや過少払いは、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違いがその主な原因と考える。
- ✓ 能動的なライセンス管理を行う意義としては、契約内容遵守の確認が挙げられる。

- ✓ ロイヤルティ監査を行う際には、ライセンサーとの関係、及び社内他部署との関係が問題となる。

## 4. ドイツ

### (1) ライセンス契約

#### (i) 契約の意義と私法救済

#### ① ドイツ法の特徴

ドイツにおける「法」を理解し、日本や諸外国のそれと比較を行うためには、①ドイツがいわゆる大陸法主義を採用しており、成文法が中心的な役割を果たしていること、②ドイツが連邦国家であること、という2点を確認しておく必要がある。

ドイツは日本やフランスと同様、議会により制定された法律が一義的な法源として機能しており、法令の解釈において判例が事実上の拘束力を発揮している。

また、ドイツが連邦国家であることは前述の通りであるが、同じく連邦制を採用しているアメリカと対照的に、州の立法権が相対的に小さいのが特徴である。州 (Länder) は基本法 (Grundgesetz : GG) が連邦 (Bunde) に立法権限を与えていない限りで立法権を有するとされているものの、連邦の専属的立法権 (ausschließliche Gesetzgebung) が定められている<sup>48</sup>他、州の立法権限と連邦の立法権限が競合する「競合的立法 (konkurrierenden Gesetzgebung)」<sup>49</sup>の分野においては、連邦が立法権を行使しなかった範囲に限って州が立法権を有するとされており<sup>50</sup>、実際には州法が規制する分野は限定的である。契約法についても原則として連邦の立法に基づく法律 (連邦法) が規定している。

#### ② 契約の意義と私法救済

<sup>48</sup> GG 第 73 条。連邦の専属的立法分野として挙げられているのは、①外交及び一般住民の保護を含む防衛、②連邦における国籍、③移動の自由、旅券制度、出入国及び犯罪人の引渡、④通貨、貨幣・造幣制度、度量衡、日時制度の決定、⑤関税及び通商区域の統一、通商・航行条約、貨物取引の自由、関税及び国境の警備を含む外国との貨物取引及び支払取引、⑥航空交通、⑦連邦鉄道の交通、線路の建設、維持、運営、利用料金の徴収、⑧郵便及び電気通信制度、⑨連邦及び連邦直轄の公法上の機関に勤務する者の法律関係、⑩各種分野における連邦と州の協力、⑪連邦のために利用する統計、である。

<sup>49</sup> 競合的立法分野として挙げられているのは、①民法、刑法、刑の執行、裁判所構成、裁判手続、弁護士制度、公証人制度ならびに法律相談、②各種経済法 (鉱業、工業、エネルギー産業、手工業、営業、商業、銀行、証券取引所制度、私法上の保険制度) の他、③経済的権力の濫用の防止など多岐に亘っている (GG 第 74 条第 1 項)。

<sup>50</sup> GG 第 72 条第 1 項。

ドイツにおいては前述の通り連邦法が契約法を規定しており、いずれの州においても民法典（Bürgerliches Gesetzbuch：BGB）がその中心的な役割を果たしている。民法典において契約の定義規定は見当たらないが、基本的にはアメリカと同様に、当事者間の義務の履行とその違反が生じた場合における救済が要件となっていると考えられる。

ドイツにおいては、契約の内容が善良な風俗（guten Sitten）に違反しない形で解釈されること<sup>51</sup>や、信義則や取引慣行を考慮して解釈されること<sup>52</sup>が特徴的であると言える。

また、アメリカとは対照的に、債務不履行責任の基本構造につき過失責任に基礎を置く考え方が支配的であることも重要である。ドイツでは現在の日本と同様に債務者が履行をしなかったことについて非難される点（つまり有責性）が債務不履行の要件として求められるため、主に主観的要件の認定が重要となり、事前に将来起こり得る事象を広く想定し、具体的なリスク配分を契約書上明記しておくインセンティブに乏しいと指摘することができると考えられる。

なお、契約違反が発生した場合の救済手段についてもアメリカとは異なる考え方が採用されており、債務不履行が生じた場合には履行を強制する方法での救済が重要視され、直ちに契約関係を解消するのではなく契約関係を維持することが優先される傾向が強いと考えられる。

## （ii） ライセンス契約の概要

ドイツにおいてもライセンス契約（Lizenzvertrag）の確立した定義は法令上存在していないが、一般に「知的財産権の実施許諾をもたらす契約」と捉えられている<sup>53</sup>他、「ライセンス契約の締結によって、ライセンサーは知的財産権に基づく排他的権利を契約相手方であるライセンシーに主張することができなくなる」<sup>54</sup>という説明もなされており、アメリカとほぼ同じ理解がなされていると言える。なお、ライセンス契約の内、契約によってライセンシーが独占的な実施権を得て、ライセンサーにとって自己の実施・他社への実施許諾が禁じられる場合は「排他的ライセンス契約（ausschließlicher Lizenzvertrag）」と呼ばれ、それ以外の場合を「単純ライセンス契約（einfacher Lizenzvertrag）」と呼ばれている<sup>55</sup>。

文献調査の範囲では、具体的にどのような条項がライセンス契約に盛り込まれるかを紹

---

<sup>51</sup> BGB 第 138 条第 1 項。

<sup>52</sup> BGB 第 157 条。

<sup>53</sup> 高田淳「ライセンス契約における契約対象の瑕疵」269 頁、法学新報第 108 巻第 5・6 号（2001 年）。

<sup>54</sup> 高田淳「ライセンス契約における契約対象の瑕疵」270 頁、法学新報第 108 巻第 5・6 号（2001 年）。

<sup>55</sup> 高田淳「ライセンス契約における契約対象の瑕疵」269-270 頁、法学新報第 108 巻第 5・6 号（2001 年）。なおドイツではライセンス契約の対象となっているのがノウハウである場合には、ノウハウ契約（know-how-Vertrag）と呼ばれることが多い。

介しているものは一先ず見当たらないが、過失責任原則を採用している契約法の基本的な考え方に照らせば、アメリカよりも日本の契約実務に近い可能性が高く、アメリカ企業が用いるものに比べると比較的簡略な契約書となるのが一般的であると予測される<sup>56</sup>。

ライセンス契約に不履行があった場合、ライセンサーはライセンシーに対して損害賠償責任を問うことができる。例えばライセンス契約で定めた範囲を逸脱してライセンス対象の特許権を利用した製品を販売した場合には、①契約の違反という理由<sup>57</sup>又は、②知的財産権の侵害による不法行為<sup>58</sup>という理由に基づき、損害賠償責任を追求することが考えられる。また、日本とは異なり、ライセンサーは損害賠償の他、不法行為を理由とした差止めを行うことができる場合があると考えられる<sup>59</sup>。

### (iii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、ドイツ企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。

#### 【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告の頻度
- ✓ 実施報告書への記載項目
- ✓ 関係書類の保管状態
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 調査・監査を実施できる期間の明記
- ✓ 調査・監査に関わる費用負担の明記
- ✓ 調査・監査を行う者の明記
- ✓ 違約時のペナルティの明記（違約金、契約解除）

<sup>56</sup> もちろん契約書においてどの程度詳細な規定を盛り込むかについては相対的な問題であり、ドイツ企業であってもアメリカ企業などとの契約が多い場合には必然的にアメリカにおける契約慣行を意識した契約書が多くなることについては容易に想像がつく。

<sup>57</sup> BGB 第 249 条第 1 項。

<sup>58</sup> BGB 第 823 条第 2 項。

<sup>59</sup> BGB 第 1004 条第 1 項。

#### (iv) ロイヤルティの管理

企業に対するヒアリングによれば、ライセンスの管理は知財部及び法務部で行っていると解答した企業が5社のうち3社となっている。事業部門がそれぞれに管理しているという企業や相対的に規模の小さい企業で経営委員会が管理を行っているという企業もそれぞれ1社あった。

- ✓ ライセンスを管理している部門は知財部及び法務部である。当該管理部門のスタッフ数は1名であり、ライセンス契約に従事するスタッフは置かれていない。(企業A)
- ✓ ライセンスを管理している部門は、知財部及び法務部である。当該管理部門のスタッフ数は1名であり、ライセンス契約に従事している。(企業B)
- ✓ ライセンスを管理しているのは、経営委員会 (Board of general managers) であり、委員会全体で管理を行っている。(企業C)
- ✓ ライセンスを管理している部門は知財部及び法務部である。当該管理部門のスタッフ数は3名であり、このうち、ライセンス契約に従事するスタッフ数は1名である。(企業D)
- ✓ ライセンスの管理を行う部署は4つの事業部ごとの担当セクションとなっている。(企業E)

またロイヤルティの適正な回収のための社内的な管理体制について、法律事務所に一般論として質問を行った所、社内的な管理体制がある企業が多く、当該体制は経理部が所管していることが多く、こうした体制は財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられ、評価や監査の対象となっているとのコメントを得た。また企業に対するヒアリングでは、以下のようなコメントが得られた。

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。所管部署は知財部及び法務部であり、責任関係は明確になっていない。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられ、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。(企業A)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。所管部署は経理部である。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは、財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられているが、内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業B)

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。所管部署は経理部である。内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業C)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は経理部である。内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業D)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は経理部であるが、責任関係の明確さは部門により異なっている。内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業E)

管理対象としているライセンス契約について、法律事務所に対するヒアリングによれば、ライセンス契約におけるロイヤルティに関して、「実施報告書」の形式的なチェック以上に調査・確認を行う対象は一部のみであることが多く、抽出する基準として、ライセンシー企業の素振り（支払遅延歴の有無など）やライセンシー企業の所在国、外部からの情報に基づき正当性に疑義が持たれるものなどを考慮しているとのコメントを得た。この点について、企業に対するヒアリングでも、全数又はほぼ全数のライセンス契約を対象としていると回答した企業はなく、いずれも一部を抽出して実施しているようである。抽出の基準は、契約締結後の経過期間、ロイヤルティの額、ライセンシー企業の素振り、ライセンシー企業の所在国、外部情報に基づいて実施報告の正当性に疑義があるもの、といった基準を指摘する声が聞かれた。

- ✓ ロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し実施している。抽出する基準として、契約後ある程度期間が経過し、しかるべき額のロイヤルティが生じているかを考慮している。(企業A)
- ✓ ロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し実施している。抽出する基準として考慮しているのは、多額のロイヤルティが生じているもの、ライセンシー企業の素振り（支払遅延歴の有無など）、ライセンシー企業の所在国、外部からの情報に基づき正当性に疑義が持たれるものである。(企業B、企業D)
- ✓ ロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し実施している。抽出する基準として、多額のロイヤルティが生じているものを考慮している。(企業C、企業E)

法律事務所に対するヒアリングによれば、ライセンスやロイヤルティに関する能動的な管理は自社の従業員が行うことが通常であるとのことであるが、企業のヒアリングにおいても5社が同様の回答をしており、ドイツにおいては比較的一般的なロイヤルティ管理の

姿である可能性が高い。

- ✓ ロイヤルティに関する能動的管理は、全て自社スタッフが行う。(企業 A)
- ✓ ロイヤルティに関する能動的管理は、全て自社スタッフが行う。頻度は1事業年度ごとである。(企業 B、企業 C、企業 D、企業 E)

## (2) ロイヤルティ監査

### (i) ロイヤルティ監査の意義

実務家のコメントによれば、ロイヤルティ監査 (Prüfung der Einhaltung von Lizenzverträge) については、「ライセンス契約の不遵守により生じ得る財務上のリスクを回避ないし減少すること」や「ライセンシーに対してライセンス契約の重要性を認識させること」が期待できるとの指摘があり<sup>60</sup>、基本的にはアメリカと同様の捉え方がなされていると言える。

### (ii) ロイヤルティ監査の実態

現地の法律事務所を通じて行った5社ヒアリングにおいては、ロイヤルティ監査を実際に行ったことのある企業からの回答が得られなかった。別途テレビ会議の方法で実施したヒアリングに対応頂いたドイツ企業では、ドイツ本社管理となっているライセンス契約についてはほぼ全数についてロイヤルティ監査を実施しているとのことであった。

具体的には、アメリカやオーストラリアにある相対的に小規模な監査法人ないし会計事務所を活用しており、通常は年1回程度の頻度で実施しているとのことであった。

- ✓ 本社が管理しているライセンス契約についてはほぼ全数についてロイヤルティ監査を実施している。製品分野によってロイヤルティ監査実施の有無を決めているわけではないが、物理的に数をごまかすことが出来ない製品分野があれば、そもそも監査を実施する必要性がない場合もあろう。
- ✓ ロイヤルティ監査は公認会計士によって行われるが、当社では比較的小規模な監査法人ないし会計事務所を活用している。監査コストも例えば1万5,000ユーロ、2万ユ

<sup>60</sup> Salans GmbH 公式 Web サイト ([http://salans.de/en-GB/Practice-Areas/Auditing/Licensing%20Agreements%20-%20Royalty%20Audit.aspx?sc\\_lang=de-DE](http://salans.de/en-GB/Practice-Areas/Auditing/Licensing%20Agreements%20-%20Royalty%20Audit.aspx?sc_lang=de-DE))。[最終アクセス日：2011年2月18日]

一口といったレベル感で委託している。もちろん監査人が知財の詳しいことまで分かる訳ではないので、監査報告書を踏まえて自分達でも分析を行っている。

- ✓ 通常のロイヤルティ監査は年1回くらいの頻度で行っているが、相対的に問題が多い企業の場合、出来ることなら年に数回監査を実施したい位である（例えば中国企業の場合、そもそも実施報告書に正しい計数を記載していないことも少なくない）。

## 5. スウェーデン

### (1) ライセンス契約

#### (i) 契約の意義と私法救済

##### ① スウェーデン法の特徴

スウェーデンにおける「法」を理解し、日本や諸外国のそれと比較を行うためには、スウェーデンがいわゆる大陸法主義を採用しており、成文法が中心的な役割を果たしていることを確認しておく必要がある。

スウェーデンはドイツやフランスと同様、議会により制定された法律が一義的な法源として機能しており、法令の解釈において判例が事実上の拘束力を発揮している。

##### ② 契約の意義と私法救済

スウェーデンにおいては前述の通り制定法が契約法を規定しており、成文法が中心的な役割を果たしている。成文法上、契約の定義規定は見当たらないが、基本的には他の国々と同様に、当事者間の義務の履行とその違反が生じた場合における救済が要件となっていると考えられる。スウェーデンにおいては、契約成立時の事情のみならず、その後に生じた事情も契約条項の公正性判断の資料となることや、その効果は不公正条項の無効のみならず、その内容的修正や契約全体の無効にまで及ぶこと<sup>61</sup>などが特徴的であると言える。実質的正義を重視した判断が強調される点においては、ドイツ法と類似する側面がある。

#### (ii) ライセンス契約の概要

スウェーデンにおいてもライセンス契約の確立した定義は存在していないが、制度上特

<sup>61</sup> 山下丈「スウェーデンの契約法について」広島法学第8巻第4号（1985年）67頁。

殊な要因が存在しているわけではないことから、他の主要国と同様に「知的財産権の実施許諾をもたらす契約」といった捉え方がなされていることが推測される。

公表されている文献において、具体的にどのような条項がライセンス契約に盛り込まれるかを紹介しているものは見当たらないが、前述の契約法の考え方に照らせば、日本やドイツと同様に、アメリカやイギリスに比べて比較的簡略化された契約書となるのが一般的であると予測される。

### (iii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、スウェーデン企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。

#### 【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告の頻度
- ✓ 実施報告書への記載項目
- ✓ ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の保管義務とその範囲
- ✓ 関係書類の指定
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 違約時のペナルティの明記（違約金、契約解除）

法律事務所に対するヒアリングによれば、調査・監査に関わる費用負担条項については一般的なライセンス契約に盛り込まれていないことも多いようである。実際に企業ヒアリングにおいて調査・監査に関わる費用負担についての考え方を質問した所、回答が分かれており、ライセンス契約上の記載についても企業によって差異が存在する可能性がある。

- ✓ ロイヤルティ監査費用については、通常ライセンシーが負担すると考える。（企業A）
- ✓ 外部監査人を活用した監査費用は原則としてライセンサーが負担する。（企業B）
- ✓ 監査費用の負担については、未払いロイヤルティ発見の有無によって、負担者が決められる。（企業C）
- ✓ ロイヤルティ監査の費用については、通常ライセンサーとライセンシーの按分により

その負担額が算出される。(企業D)

- ✓ ライセンシーに落ち度がある場合にはライセンシーが監査費用を負担するが、それ以外の場合には原則としてライセンサーが負担するものと考えている。(企業E)

#### (iv) ロイヤルティの管理

法律事務所に対するヒアリングによれば、ライセンスを管理しているのは、事業部門や法務部などであることが多いとのことであるが、実際に企業に対するヒアリングにおいては、事業部門、法務部の他、知的財産部と回答した企業も2社あった。

- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部(10名)で、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。(企業A)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは事業部門(6名)で、実際にライセンス管理に関わるのは5名である。(企業B)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは法務部(3名)で、実際にライセンス管理に関わるのは1名である。(企業C)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部(5名)で、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。(企業D)
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは、財務部、法務部、事業部門(65名)で、実際にライセンス管理に関わるのは管理チーム(9名)である。(企業E)

またロイヤルティの適正な回収のための社内的な管理体制について、法律事務所に一般論として質問を行った所、管理体制があり、経理部などがロイヤルティの回収について責任を負っていることが多く、このようなロイヤルティの回収プロセスも財務報告に係る内部統制の一部として位置づけられ、評価や監査の対象となっているとのコメントを得た。また企業に対するヒアリングでは、以下のようなコメントが得られた。

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理は、経理部で行われているが、管理責任については特段定められていない。(企業A)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための管理体制ないし仕組みが存在しており、経理部がこれを所管し、管理責任を負っている。(企業B、企業C)
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理は知的財産部で行われ、当該部署が管理責任を負っている。(企業D)

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理は、経理部で行われているが、管理責任については事業部門と財務部が負う。(企業 E)

管理対象としているライセンス契約であるが、全数又はほぼ全数のライセンス契約を対象としていると回答した企業が 3 社、一部を抽出して管理を行っているという回答した企業が 2 社であった。

- ✓ ロイヤルティに関する管理は、全数、又はほぼ全数を対象に実施している。(企業 A、企業 D、企業 E)
- ✓ ロイヤルティに関する調査・確認は一部を抽出して行われており、その抽出はライセンシー企業の業種に基づいて行われる。(企業 B)
- ✓ ロイヤルティに関する調査・確認は一部を抽出して行われており、その選別は契約締結から日が浅いもの、契約後有る程度期間が経過し、しかるべき額のロイヤルティが生じているもの、多額のロイヤルティが生じているもの、少額のロイヤルティしか生じていないもの、対象特許の期間満了・契約期間が十分に残っているものなどをその対象としている。(企業 C)

法律事務所に対するヒアリングによれば、ライセンスアウトをしている企業において、自社社員による社内調査・立入調査、監査人などを活用したロイヤルティ監査などの能動的なロイヤルティ管理を行っている企業の割合は 3 割から 5 割弱程度であるとのことであり<sup>62</sup>、比較的多くの企業が能動的管理を行っていることが伺える。

企業に対するヒアリングにおいても、2 社においては定期的に監査人を活用したロイヤルティ監査が行われている他、ロイヤルティ監査を定期的に行わないまでも自社社員による定期的な書類や実施報告書の調査などが行われている企業が 2 社見られた。1 社においては、定期的なロイヤルティ監査や自社社員による調査を実施していないようであるが、疑義がある場合など、必要な場合にはいずれも実施する用意があり、事実、自社検査部門がライセンシーに対して立入調査を行ったことがあるなど、ロイヤルティの管理自体については能動的に取り組んでいることが伺える。

- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の実施頻度は、自社社員による書類などの調査が半期に一度程度である。(企業 A)
- ✓ ライセンス契約に関する能動的管理について、監査人による監査の実施頻度は特段決められておらず、自社検査部門による立入調査はかつて一度行われた程度である。(企

<sup>62</sup> 法律事務所に対するヒアリングより。

業 B)

- ✓ ライセンス契約に関する能動的管理について、監査人による監査は1事業年度に一度、自社社員による実施報告書などの調査は四半期に一度行っている。(企業 C)
- ✓ ライセンスないしロイヤルティの能動的管理について、通常はリスク査定のために自社社員による書類などの調査が行われ、複雑な事案が発生した場合には監査人による監査が行われる。(企業 D)
- ✓ ライセンスないしロイヤルティの能動的管理について、監査人による監査は1事業年度に一度、状況によって必要な場合には自社検査部門による立入調査を行い、各監査において自社社員が実施報告書の調査を行う。(企業 E)

## (2) ロイヤルティ監査の実態

企業に対するヒアリングにおいては、2社からロイヤルティ監査の実際についてコメントを得ることが出来た。1社では定期的にロイヤルティ監査を実施している訳ではなく、複雑な事案が発生した場合にのみ監査人を活用しているが、その場合には1~2ヶ月程度の期間を必要とするようである。一方、毎年監査人による監査を定期的に行っている企業においては、1件につき1万5,000~2万ユーロ程度の費用で、4~5日程度の期間を掛けて行っている。定期的にロイヤルティ監査を行っている企業においては、管理しているライセンス契約の20%において未払いや過少払いが発見されているとのことであり、適正なライセンス契約の履行及びロイヤルティの回収のために、ロイヤルティ監査を活用している実態が伺える。

- ✓ ライセンシーに対する監査が行われる場合、その期間は約1~2ヶ月程度かかる。(企業 D)
- ✓ これまで未払いや過少払いが発見されたことはない。ロイヤルティの能動的管理の結果、ライセンシーとの良好な関係が築かれ、お互いの信頼感を高めることができた。未払い及び過少払いがあるとすれば、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違いが一般的に主な原因と考える。(企業 D)
- ✓ 外部監査1件につき約150,000~200,000 クローナ (15,000~20,000 ユーロ) 程度の委託費用がかかる。ライセンシーに対する監査が行われる場合、その期間は4~5日程度かかる。(企業 E)
- ✓ これまで能動的管理により未払いや過少払いが発見されたことがあり、未払いや過少払いが発見された割合は、管理対象となっているライセンス契約全体の20パーセン

ト程度である。(企業 E)

## 6. 中国

### (1) ライセンス契約

#### (i) 契約の意義と私法救済

##### ① 中国法の特徴

中国における「法」を理解し、日本や諸外国のそれと比較を行うためには、①中国では大陸法を主に模範とした「契約法（中华人民共和国合同法）」が近年成立し、これが契約のあり方を規定していること、②日本などと異なり、判例の先例拘束性が制度上十分に確立されておらず、最高人民法院が公布する「解釈」が大きな役割を果たしていること、という2点を確認しておく必要がある。

##### ② 契約の意義と私法救済

中国における契約については、契約法上定義規定が置かれており、「平等な主体である自然人や法人、その他の組織間における民事上の権利義務関係（民事权利义务关系）の設定、変更、終了に係る協議」とされている<sup>63</sup>。この定義からも分かるように、当事者間の権利や義務の存在が強調されており、当然にその違反時の救済についても念頭に置かれているものと考えられる。また、契約の枠組みについて、契約法が明文で典型的な事項を定めていること<sup>64</sup>も特徴的である。

中国における契約実務の特徴として、個人や企業における遵法意識が極めて低い段階にあり、有効に締結された契約が必ずしも履行されないことが少なくない<sup>65</sup>ことも一般的に認識されている。そのため契約書にすら明記されていない事項については履行可能性が更に低いと言わざるを得ず、実務上も契約書は比較的重視され、想定される事態について可能な限り詳細に取り決めを行っておくことが多いと言われている。特に契約事項の不履行があった場合の効果（違約金、損害賠償、解除など）については契約書に明記されること

<sup>63</sup> 契約法第2条。

<sup>64</sup> 契約法第12条など。

<sup>65</sup> 上原征彦=大平浩二=佐藤成紀「中国私営企業経営者の育成と意識の変換についての調査・研究」明治学院大学産業経済研究所研究所年報第20号（2003年）25頁。

が通常で、仲裁条項などを定めることも有効な履行確保の手段として認識されている<sup>66</sup>。

なお契約の履行状況について調査を行う専門会社も中国には存在しており、ライセンス契約に限らず、契約一般についても相手方の適切な履行を確保するためには第三者の活用や一定のコスト負担もやむを得ないという認識が広まっている可能性が高い。

## (ii) ライセンス契約の概要

ライセンス契約の定義については明示されていないが、アメリカなどにおけるライセンス契約の捉え方と大きな差異はなく、「知的財産権の実施許諾をもたらす契約」と捉えられているように見受けられる。もっとも、例えば特許に係るライセンスが①譲渡人が特許実施許諾を約定した範囲内において、当該特許について1名の譲受人に対してのみ実施を許諾し、譲渡人が約定により当該特許を実施してはならないもの（独占実施許諾）、②譲受人が特許実施許諾を約定した範囲内において、当該特許について1名の譲受人に対してのみ実施を許諾するものの、譲渡人が約定により自ら当該特許を実施することができるもの（排他実施許諾）、③譲受人が特許実施許諾を約定した範囲内において、他人に対し当該特許の実施を許諾し、且つ自ら当該特許を実施することができるもの（通常実施許諾）の3種類に分類されている点<sup>67</sup>は日本と異なる点であり、注意が必要である。

公表されている文献において、具体的にどのような条項がライセンス契約に盛り込まれるかを紹介しているものは一先ず見当たらないが、前述の契約に対する考え方に照らせば、権利義務関係を比較的詳細に記述した契約書を作成することが一般的であると予測される。事実、中国における知的財産ビジネスに係るマニュアルにおいても、技術の使用許諾の範囲や技術資料の提供範囲、技術指導の方法、ライセンサーの保証義務、原材料の指定、販売前の品質検査及び不合格品の廃棄、技術改良の制限、ロイヤルティの設定、記録の保管、権利侵害時の措置、秘密保持義務、違約発生時の対応、紛争の解決方法などにつき、契約書作成上特に注意が必要との指摘がなされており<sup>68</sup>、実務上も詳細な規定を盛り込むことが多いと考えられる。

ライセンス契約に不履行があった場合、ライセンサーはライセンシーに対して損害賠償責任を問うことができる。例えばライセンス契約で定めた範囲を逸脱してライセンス対象の特許権を利用した製品を販売した場合には、①契約の違反という理由<sup>69</sup>又は、②知的財

<sup>66</sup> 有識者ヒアリングより。

<sup>67</sup> 技術契約紛争案件の処理における法律適用に関する若干の問題についての最高人民法院の解釈（最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定）第25条。

<sup>68</sup> JETRO「中国知財対策マニュアル」（2008年）（[http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008\\_risk.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/2008_risk.pdf)）68-72頁。[最終アクセス日：2011年2月18日]

<sup>69</sup> 契約法第42条。

産権の侵害による不法行為<sup>70</sup>という理由に基づき、損害賠償責任を追求することが考えられる。また、ライセンサーは損害賠償の他、不法行為を理由とした差止めを行うことができる場合があると考えられる<sup>71</sup>。

### (iii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、中国企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。

#### 【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告の頻度
- ✓ ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の保管義務とその範囲
- ✓ 関係書類の指定
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 調査・監査に関わる費用負担の明記
- ✓ 調査・監査を行う者の明記

ヒアリングを行った企業においては、調査・監査に関わる費用負担についてもライセンス契約上明記している例が見られ、項目レベルを見る限りにおいては欧米先進国との差異が少なくなってきたと思われる。

- ✓ ロイヤルティ監査費用の負担については、契約によって異なるが、一般的には未払いが発見された場合にはライセンシーの負担となり、発見されなかった場合には原則どおりライセンサーが負担することになる。(企業B)
- ✓ 監査費用の負担については、監査の結果例えば5%を超えるような未払いが発覚したような場合にライセンシーがこれを負担するという契約となっている。(企業C)

<sup>70</sup> 契約法第43条。

<sup>71</sup> 民法通則（中華人民共和國民法通則）第118条第1項。

#### (iv) ロイヤルティの管理

ライセンス契約を管理する部門は、本社の知的財産部が所管している例が多いが、法務部や事業部が所管している例も少なくない<sup>72</sup>。実際に企業などに対するヒアリングにおいても知的財産部ないし特許関連部門が所管していると回答した企業が3社見られた。

- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（250名）で、実際にライセンス管理に関わるのは10～20名である。（企業A）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（7名）であり、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。（企業B）
- ✓ ライセンスの管理を担当するのは総合特許部である。（企業C）

比較的大規模な企業の中には、担当部署の責任が明確となっているケースも見られたが、担当部署の責任関係が明確となっていることは必ずしも一般的ではないようで、法律事務所に対するヒアリングでも同様の指摘があった。

- ✓ ロイヤルティの回収に関して、知的財産部が所管しており、担当部署の責任が明確になっている。（企業A）
- ✓ ロイヤルティの回収に関して、経理部が所管しているが、担当部署の責任は必ずしも明確にされていない。（企業B）

管理の対象となっているライセンス契約であるが、全ライセンス契約が管理対象となっていると明示的な回答のあった企業が2社あり、中国においても全てのライセンス契約について所管部門が何らかの管理を行っている企業も少なくないものと考えられる。

中国においてもライセンスに係る能動的な管理（調査など）を実際に行っている企業はそれほど多くないようであるが、法律事務所に対するヒアリングでは能動的な管理（調査など）が行われている企業の割合は明らかとならなかった。企業に対するヒアリングにおいては、ロイヤルティ監査を実施している企業が1社見られた他、必要に応じて自社社員による書類などの調査を行う可能性を示唆する企業が1社見られた。

#### (2) ロイヤルティ監査の実態

法律事務所に対するヒアリングによれば、中国企業においてロイヤルティ監査を含む、

<sup>72</sup> 法律事務所に対するヒアリングによる。

ライセンス契約の管理全般について、外部専門家（監査法人ないし会計事務所、コンサルティング会社、特許等管理会社・信託銀行など）を活用していることはなく、自社社員がこれを行っているとの指摘があり<sup>73</sup>、ロイヤルティ監査を含めて外部リソースを活用することは必ずしも一般的ではないものと思われる。

もっとも企業に対するヒアリングでは、会計事務所を活用したロイヤルティ監査を行っているという回答があった企業が1社含まれている。当該企業において実施しているロイヤルティ監査の実態及びロイヤルティ監査に対する考え方については以下のようなコメントがあった。

- ✓ ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の一部を会計事務所に委託している。能動的な管理として行うロイヤルティ監査、自社社員による立入調査、自社社員による書類などの調査の実施については契約によって異なる。
- ✓ ロイヤルティ監査費用については回答できないが、ロイヤルティ監査の期間については、最大2ヵ月間程度、最低でも数日間程度となっている。
- ✓ ロイヤルティ監査費用の負担については、契約によって異なるが、一般的には未払いが発見された場合にはライセンシーの負担となり、発見されなかった場合には原則どおりライセンサーが負担することになる。
- ✓ ロイヤルティ監査の結果、過少払いが発見されたことがある。原因としては、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違いによるものである。
- ✓ ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。

なお必ずしもロイヤルティ監査を実施していない企業も含めて、ロイヤルティ監査を行うことの意義について質問を行った所、例えば以下のようなコメントがあった。

- ✓ ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。
- ✓ 能動的なライセンス管理を行う意義としては、ロイヤルティ算定基準の適正化であると思われる。

<sup>73</sup> 法律事務所に対するヒアリングによる。

- ✓ ロイヤルティ監査の意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報を入手するといった意義があると考えている。

## 7. 韓国

### (1) ライセンス契約

#### (i) 契約の意義と私法救済

韓国における「法」を理解し、諸外国のそれと比較を行うためには、韓国がいわゆる大陸法主義を採用しており、成文法が中心的な役割を果たしていること確認しておく必要がある。

韓国は日本やドイツと同様、議会により制定された法律が一義的な法源として機能しており、法令の解釈において判例が事実上の拘束力を発揮している。このような法制度が採用されている背景には日本統治時代に近代的司法制度の整備が行われたという事情が存在しており、従って現在でも韓国の法制度は日本のそれと類似している点が多い。

韓国における契約の基本原則は、民法典によって定められており、契約条項の解釈やその効果については民法典が重要な意義を有している。

韓国民法典において契約の定義規定は見当たらないが、基本的には他の国々と同様に、当事者間の義務の履行とその違反が生じた場合における救済が要件となっていると考えられる。また、前述の通り日本法を継受していることから、アメリカやイギリスとは対照的に、債務不履行責任の基本構造につき過失責任に基礎を置く考え方が支配的であり、事前に将来起こり得る事象を広く想定し、具体的なリスク配分を契約書上明記しておくインセンティブに乏しいと指摘することができる。

なお、契約違反が発生した場合の救済手段についても日本と同様に、債務不履行が生じた場合には履行を強制する方法での救済が重要視され、直ちに契約関係を解消するのではなく契約関係を維持することが優先される傾向が強いと考えられる。

#### (ii) ライセンス契約の実際

法律事務所に対するヒアリングによれば、韓国企業が締結している平均的なライセンス契約において、ロイヤルティの管理及びロイヤルティ監査に関連する条項として一般的に明記されていると言えるものは以下の通りとなっている。

## 【ロイヤルティ管理及びロイヤルティ監査に関連するライセンス契約条項の例】

- ✓ ロイヤルティに係る報告義務
- ✓ 実施報告の頻度
- ✓ ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の保管義務とその範囲
- ✓ 調査・監査権の明記
- ✓ 調査・監査に関わる費用負担の明記

上記からも分かるように、韓国における一般的なライセンス契約においては、実施報告書の記載項目の他、実施報告書の支払基礎となる関係書類の指定や保管状態についてまで明記することは少ない可能性が伺える。また調査・監査権は明記されていることが一般的であるものの、例えば調査・監査を実施できる期間や調査・監査を行う者が明記されていないことが多いなど、具体的な条項までは盛り込まれていないことが一般的となっている可能性がある<sup>74</sup>。

ライセンス契約上、ロイヤルティ支払に係る違約があった場合のペナルティについても明記されていないことが一般的であり<sup>75</sup>、違約金などについても明記されていないことが多いものと考えられる。

一般論としては、ライセンス契約に不履行があった場合にライセンサーはライセンシーに対して損害賠償責任を問うことができる。例えばライセンス契約で定めた範囲を逸脱してライセンス対象の特許権を利用した製品を販売した場合には、①契約の違反という理由<sup>76</sup>又は、②知的財産権の侵害による不法行為<sup>77</sup>という理由に基づき、損害賠償責任を追求することが考えられる。

### (iii) ロイヤルティの管理

ライセンスを管理する部門は、本社又は事業部の知的財産部や法務部が所管している例が多い<sup>78</sup>。しかしこの点については、各企業の文化や組織によって大きく異なるものであ

<sup>74</sup> 法律事務所に対するヒアリングによる。

<sup>75</sup> 法律事務所に対するヒアリングによる。

<sup>76</sup> 民法典第 390 条。

<sup>77</sup> 民法典第 750 条。

<sup>78</sup> 法律事務所に対するヒアリングによる。当該法律事務所によれば、ライセンス契約を担当している人員は会社の規模にもよるが、3名～20名程度が多いとのことである。

り、実際に企業などに対するヒアリングの中では、担当事業部がライセンスの管理を担当していると回答した企業も見られる。

- ✓ ライセンスを管理している部門は法務部であり、当該管理部門のスタッフ数は2名（このうち、ライセンス契約に従事するスタッフ数も2名）である。（企業A）
- ✓ ライセンスを管理している部門は法務部である。法務部のスタッフ数は16名であり、このうち、ライセンス契約に従事するスタッフ数は2名である。（企業B）
- ✓ ライセンスを管理している部門は、知的財産マネジメントチーム及び技術移転マネジメントチーム（知的財産部）である。当該管理部門のスタッフ数はそれぞれ11名、7名であり、このうち、ライセンス契約に従事するスタッフ数は5名である。（研究所C）
- ✓ ライセンスについては知的財産部及び法務部（事業本部内）が所管している。スタッフ数は108名であり、内30名がライセンス契約に従事している。（企業D）
- ✓ ライセンスを管理している部門は技術事業部門の技術マーケティングチームである。同チームのスタッフ数は4名で、内2名がライセンス契約に従事している。（企業E）

ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制については、法律事務所へのヒアリングによれば、ライセンス管理担当部門の責任関係が明確になっていないこともあるが特段問題視はされていないようである。企業に対するヒアリングの中でも責任関係が明確になっていないという声も聞かれたが、4社については担当部門の責任関係が明確になっているとのことであり、運用としては責任の所在を明確にしている企業も少なくないものと考えられる。

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある（当該管理体制或いは仕組みの主管部署は経理部である）。もっとも、責任関係は明確になっていない。（企業A）
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は業務管理部である。また、責任関係は明確になっている。（企業B）
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は知的財産部である。また責任関係は明確になっている。（研究所C）
- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は知財部である。責任関係も明確になっている。（企

業D)

- ✓ ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはあり、当該管理体制或いは仕組みの主管部署は技術マネジメントチームとなっている（責任関係が明確になっている）（企業E）

法律事務所に対するヒアリングによれば、ライセンシーから提出される「実施報告書」についての形式的なチェック以上に調査を行う場合であっても、その対象はあくまで一部であることが通常であり、ロイヤルティが多額であることやライセンシーの支払遅延歴などがあって、外部からの情報により疑義が生じることも調査のきっかけとなっているようである。もっとも企業に対するヒアリングにおいては、一部のライセンス契約を抽出した上で管理を行っていると回答した企業は1社で、残りの4社においては全数又はほぼ全数が管理の対象となっている。

- ✓ ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、全数、又はほぼ全数を対象に実施している。（企業A、企業B、企業C、企業E）
- ✓ ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理については、一部を抽出し実施している。抽出の際に考慮しているのは、ライセンシー企業の素振り（支払遅延歴の有無など）やライセンシー企業の所在国である。（企業D）

韓国においてもライセンスに係る能動的な管理（調査など）を実際に行っている企業はそれほど多くなく、全体の3割～半数程度にとどまっているとの指摘がある<sup>79</sup>。

- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的な管理は、全て自社スタッフが行う。必要に応じて、自社スタッフによる書類などの調査を実施している。（企業A）
- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的な管理の実施頻度は必要な場合にのみ監査人による監査を行う他、自社スタッフによる書類などの調査の実施が四半期ごととなっている。（企業B）
- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的な管理は、全て自社スタッフが行っている。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的な管理の実施頻度は、監査人による監査の実施については訴訟時のような特別な場合のみ、自社検査部門による立入調査の実施は潜在的なロイヤルティが見込まれる場合のみ行っている。なお自社スタッフによる書類などの調査の実施では1事業年度ごととなっている。（研究所C）

<sup>79</sup> 法律事務所に対するヒアリングによる。

- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の実施主体は自社スタッフであるが、監査人による監査は、契約期間中に最低1回は実施している。(企業D)

## (2) ロイヤルティ監査の実態

韓国においてもロイヤルティ監査を実施する際、外部の監査人を依頼するのは会計事務所であることが多く、実際にロイヤルティ監査を実施している企業においては事業年度毎程度の頻度でこれを実施していることが多いようである<sup>80</sup>。

今回ヒアリングを行った5社においては、4社においてロイヤルティ監査を実施することがあるようであり、韓国においてはロイヤルティ監査を行う企業も増えてきているものと考えられる。ロイヤルティ監査に係る期間は長くても1週間程度のものであり、定期的にロイヤルティ監査を実施している企業においては、必要以上のコストを掛けないような範囲の監査を実施している可能性もある。

- ✓ ライセンシーに対して監査を行う場合、監査期間は最高で1週間、最低で1日、平均で2日程度である。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理による成果として、過少支払い又は未払いが発見される事がある(能動的管理を行ったうちの33%程度)。過少支払い又は未払いが発見された場合に、その未払いのロイヤルティの回収率は99%である。また、過去に回収された未払いのロイヤルティの額は最高で1億ウォン、最低で100万ウォン、平均で5,000万ウォン程度である。ロイヤルティ監査を行う意義は、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のためである。(企業B)
- ✓ ライセンシーに対して監査を行う場合、監査期間は最高で7日、最低で半日、平均で1日程度である。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理による成果として、過少支払い又は未払いが発見される事があり、16%程度である。過少支払い又は未払いが発見された場合に、その未払いのロイヤルティの回収率は100%である。ロイヤルティ監査を行う意義は、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のためである。(研究所C)
- ✓ 1件あたりの外部監査委託費用について、最高で10万ドル程度、最低で2万ドル程度、平均で5万ドル程度である。監査費用の負担者は、未払ロイヤルティ発見の有無によって異なる。ライセンシーに対して監査を行う場合、監査期間は最高で10日、最低で2日、平均で3日程度である。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の実施に

<sup>80</sup> 法律事務所に対するヒアリングによる。

よる成果として、ロイヤルティ算定基準の適正化やライセンス実施規定の見直しがなされた。(企業D)

- ✓ ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理による成果として、過少支払い又は未払いが発見される事がある。過小支払い又は未払いとなっているケースは能動的管理を行ったうちの10～15%程度である。ロイヤルティ監査を行う意義として捉えているのは、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のためといった点である。(企業E)

### Ⅲ. 日本におけるロイヤルティ管理と監査の実態

#### 1. アンケート調査結果に見る実態

##### (1) 国内アンケート調査の概要

##### (i) アンケート調査の目的

我が国における企業・大学など及び上場企業の監査を行っている監査法人、コンサルティング会社などに対して、アンケート調査を実施し、我が国におけるロイヤルティ監査の現状や課題、契約内容、ロイヤルティ監査の成果、ライセンス契約を締結する企業の国内・海外別の対応の違いなどを明らかにする目的でアンケート調査を実施した。

##### (ii) アンケート調査対象の選定

#### ① 企業・大学など

本調査は、知的財産のライセンス契約に係わるロイヤルティについてのアンケートであることから、知的財産を有し、その保護や活用について高い関心を持っている企業に送付することが望ましい。また、本アンケートでは、我が国全体の傾向を把握することよりも、ライセンス契約を締結している企業における現状や課題などを把握することがより重要であると考え、ランダムに企業を選定するのではなく、特定の企業群に絞ってアンケートを実施することが有効であると判断した。そこで、企業向けアンケートについては、日本知的財産協会の正会員企業(903社)に対して実施することとした。

一方で、大学向けアンケートについては、国内の承認・認定TLO(50機関)に対して実施することとした。

## ② 監査法人・コンサルティング会社

監査法人・コンサルティング会社については、比較的規模の大きな監査法人(99社)と、会計系コンサルティングファーム(12社)を選定した。

### (iii) アンケートの実施・回収

企業・大学など向けアンケートについては、企業 901社、大学(TLO)46社の合計、947社に対して配布し、190社から回答を得た。回収率は20.1%となっている。一方、監査法人・コンサルティング会社向けアンケートについては、監査法人99社、会計系コンサルティングファーム12社の合計111社に対して配布し、回収されたのが14社(回収率14.1%)と低い水準に留まった。

## (2) アンケート集計結果

### (i) 企業・大学向けアンケート

## ① 回答者の属性

### (a) 回答者の業種

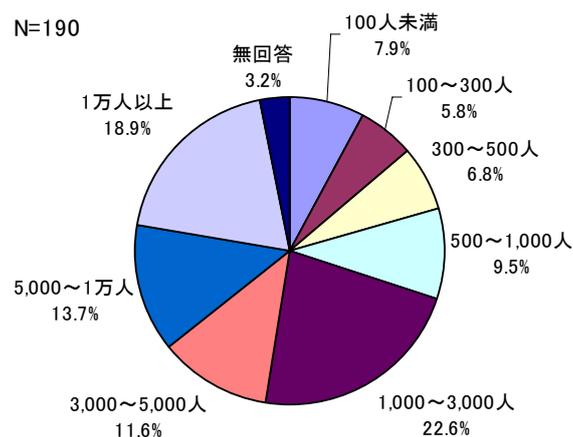
下表は、回答者の業種を示したものである。最も多いのが「化学工業」であり、「電気機械器具製造業」「建設業」「その他の製造業」が続いており、製造業の比率が非常に高い。なお、「教育・学習支援業」の比率が高くなっているのは、TLOからの回答が含まれているためである。

番号	業種	回答数	比率
1	農業・林業・漁業	1	0.5%
2	鉱業	1	0.5%
3	建設業	13	6.8%
4	食料品製造業	6	3.2%
5	飲料・たばこ・飼料製造業	1	0.5%
6	繊維工業	2	1.1%
7	木材・木製品製造業(家具を除く)	0	0.0%
8	家具・装備品製造業	0	0.0%
9	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	2.1%
10	印刷・同関連業	2	1.1%
11	化学工業	33	17.4%

12	石油製品・石炭製品製造業	1	0.5%
13	プラスチック製品製造業	3	1.6%
14	ゴム製品製造業	2	1.1%
15	なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0.0%
16	窯業・土石製品製造業	3	1.6%
17	鉄鋼業	2	1.1%
18	非鉄金属製造業	7	3.7%
19	金属製品製造業	1	0.5%
20	はん用機械器具製造業	5	2.6%
21	生産用機械器具製造業	7	3.7%
22	業務用機械器具製造業	4	2.1%
23	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	3.7%
24	電気機械器具製造業	17	8.9%
25	情報通信機械器具製造業	2	1.1%
26	輸送用機械器具製造業	9	4.7%
27	その他の製造業	13	6.8%
28	電気・ガス・熱供給・水道業	3	1.6%
29	情報通信業	5	2.6%
30	運輸業	0	0.0%
31	卸売・小売業	2	1.1%
32	金融・保険業	1	0.5%
33	不動産業	0	0.0%
34	飲食店、宿泊業	0	0.0%
35	医療、福祉	1	0.5%
36	教育、学習支援業	10	5.3%
37	サービス業	5	2.6%
38	その他	13	6.8%
	無回答	4	2.1%
	合計	190	

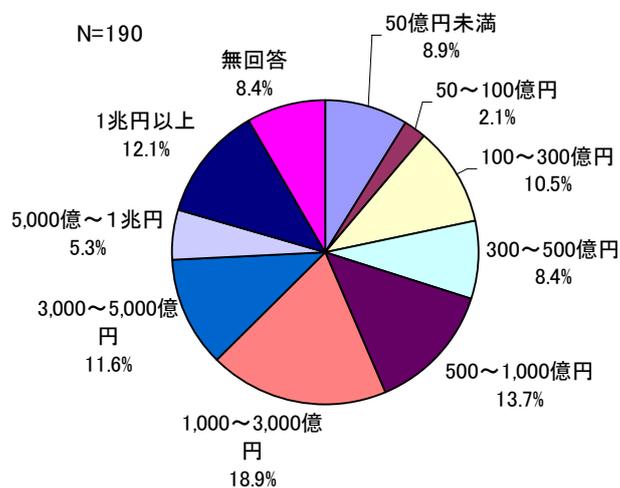
(b) 従業員規模

回答者の従業員規模(連結ベース)として最も多かったのが、「1000～3000人」であり、全体の22.6%を占めている。次に多いのが「1万人以上」の18.9%であり、「5000人～1万人」の13.7%が続いている。全体として大企業の比率が高いと言える。



(c) 売上高

回答者の売上高(連結ベース)区別の比率を見ると、最も多いのが「1000~3000億円」の18.9%であり、「500~1000億円」の13.7%がそれに続いている。



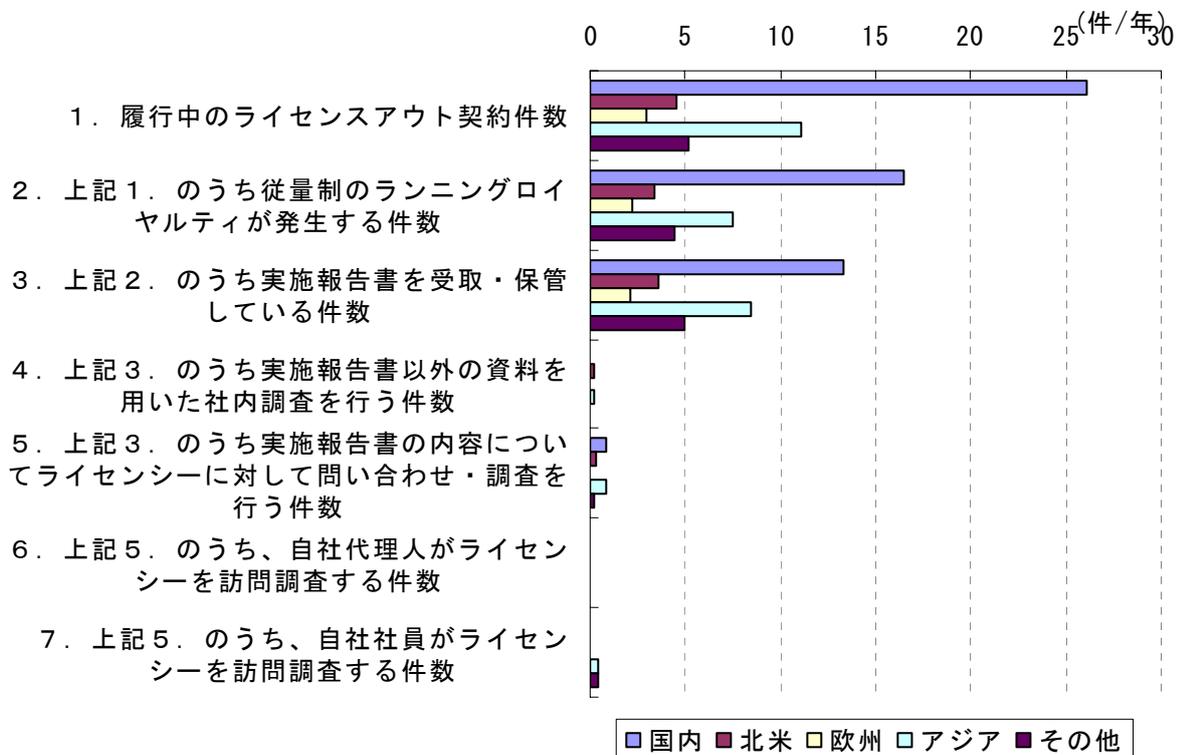
(d) 知財部の状況

回答者の平均的な知財部の状況としては、人員数が22.8人/社であり、うち2.9人/社が、契約担当となっている。

② ライセンスアウトについて

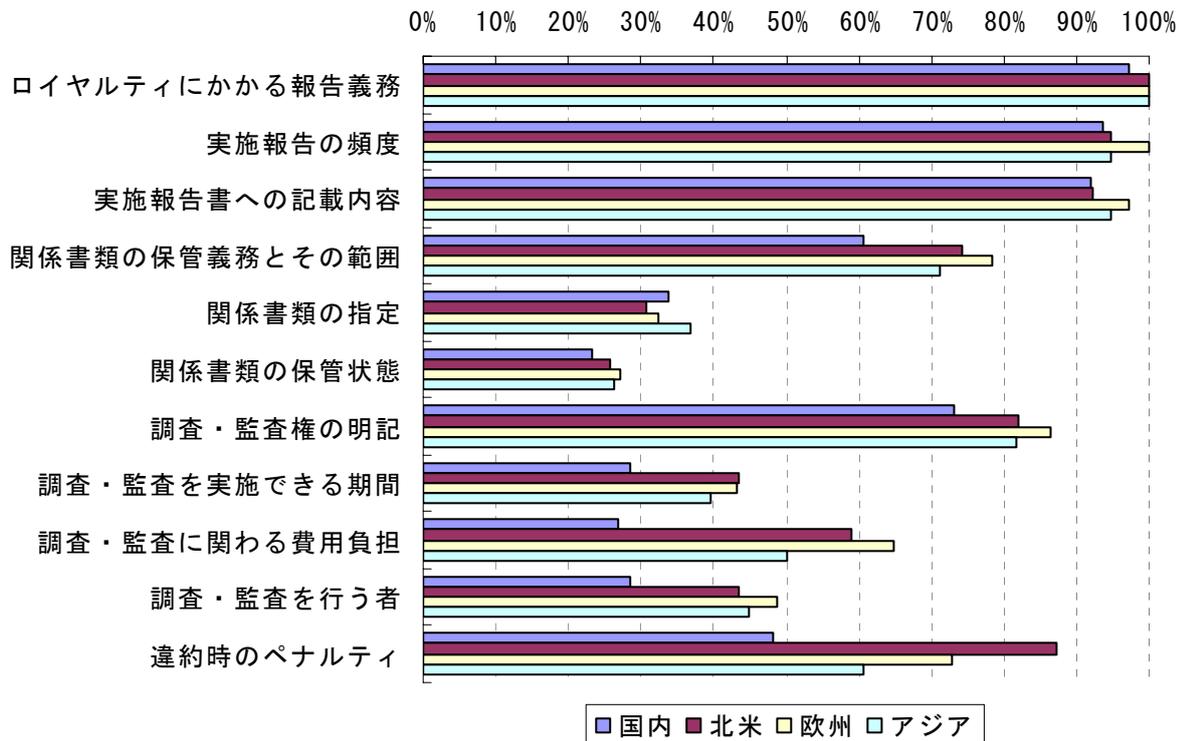
(a) ライセンスアウトの件数などについて

回答者のうちでライセンスアウトを行っていたのは、67%であった。ただし、ライセンスアウトの有無自体を質問する項目が無いため、無回答も込みの値であることに留意する必要がある。下図は、ライセンスアウトを行っていると回答者の年間ライセンスアウト件数の平均を、ライセンス先地域別に示したものである。ライセンスアウトの件数は国内、アジアの順で多くなっている。なお回答のあった企業のうち、ロイヤルティ監査を実施したと回答した企業は僅かに2社、自社社員がライセンシーを訪問して調査を実施したと回答した企業も2社見られるのみであった。

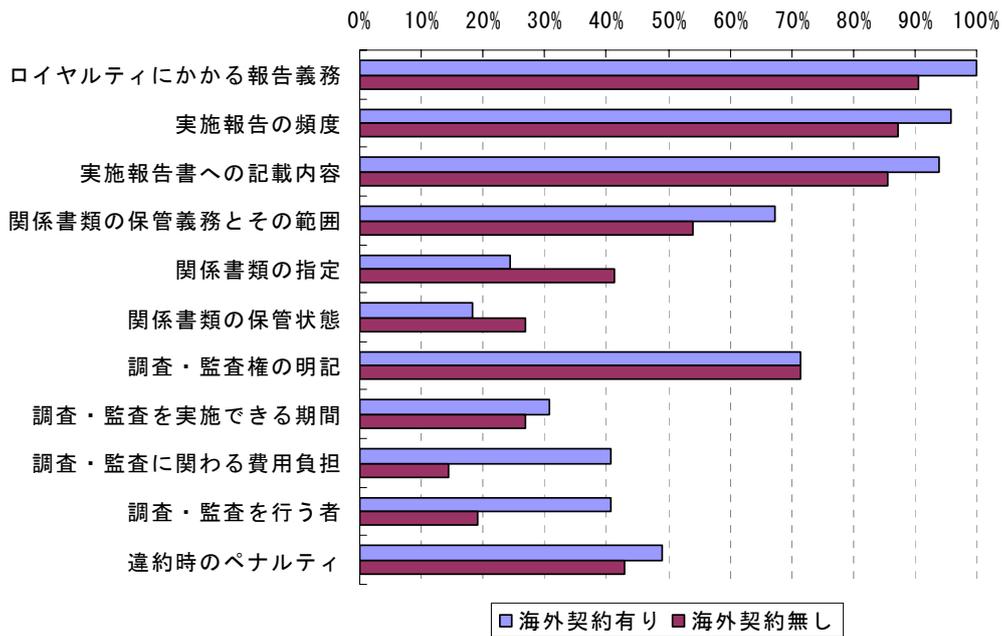


(b) ライセンスアウト時の契約について

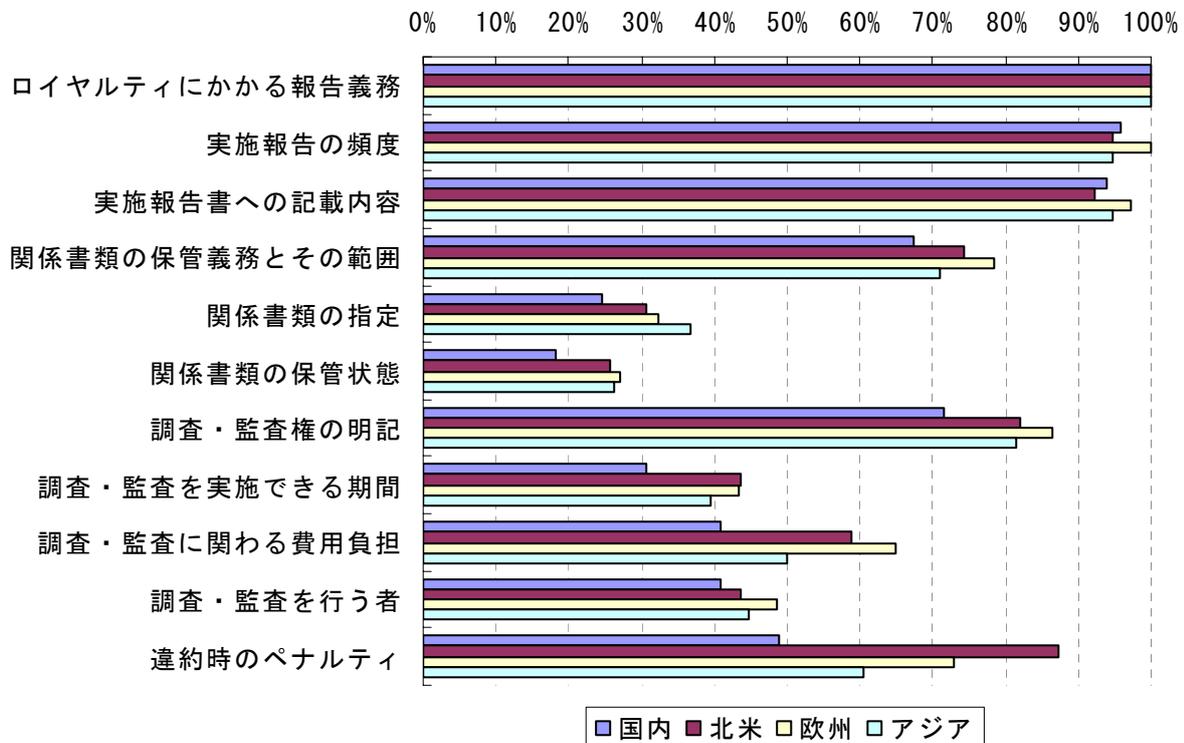
ライセンスアウト時に締結する契約書に盛り込む内容について、項目別、相手先企業の地域別に比率を示したのが下図である。全体的に国内企業との契約においては、契約書に盛り込む内容が少なくなっている。特に、「関係書類の保管義務とその範囲」「調査・監査権の明記」「調査・監査を実施できる期間」「調査・監査に係わる費用負担」「調査・監査を行う者」「違約時のペナルティ」については、比率が低くなっている。



国内企業に対する契約が海外企業に対するものよりも盛り込む内容が少なくなっていることについて、海外企業に対してライセンスアウトを行っていない企業と海外企業に対してライセンスアウトを行っている企業とで契約内容が異なっていることによるものである可能性がある。そこで、国内企業に対するライセンス契約において、海外の企業と契約を行っている企業と行っていない企業に分けて分析を行った。その結果、「関係書類の指定」「関係書類の保管状態」以外は、概ね海外企業と契約を行っている企業の方が高い傾向にあることが明らかとなった。

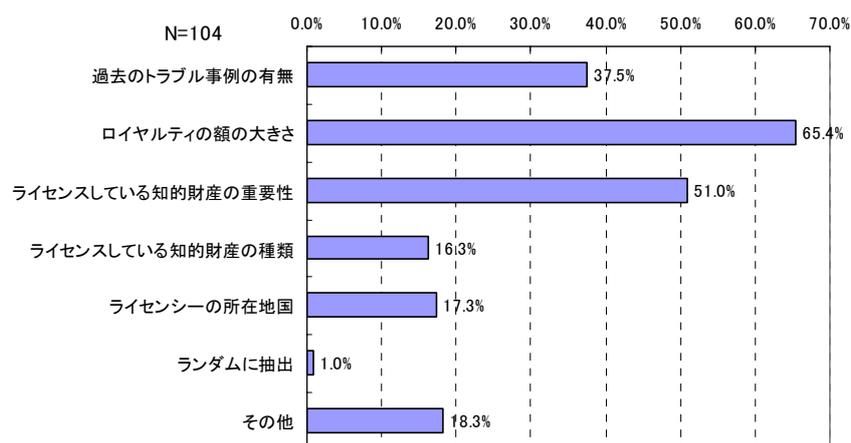


上記の分析を反映させて、海外企業と契約のある企業のみで、契約書に盛り込む内容を比較したのが下図である。全企業との場合に比べてやや改善したものの、依然、海外企業との契約に比べて、盛り込む内容が少ない傾向にある。



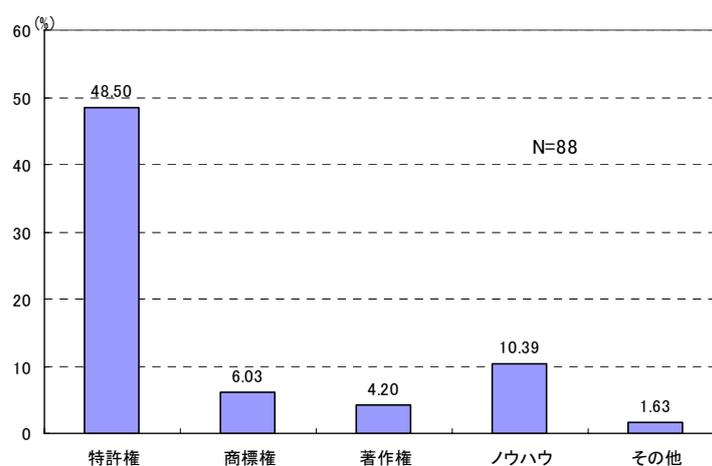
(c) ロイヤルティに関する調査・監査を行う際の判断基準

ロイヤルティに関する調査・監査を行う際の判断基準として最も大きな基準が「ロイヤルティの額の大きさ」であり、続くのが「ライセンスしている知的財産の重要性」であった。一方、「過去のトラブル事例の有無」も監査を行う判断基準として比較的重視されている。



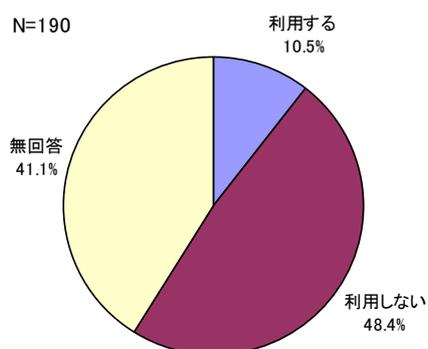
(d) ロイヤルティに関する調査・監査を行う知的財産権

ロイヤルティに関する調査・監査の対象となる知的財産権については、特許の割合が最も高いが、続いて高いのがノウハウであった。

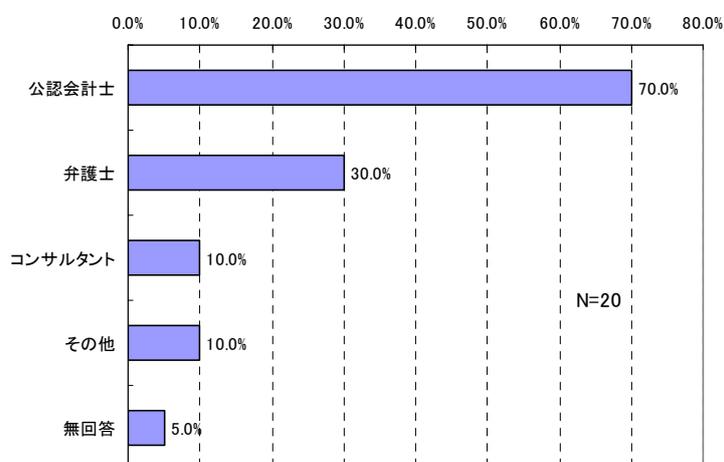


(e) ロイヤルティに関する調査・監査に際しての外部専門家の利用

ロイヤルティに関する調査・監査を行う際に外部専門家を利用すると回答したのは約 1 割であり、約 5 割が利用しないと回答している。ただし、無回答が約 4 割いることには留意する必要がある。



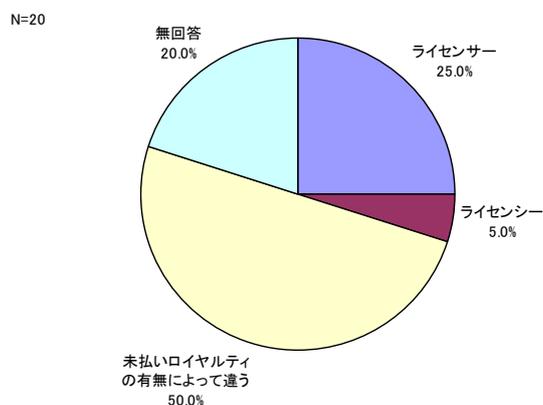
また、具体的に利用する専門家としては、公認会計士を利用するのは約 7 割であり、弁護士が約 3 割であった。なお、本項目は複数回答であり、一部の企業は複数の専門家に依頼をしていた。組み合わせはほとんどが公認会計士と弁護士であり、一部公認会計士とコンサルタントという組み合わせも見られた。また、公認会計士、弁護士、コンサルタントの 3 者に依頼している企業もあった。ただし、これらは利用している専門家を質問したものであり、必ずしも同一案件を複数の専門家に依頼していることを意味しているわけではない。また、その他としては税理士、企業信用調査会社といった回答があった。



専門家に支払う金額について、最高、最低、平均別に質問した。回答の中での最高額は、

1 億円、最低金額は 1 万円と大きな開きが見られた。また、アンケート回答の平均値を算定すると、約 350 万円となった。

この調査費用の負担者については、未払いロイヤルティの有無によって異なるとの回答が半分を占め、ライセンサーが支払うというのが 25%であった。



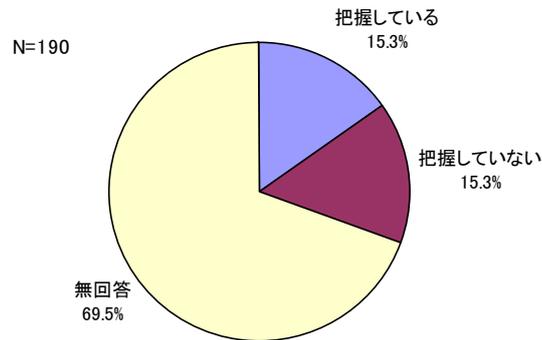
(f) ロイヤルティに関する調査・監査にかかる期間

ロイヤルティに関する調査・監査にかかる期間について質問をした所、最長で 1 年程度の期間を要したという回答が見られた他、90 日が 3 件、30 日が 4 件となっており、調査・監査が長期化する場合には、1 ヶ月～1 ヶ月半程度、場合によっては 1 年程度係る場合があることが伺われる。また最短でも 30 日を要したという回答が 3 件あったが、3 日や 1 日で終了する場合もあり、事案によって期間は異なるものと思われる。

最長		最短	
360日	1件	30日	3件
120日	1件	15日	1件
90日	3件	10日	1件
30日	4件	3日	1件
3日	1件	1日	2件
1日	1件		

(g) ロイヤルティに関する調査・監査に関する経営者の認知

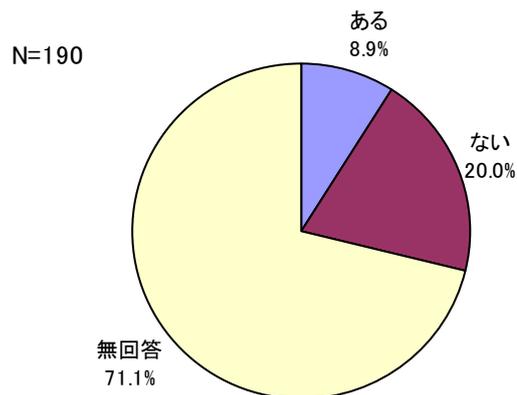
ロイヤルティに関する調査・監査を実施していることを経営者が把握しているかという質問に対して、多くが無回答であった。また、「把握している」と「把握していない」が同数であった。



#### h) ロイヤルティに関する調査・監査による成果

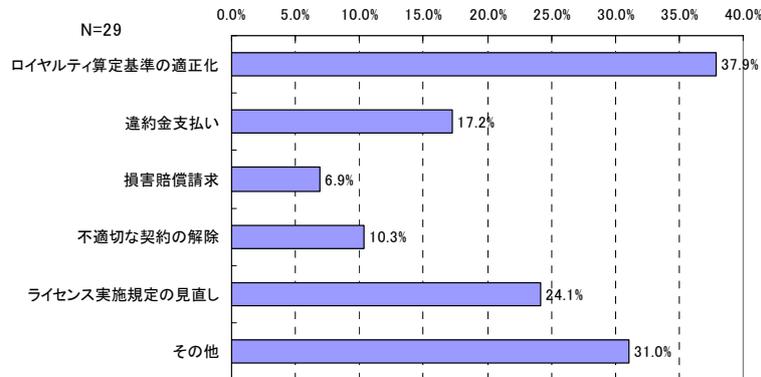
1 割弱の企業が、ロイヤルティに関する調査・監査により過少払い又は未払いが発見されることが「ある」と回答している。また、「ある」と回答した企業では、調査・監査を行ったうちの約5割の確率で過少払い、未払いが発見されると回答している。

過少払い又は未払いとなったロイヤルティの回収率は90.85%で、約9割が回収されている。その回収額は、1件あたり最大で4億円、最低で5千円、平均で約77万円となっている。

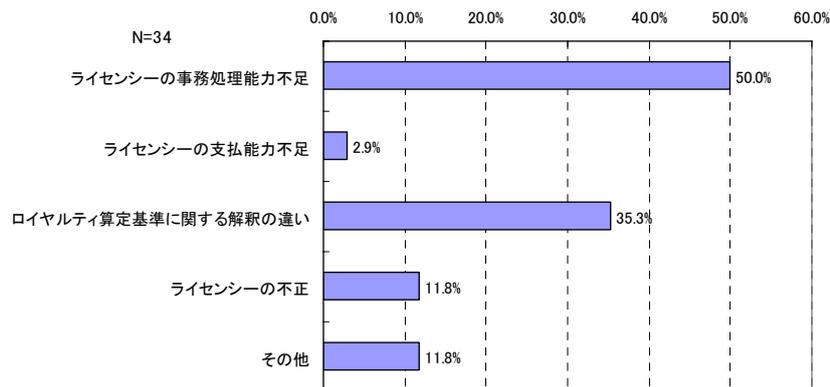


未払い・過少払いの発見以外のロイヤルティに関する調査・監査の成果として、企業が指摘しているのは、「ロイヤルティ算定基準の適正化」、「ライセンス実施規定の見直し」な

どであった。また、「その他」の内容としては、契約内容が適切であることの確認、実施報告書に虚偽がないことがわかった、ライセンス契約管理の適正化などが挙げられていた。



過少支払や未払いが生じている要因については、「ライセンシーの事務処理能力不足」、「ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違い」が多く回答されていた。



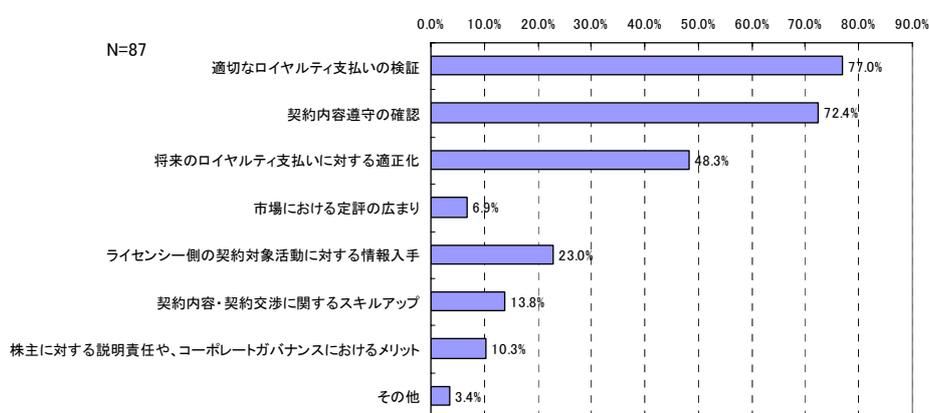
過少払い・未払いが生じていた際のライセンシーに対する処置として主に以下の事が挙げられていた。

- 不足分の支払請求
- 違約金の支払請求
- 算定基準の説明請求、未払い分の精算請求
- 注意のみ
- 契約通りペナルティ、調査費用及び利子を付加して請求
- 始末書を提出させた
- データで示して是正依頼をする

- ・ 計算の指導
- ・ 実施報告書の提出請求

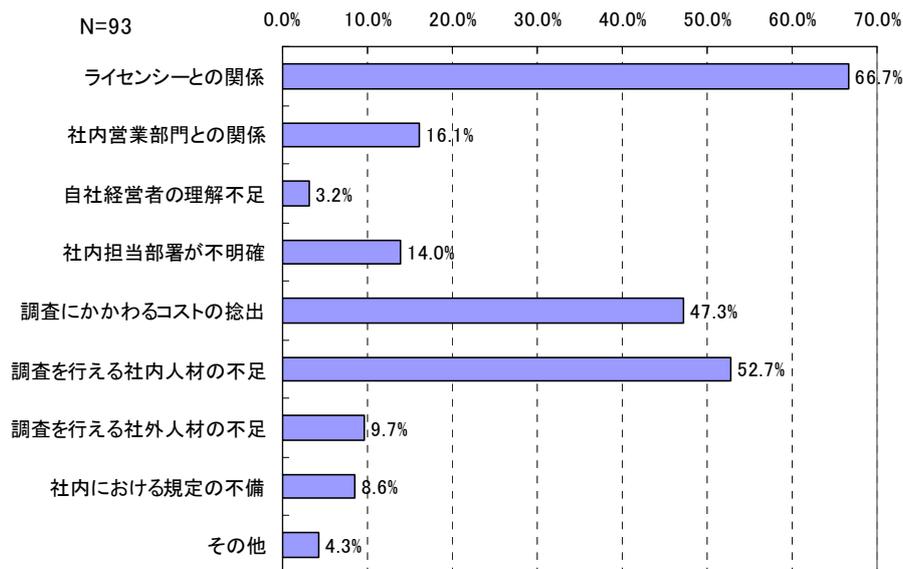
(i) ロイヤルティに関する調査・監査のメリット

ロイヤルティに関する調査・監査を行うメリットについては、「適切なロイヤルティ支払いの検証」「契約内容遵守の確認」「将来のロイヤルティ支払いに対する適正化」が多く回答された。



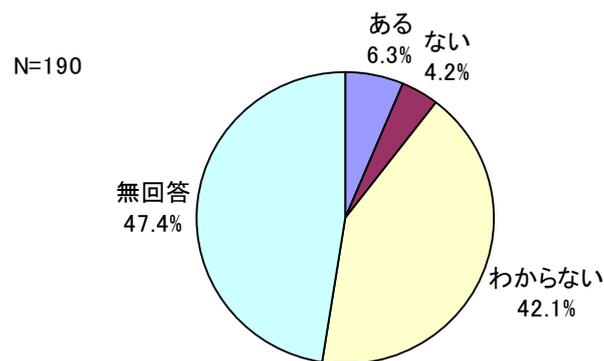
(j) ロイヤルティに関する調査・監査の問題点

ロイヤルティに関する調査・監査を行う際の問題点としては、「ライセンシーとの関係」に対する懸念が最も多く、続いて「調査を行える社内人材の不足」「調査にかかわるコストの捻出」が多かった。



(k) 海外企業と日本企業におけるロイヤルティに関する調査・監査に対する取り組みの違い

海外の企業と日本企業におけるロイヤルティに関する調査について、取り組みに違いがあると感じているかどうかという設問に対して、約9割が「わからない」もしくは無回答であった。また、わずかではあるが「ある」と回答した企業が「ない」と回答した企業を上回っていた。

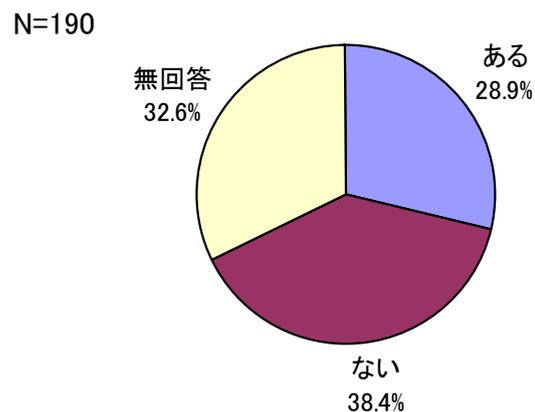


なお、具体的な差について自由回答を求めたところ、以下の回答が得られた。なお、ここでは、回答者の意見を直接反映させる趣旨から、全ての回答をそのまま掲載する。

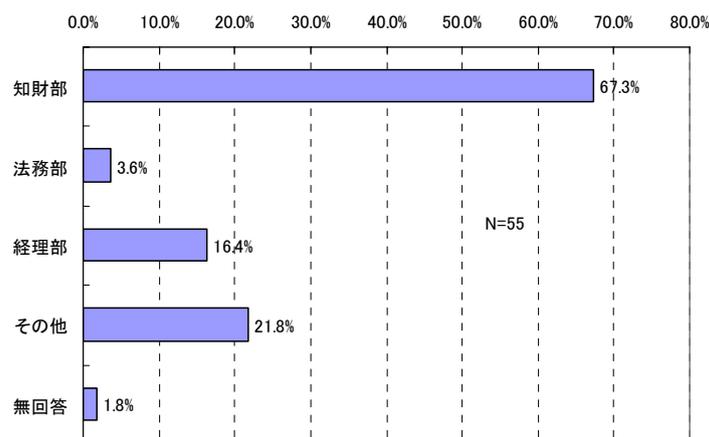
- ・米国などではより積極的に取り組まれているように感じる。日本企業は控えることも多いのでは。
- ・日本企業で調査にくる会社はほとんどない。
- ・欧米の企業は、疑義の有無にかかわらず、事務的に監査を行ってくる。
- ・海外については拠点を有さぬためライセンシーの良心に委ねる形をとっている。(国内のライセンス案件はすべて商標の使用許諾であり、定額・一括払いとしている。(=問題は生じない))
- ・国によってレポート・支払いがアバウトで期限内に行われない
- ・具体的な監査の指定
- ・海外企業のほうが監査に対して積極的である。
- ・国民性による基本的な考え方、思想に起因するもの
- ・先方の利益にかかわる主張を明確に伝えてくること
- ・海外企業は熱心
- ・欧米企業の方が積極的である。

(1) ロイヤルティを適正に回収するための社内体制・仕組み

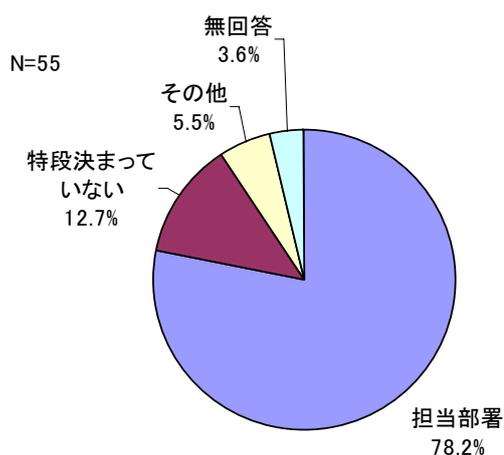
ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制・仕組みの有無については、「ある」と回答した企業 (28.9%) よりも「ない」と回答した企業 (38.4%) の方が多かった。



また、主管部署としては「知財部」と回答した企業が約7割であった。

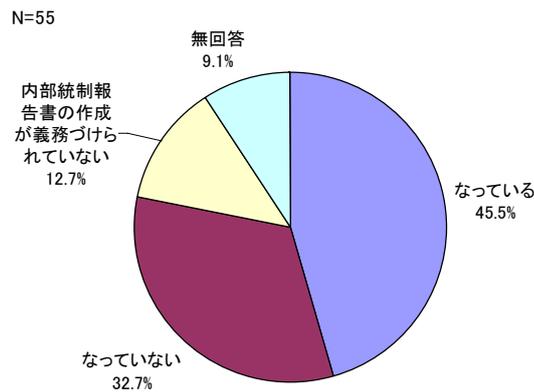


責任関係については、担当部署が責任を持つという企業が約 8 割であった。

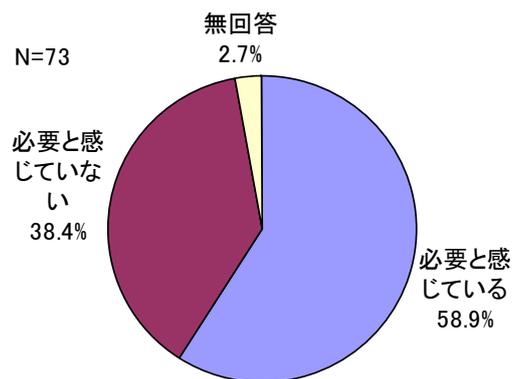


(m) ロイヤルティの適正回収に係わる社内体制の内部統制体制上の位置付け

ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制・仕組みが財務報告に係る内部統制体制の一部として位置付けられ、内部統制報告書における評価・監査対象となっているか、という質問に対しては、「なっている」と回答したのが約 45%、「なっていない」と回答したのが約 32%であった。



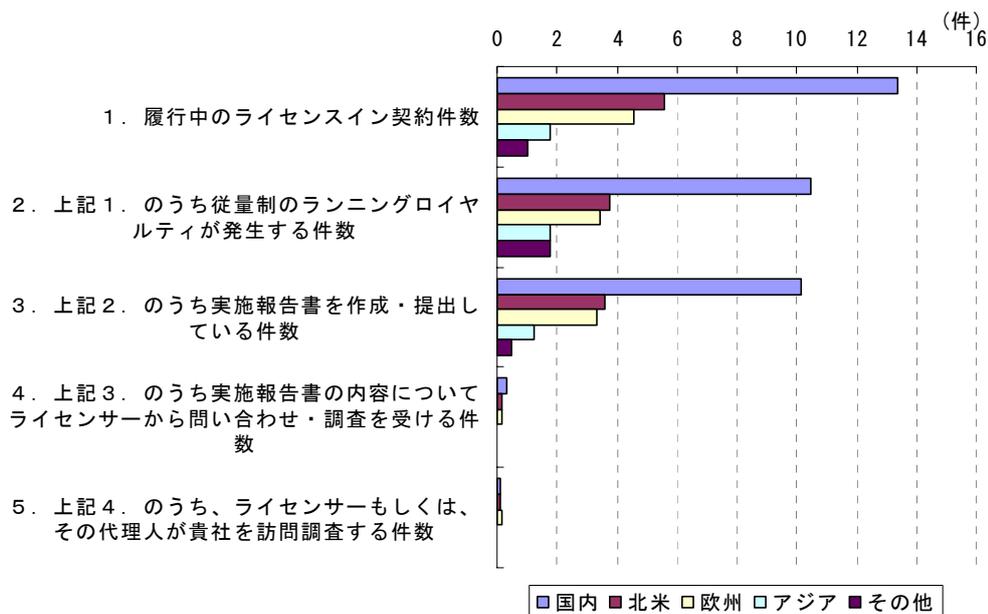
また、「なっていない」と回答した企業に対して、体制構築の必要性を質問すると、約6割の企業が、「必要と感じている」と回答した。



### ③ ライセンスインについて

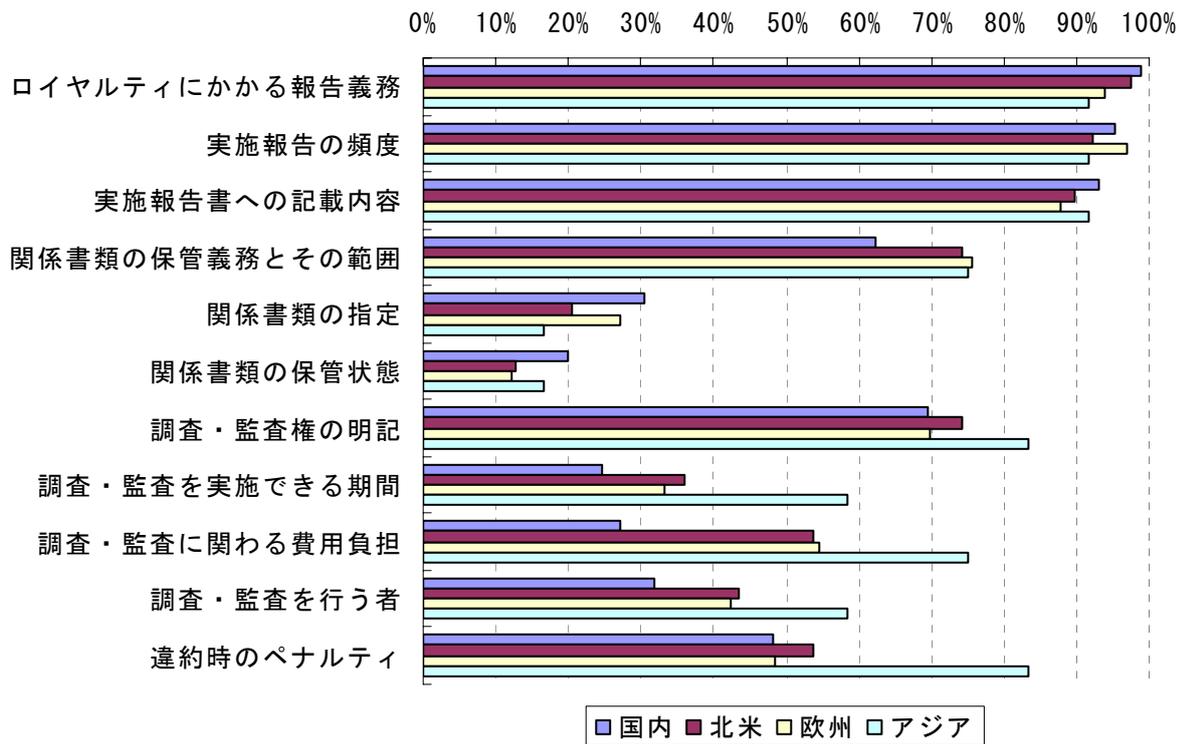
#### (a) ライセンスインの件数などについて

アンケートの回答があったうちでライセンスインを行っていたのは、約5割であった。ただし、ライセンスインの有無自体を質問する項目が無いため、無回答も込みの値であることに留意する必要がある。下図は、ライセンスインを行っていると回答した企業の年間ライセンスイン件数の平均を、ライセンス先地域別に示したものである。ライセンスインについては、国内からの件数が多く、ライセンスアウトに比べてアジアの件数が少なくなっている。



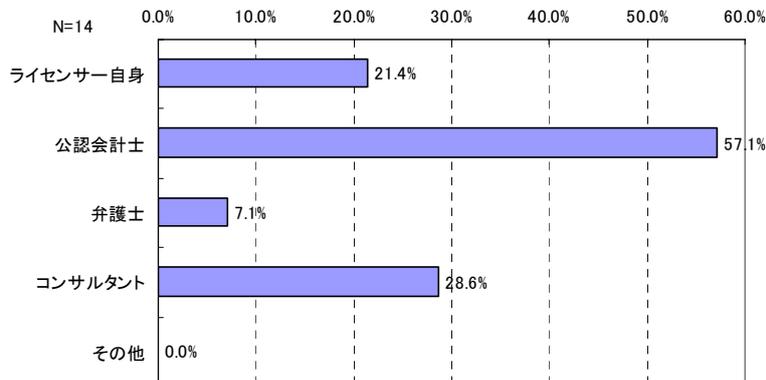
(b) ライセンスイン時の契約について

ライセンスインの場合でも「関係書類の保管義務とその範囲」「調査・監査を実施できる期間」「調査・監査に係わる費用負担」「調査・監査を行う者」などについては、海外からのライセンスインに比べ、国内からのライセンスインにおいては契約書に記載されない割合が多くなっている。



(c) ロイヤルティに関する調査・監査実施主体

ライセンサーからロイヤルティに関する調査・監査を受ける際の主体としては、公認会計士が約6割と最も多く、コンサルタントが約3割であった。なお、本項目は複数回答であり、一部の企業は複数の者から監査を受けていた。組み合わせとしては、ライセンサー自身とコンサルタント、公認会計士とコンサルタント、というものであった。ただし、これはこれまでに監査を受けた際の実施主体を質問したものであり、必ずしも同一の案件について複数の専門家が関わっていたことを示すものではない。



(d) ロイヤルティに関する調査・監査を受ける期間

ロイヤルティに関する調査・監査を受ける期間は、最長で60日、最短で1日であり、平均値では9.2日であった。

④ ロイヤルティに関する調査・監査を円滑に進めるために必要と思われる施策

特に、海外企業に対してロイヤルティに関する調査・監査を円滑に進めるために必要と思われる施策や支援などについて自由回答式で意見を徴収した。主な意見を以下に示す。

- ・安価に利用できる調査機関。(海外はどうしても高額になってしまうだろうから)
- ・当該外国企業に対する公的機関によるライセンスに関わる関連情報の開示強制及びそのサポート
- ・監査法人による監査ですと、ライセンシーが身構えてしまうので、経理・財務にある程度精通している弁理士などの有資格者を調査員とする第三者機関を経産省、特許庁が紹介してくれる制度があれば、調査を行う企業も増えてくると思います。
- ・適正なロイヤルティ料率の算定方法。ロイヤルティ料率は何を基準に決めるかが不明確で相互の認識が合わないため。
- ・大学はこうした事例が少なく、ようやくはじまりつつあるという状況なので、事例紹介、対策パターンなどを含め、研修の機会が必要である。
- ・各国におけるノウハウの管理について、そのポイントや運用上の留意点などを紹介してほしい。

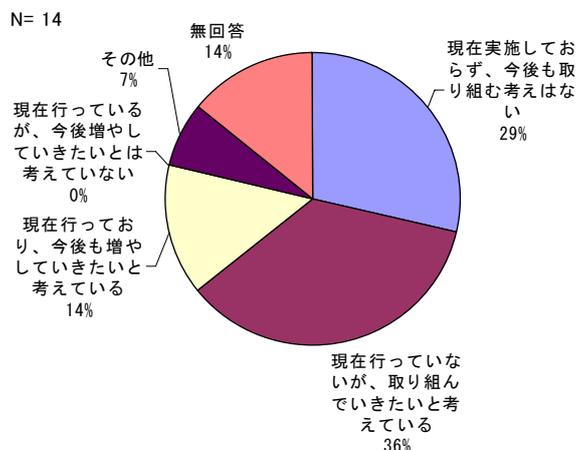
(ii) 監査法人・コンサルティング会社向けアンケート

比較的規模の大きな監査法人(99社)と、会計系コンサルティングファーム(12社)を対象としたアンケートについては、回収されたのが14社であったが、そのうちロイヤルティ監査を行っているのが2社であった。そのため、統計的な分析に耐えうる内容でないことから、一部のみ抜粋して示すこととする。

① ロイヤルティ監査に対する今後の取り組みについて

ロイヤルティ監査に対する今後の取り組みについて質問したところ、「現在行っていないが、取り組んでいきたいと考えている」回答者が36%であり、「現在行っており、今後も増やしていきたいと考えている」回答者(14%)と併せると、約半数の回答者が今後取り

組んでいきたいと考えていることが明らかとなった。



また、回答の理由については、以下のような意見が挙がっていた。

■現在実施しておらず、今後も取り組み考えはない

- ・ニーズが身近にない
- ・法人規模が小さいため、ロイヤルティ監査を行える人材を抱えるのは不可能と考えられるため。

■現在行っていないが、取り組んでいきたいと考えている

- ・知的財産に対する意識の高まりから、今後、社会的要請が高まる業務領域であり、ひいては日本企業の国際競争力の向上につながると考えられるため。
- ・たまたま案件がないが過去には実施したこともあり取り組んでいきたい。

■現在行っており、今後も増やしていきたいと考えている

- ・適正な取引が増加していくことが、我々の社会の役割のひとつと考えるので。

■その他

- ・現在実施しておらず、今後については現時点で明確な方針は特にないため

② ロイヤルティ監査を円滑に進めるために必要と思われる施策

特に、海外企業に対してロイヤルティ監査を円滑に進めるために必要と思われる施策や支援などについて自由回答式で意見を徴収した。主な意見を以下に示す。

- ・現地法規制の理解、語学面でのサポート
- ・ロイヤルティ監査は、正しくは監査ではなく AUP（三者間で合意された調査手続）である。従って、予めライセンサーが調査の概要を規定しておけば進めやすい。調査費用を

ライセンシーが負担する契約が増えれば、実施は推進される。または、調査費用が実質的にライセンシー負担となるようなロイヤルティの設定が行われることが必要。

## 2. ヒアリング調査を踏まえた整理・分析

### (1) ロイヤルティの管理実態

#### (i) 実施報告書の受領と内容確認

#### ① 企業における実態

アンケート調査からもランニングロイヤルティが発生しているライセンス契約においては、ライセンシーが実施報告書を提出し、ライセンサーがこれを受領することが一般的であることが伺えたが、このことはヒアリング調査においても確認された。

ヒアリング調査に対応頂いた企業の傾向としては、知的財産部が実施報告書を受領し、例えば記載内容の不備がないか、前回の実施報告書と比較して不自然な点が無いかなどの形式的チェックを行っていることが多いようである。中には、実施報告書を当該ライセンス契約所管の事業部門において受領し、知的財産部には形式的に実施報告書が提出されたことを確認する目的でこれを回付している企業も見られた。

なお知的財産部が実施報告書をチェックする際には、実施報告書記載内容の妥当性について「経験による勘」による以上のチェックを行うことは難しい場合が多いようである。

- ✓ 現在では、契約書上、実施報告書の提出を求めることが通常となっている。当社の場合、実施報告書と実態との照らし合わせについては、全数行うことはなく、コストや過去の経緯により必要と思われる範囲で行っている。
- ✓ 1年契約の更新時には実施報告書のチェック、請求書の発行を行っており、契約内容のチェックを行っている。
- ✓ ライセンスアウトをしている契約について、契約書のチェック、実施報告書の管理などは本社知財部でも対応しているが、一義的には事業部に責任を負わせている。ランニングロイヤルティが億円単位となるものについては、事業部でも当該ロイヤルティ収入も見越した予算を作成しているため、きちんと管理をしているようである。
- ✓ ライセンス契約は知財部で管理しており、実施報告書も知財部でチェックを行っている。事業部門へも実施報告書を回付している。

- ✓ ライセンス契約自体は知的財産部が所管しており、ライセンシーからの実施報告も知的財産部宛に送付してもらっている。もっとも知的財産部では、売上の妥当性の確認といった実質的なチェックを行っておらず、期日の確認など形式的チェックのみを行い、実施報告書は各事業部門に回付している（実際に何らかのアクションを起こすかどうかの判断やコスト負担についても事業部門に任されている）。ライセンシーは、当社と何らかの形で協同事業を行っており、実施報告書の内容は基本的には信頼出来ると考えている。逆にライセンシーと当社が協同して事業を行っていることから、例えば「0」を一桁記載間違いしたというような事例があれば、事業部門で直ぐに気が付くものと思われ、当事者間で比較的スムーズに修正なども可能である。
- ✓ チェックしている事項は、実質的には提供しているライセンスの使用量と金額のみである。使用量や金額が大きく上下する場合には、相手先に事情を電話で聞くことがある。
- ✓ 実施報告書の受領頻度は、国内企業については四半期毎で、アジア企業については半期毎が一般的である。知的財産部としては実施報告を受領した上で、形式的なチェックを行い、その上でコピーを担当事業部門に回付してチェックさせている。
- ✓ ライセンシーからの実施報告は四半期毎が通常で、当社で実施報告書のチェックを行っている。ライセンシーの大半が国内企業であり、悪意・故意による過少申告や未払いはほとんど見られない。
- ✓ 実施報告書のチェックについては、知的財産部で形式的なチェックを行った上で、担当事業部に計数の妥当性などについて照会を行っている。
- ✓ ライセンシーからは四半期又は半期毎に実施報告書の提出を受けているが、実施報告書のチェックは事業部が行っており、知的財産部は関与していない。
- ✓ ロイヤルティ実施報告書は定期的に提出してもらっている。内容については、あまり厳密なチェックはしていないのではないかと。
- ✓ 生産台数はロイヤルティ実施報告書でチェックする。単価はおおよそ決まっているため台数をチェックする。過小支払などの疑いがあったことはなく、疑いの目で報告書を見ることはない。

## ② 大学 (TLO) における実態

大学 (TLO) もまたライセンサーとして多数のライセンス契約を管理している場合があるが、ヒアリング調査にご協力頂いた4大学 (TLO) のうち3大学 (TLO) では全ての契約について、実施報告書を受領していると回答があった。中小企業など、ライセンシー側の体

制が不十分であるなどの理由で実施報告書を能動的に提出してこない場合も散見されるようであるが、当該3大学(TLO)では自ら先方に提出を依頼するなどして、実施報告書の受領に努め、その内容について形式的なチェックは行っているようである。残りの1大学(TLO)では、ライセンス契約のうち実施報告書を受領できているが3割弱に留まっているようであるが、実施報告書については形式的チェックを行っているようである。

- ✓ ライセンス契約のうち、実施報告書を受領しているのは3割弱に留まっている。実施報告書については、形式的に前回の実施報告書と大きな乖離がないかといった点についてライセンス契約担当者が確認する。実施報告書の提出義務はライセンス契約書に明記してあるものの、実際には実施報告書の提出を個別に依頼してフォローしていただくだけのリソースがなく、企業の善意に任せざるを得ない状況となっており、憂慮はしている(もともと3年前までは実施実績がなければ報告を不要とする契約を用いていた)。
- ✓ 全てのライセンス契約に実施報告義務が定められており、実施報告書については全数を受領している。期日を過ぎても実施報告がない場合には督促をするなどしている(総じて欧米企業の方が真面目に報告してきているように感じる)。実施報告書については目視にてチェックをしているが、それ以上の調査や確認作業などを行っている訳ではない。
- ✓ 実施報告書については一応全て過去の報告書などとの比較を行った上で、必要に応じてコーディネーターに実態と乖離していないか確認することはある。また実施報告書の内容を確認することのみを目的とした問い合わせを行うことはないが、コーディネーターなどを通じて日常的コミュニケーションの中で、事実確認をすることはある。
- ✓ 実施報告書は基本的に全数提出してもらっている。提出頻度は契約によって年1回又は2回となっているが、多くは年1回となっている。実施報告書の提出時期には、大学側から書面で実施報告書の提出を求める通知を発送している。概ね当該通知によって適正な実施報告書提出してもらっていると認識しているが、個人商店のようなライセンシーの場合、「昨年も出したのにまた出すのか?」、「今年実施がないので出さなくて良いと思った」などといったことを言う場合も稀にあるが、最終的には提出してもらっている。実施報告書のチェックは知財部で行っているが、入金結果についてはコーディネーターにも連絡しており、コーディネーターが聞いている金額と大きく違うような場合には確認作業を行うことになり、知財部が事務的な面でバックアップしている(事例によっては知財部でライセンシー企業のホームページなどを見て、商品ラインナップを確認したこともある)。

(ii) 実施報告書に不明点や不備などがあった場合の対応

① 企業における対応

実施報告書についてチェックを行った結果、何らかの不明点や不備が発見される件数自体は少ないものの、ある程度のライセンス契約を管理していれば、このような事態に直面することはしばしば存在するようである。

実際に何らかの不明点や不備が発見された場合の対応であるが、先方に対して問合せを行い事実関係の確認を行っているという例が見られた。事実関係の結果、単なる事務ミスであることも多いようであるが、中には意図的にごまかそうとしているのではないかと感じられたというようなケースもあったとのコメントも聞かれた。

- ✓ 実施報告書のチェックについてどの程度力を入れて確認を行うかには温度差があり、特に問題がなければ一部の報告書の形式的な確認で済ませることが多く、疑義がある場合にのみ照らし合わせを行うなど本格的な調査を行うことが多い。その場合であっても、先方に立ち入り調査を行うことは避けることが通常である。
- ✓ 過去に1、2件程度報告を受けている内容に疑義があったこともあったが、基本的にライセンスアウト先は同業ないし隣接業界であることや、1件当たりのロイヤルティが数十万円であることもあり、厳密に請求・回収を行っているというまでの考えは現状持っていない。
- ✓ 一方、数十万円単位のものについては事業部の担当者が異動なども含め、事務的なミスでロイヤルティが振り込まれていないことを見落としていたケースが数件過去にあった。これはいずれも本社知財部がチェックしていた際に気付いたため、事業部から先方に問い合わせをさせている。もっとも本社知財部も特別な調査やチェックを行っている訳ではなく、実施報告の内容について昨年のもとの桁が違っているとか、経験も含め明らかに違和感を覚えるものについて特に注意を払うというレベル感でやっている。
- ✓ 実施報告の回付を受けた事業部門で違和感を覚えた場合には必ず知的財産部に連絡してもらっており、必要に応じて事業部門が保有している市場データなどと付き合わせてチェックを行うことになる。もっとも国内企業の場合にはまず疑義があることは無く、市場データとの付き合いが必要になるのはいずれもアジア企業の場合である。もちろん、疑義があった場合に常に先方に問い合わせたり、調査を行ったりする訳ではなく、最終的には回収責任のある事業部門の判断によることになる。
- ✓ 管理しているライセンス契約の内、実施報告の内容について問い合わせを行う場合が

あるのは1%～2%程度である。単なる事務ミスであることもあるが、例えばこれまで1万、2万という件数を報告していた企業が1千、2千という報告をしてくることあった。理由としては取引先から取り扱い拒否があって売れなかったというものであり、一概に事務ミスの場合ばかりとも言えない。中には指摘を受けるとごまかそうとして、今回指摘を受けた分は次回の報告で上げるつもりであったなどといった言い訳をしてくる場合もあった。

- ✓ 北米企業に対するライセンスアウトのケースでは、過去に数百万円の変化があったことがあり、先方に問合せを行ったことがある（理由は単価の値下げであることが判明し、当方としてはこれで納得した）。

### 【事例】 自社社員による調査・監査権の行使事例

今回ヒアリングにご協力頂いた企業の中で、自社社員によるライセンシーに対する積極的な調査を行った事例が1件あった。

#### 【当該事案の概要】

ライセンシー所在地域	アジア
ロイヤルティの規模	数千万円程度
経緯	ロイヤルティ支払について、明らかに契約違反が疑われる大きな疑義が生じたため、調査を行うことになったもの
調査実施者	ライセンサー従業員（当該ライセンシーに係る担当者及び内部監査部）
調査実施内容	仕入・販売資料はすべて提出させ、自社社員によるチェックを実施（システム上で管理されているリストと個別伝票の照合も実施）
未払い・過少払い	数割程度の未払いないし過少払いを確認
その後の対応	契約違反を理由に契約を解除
その他	先方からは外部監査人を活用してはどうかという提案もあったが、契約違反の蓋然性が高かったことから、社員による調査を選択

### ② 大学（TLO）における対応

大学（TLO）においても企業と同様、実施報告書についてチェックを行った結果、何らか

の不明点や不備が発見された場合には事実関係の確認を行っているという声が複数聞かれた。実施報告書の内容に係るような不明点や疑義がある場合、大学（TLO）の場合には産学連携コーディネーターが企業と大学教員との調整を行っていることが多いことから、担当コーディネーターに事実関係を確認したり、担当コーディネーターから先方に対して電話や訪問を行って事実関係を確認するという実務が行われている例が見られた。ヒアリングの中でも産学連携コーディネーターが過少申告を発見した事例を聞くことが出来たが、担当コーディネーターが把握している売上データと異なる売上実績が実施報告書に記載されていたものである。

- ✓ 実施報告書の内容に不明点や疑義があれば、必要に応じてコーディネーターに実態との乖離がないか確認を行っている。もし内容に疑問点などがあれば、発明者（通常はライセンシーと共同研究などしている教員であり、実施状況についても一番分かる立場にある）にまで問い合わせを行う場合もある。発明者にまで問い合わせを行うことは、毎年ある訳ではないが、何年かに1回、2回は問い合わせを行っている。
- ✓ 目視によるチェックの結果、過少申告が疑われる例が1件あり、問合せをしたことがあるが、当該企業からは「忘れていた」ということで説明があった。このときも特段の調査を行ったわけではなく、たまたま当該企業が製造している製品が報道情報などから需要が特に高まっていることを承知していたので、報告内容に違和感を覚えたというのが端緒となっている。
- ✓ 実施報告書の精査やコーディネーターからの情報を元に、未払いが発見されることもあるが、件数としては1%程度である。これまで未払いが発覚したケースでは基本的に未払い分を回収できている。近年では、ロイヤルティの額が2,000万円になるような大きな契約について200万円弱程度の未払いが発覚したことがある。これは、コーディネーターが把握している売上実績と異なる実績報告書の提出があったために発覚したものであり、先方に問い合わせたところ、失念していたというものであった。

## （2） ロイヤルティ監査の実態

### （i） 外部専門家によるロイヤルティ監査の実態

外部専門家を活用したロイヤルティ監査という概念自体は日本独自のものではなく、むしろアメリカなど海外において行われているロイヤルティ監査を日本においても行おうとするものであり、実際の実施プロセスや実施方法などについて日本独自のものが存在している訳ではない。

日本企業としては、①ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施する場合と、②ライセンサーとしてロイヤルティ監査を受ける場合とがあり、企業や実際にロイヤルティ監査を担当した経験のある有識者（公認会計士、コンサルタントなど）に対するヒアリング調査においても、両方の事例についてコメントを得ることができたが、基本的な実施手順や実施内容についてはアメリカなどで行われている実務と大きな差異はなかった。もっともライセンサーが海外企業である場合、その所在国の特長によって、ロイヤルティ監査についても実施手順や実施内容が異なる場合があるようである。

## ① ロイヤルティ監査の実施主体

アンケート調査においても、ロイヤルティ監査を依頼する専門家として公認会計士を挙げる回答が多かったが、ヒアリングにおいても大手監査法人に代表される監査法人を活用している例が見られた。またロイヤルティ監査を実施するコンサルティング会社などにおいても日本企業に係るロイヤルティ監査を実施した事例などが見られた。

## ② ロイヤルティ監査の実施手順及び実施内容

ライセンサーとして監査法人やコンサルティング会社にロイヤルティ監査を依頼した場合の実施手順及び実施内容<sup>81</sup>であるが、担当会計士やコンサルタントなどがライセンス契約の内容や実施報告書の内容を確認した上で、ライセンサーと事前情報の共有や監査方針・ポイントなどについて打合せを実施することが一般的である。今回ヒアリングを行った範囲では、監査法人が独自にライセンス契約の対象となっている商品の市場調査を行うなどの調査を行っている事例は見られなかったが、ライセンサー自身が独自に市場調査を行っている場合や、専門のコンサルティング会社などを活用して市場調査を行っている事例などが見られた。このような市場調査は、疑義の内容をより具体化させることで、監査権の行使を容易にし、結果としてロイヤルティ監査の成果を高める目的で行われることがあるようである。

続いて現地調査の事前準備が行われる。現地調査においては、ライセンス契約に基づく調査・監査権の行使として、ライセンサーに対して実施報告書の正確性を検証する為に必要な帳票・帳簿類などを提出させて、それらを精査することになる。したがって、現地調査に先立ち、ライセンサーに対してロイヤルティ監査を実施する旨通知し、監査を行う上で開示・閲覧を求める帳票・帳簿類などについても事前連絡することが通常であるが、ライセンス契約で定められている監査の範囲について当事者間で明確な認識の一致がない場

---

<sup>81</sup> 監査法人及びロイヤルティ監査を行うコンサルティング会社などに対するヒアリングより。

合に、帳票・帳簿類についてもどの範囲で監査の対象とすべきかについて両当事者で調整・交渉が発生する場合もある。

現地調査の実施形態は様々であるが、例えばロイヤルティ支払の対象となる製品を複数の拠点で取扱っていたり、帳票・帳簿類が複数の拠点に点在していたりするような場合もあるが、本社など1箇所の現地調査で事が足りる場合も多い。実際の監査作業の内容については一概に言えないが、基本的には実施報告書に記載されている売上と、対応する会計帳簿、その元となっている帳票やデータを照合してチェックすることが一般的のようである。ERP (Enterprise Resource Planning)<sup>82</sup>が整備されている企業の場合、帳票というよりはERPによって管理されているデータが監査の対象となることも多いが、日本企業の場合にはERPが整備されている企業がまだそれほど多くないこともあって、帳票類のチェックを行うことが多い。現地調査に係る期間も監査の対象となる拠点数、帳票・帳簿類、事案の複雑性などによって異なるが、例えば3日～10日程度で行われることが多いとの声も聞かれた<sup>83</sup>。

現地調査が終了すると、担当会計士ないしコンサルタントが監査報告書を作成し、これがライセンサー企業に納品され、必要に応じてフィードバックのためのミーティングなどが実施される。

## (ii) 外部専門家を活用したロイヤルティ監査の実施状況

ヒアリングに協力頂いた企業において、実際に外部監査を活用したロイヤルティ監査の事例を聞くことが出来た。ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例は3件となっており、事例の概要は次のとおりである。

### 【事例】ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例1

紛争絡みであったため、ロイヤルティ監査の実施も含め、現地大手法律事務所に包括的な紛争処理・交渉を依頼し、同法律事務所から現地会計事務所にロイヤルティ監査を再委託した事例である。ライセンサーである日本企業は、当該ライセンサーからの特許権侵害紛争を契機としてライセンス契約を締結しており、当初からライセンサーに対しては疑義があったものと考えられる。ライセンス契約締結後もロイヤルティ支払に疑義があったため警告的意義でロイヤルティ監査を実施した事例として参考になる。

---

<sup>82</sup> 企業における経営資源を有効活用するために、これを統合的に管理し、経営の効率化を図るための手段のことであるが、これを実現するためのITシステムなどを呼ぶ場合が多い。欧米先進企業や、アジア企業でもグローバルに展開する企業においては導入が進んでいると言われている。

<sup>83</sup> 監査法人及びロイヤルティ監査を行うコンサルティング会社などに対するヒアリングより。

【当該事案の概要】

ライセンシー所在地域	アジア
ロイヤルティの規模	NA
経緯	特許権侵害が原因となっているライセンス契約についてロイヤルティ支払の疑義があったため、警告的意味で監査を実施。
監査実施者	現地大手法律事務所、同提携会計事務所。
実地監査対応人数、期間	人数 NA、2 週間程度。
監査実施内容	本社のみを対象として実施報告書記載の売上について検証。
両者の主張の食い違い	NA
未払い・過少払い	数百万円。
その後の対応	違約条項を適用して未払金額 + $\alpha$ を請求。
その他	なし

【事例】ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例 2

実施報告書において、毎回市場データに比べて僅少な報告を行っている不誠実なライセンシーに対して、ロイヤルティ監査を実施している事例。相手方が不誠実であることから交渉・調整に時間を要することが多く、監査期間が全体で6ヶ月から12ヶ月程度と比較的長期間に亘っている。またライセンサー企業によると、監査対象となるエビデンスの範囲や、実施報告書で報告する売上から控除できる項目を定めている項目の範囲を巡っては、ライセンシーが毎回都合の良い拡大解釈を主張してくるため、個別に交渉が発生しているとのことであった。

【当該事案の概要】

ライセンシー所在地域	アジア（複数社）
ロイヤルティの規模	NA
経緯	実施報告書において、毎回市場データに比べて僅少な報告を行っていることから、必要に応じてロイヤルティ監査を実施。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	人数 NA、現地調査 NA（全体で6ヶ月から12ヶ月程度）。
監査実施内容	NA
両者の主張の食い違い	監査対象となるエビデンスの範囲。実施報告書で報告する売上から控除できる項目を定めている項目の範囲。
未払い・過少払い	NA

その後の対応	NA
その他	なし

【事例】 ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例3

国内企業同士でロイヤルティ監査を実施した事例として注目される。ライセンサーから過払いの疑いがあるという指摘を受けてロイヤルティ監査を実施した事例であるが、結果として、無償サンプルとして配った製品の取り扱い、改良商品や返品商品などについて当事者の認識にずれがあることが発覚した。

【当該事案の概要】

ライセンサー所在地域	日本
ロイヤルティの規模	数億円
経緯	ライセンサーから過払いの疑いがあるということで、ロイヤルティ監査の実施を行うことになったもの。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	3名、3日程度
監査実施内容	生産プロセス全体について検証を実施。生産プロセスの検証に際しては、仕入れ状況、製造工程、工場在庫の期間、出荷にいたる工程全てについてSAPデータと照合。
両者の主張の食い違い	無償サンプルとして配った製品の取り扱い、改良商品や返品商品などについて当事者の認識にずれがあることが発覚。
未払い・過少払い	実際には過払いも確認されたものの、認識のギャップから過少払いとなっていた製品も発覚。差し引きで数百万円の過少払いが確認された。
その後の対応	過払い分と過少払い分を相殺して、過払い分の返還や過少払い分の請求は行わず、当事者の反省材料とすることで、ライセンス契約やライセンス管理について若干の見直しを実施。当事者間では定期的に監査を行ったほうが良いのではないかという議論もあったが、両社の関係が良好でロイヤルティ監査を契機として両社の信頼関係も高まったこともあり、実際にはその後一度もロイヤルティ監査は実施されていない。
その他	なし

ライセンサー企業側の関係者にヒアリングした所、当該ロイヤルティ監査を通じて、以下のような示唆を得たとのことであり、参考になる。

1. 監査条項は定めてあったものの、監査方法やその対象など詳細な定めを置いておかなかったことから、スムーズに監査を開始できなかった。
2. 円滑に監査を行うためには、監査の対象とすべきエビデンスが整備されている必要がある。
3. 契約上可能な限り対象製品を特定しておくべきである（例えば出荷時基準といっても、工場出荷時なのか販売者サイドでカウントするのか、無償サンプルや返品製品の取り扱いなども含め）。

### (3) 他社からのロイヤルティ監査に対する対応

ヒアリングに対応頂いた企業の中には、ライセンシーとしてライセンサーからロイヤルティ監査を受けた経験のある企業も見られたが、問い合わせやライセンサー社員による比較的簡便な調査の対応をした経験のある企業も見られた。

- ✓ ロイヤルティに関する外国企業からの問い合わせもまれにあるが、報道などを通じて何らかの事態を察知した場合のように、特別な端緒がある場合にのみ問合せを行っているように感じている。
- ✓ ライセンスインのほうで過去に1度だけ監査を受けたことがある。名目は、ロイヤルティ算出の基礎データとなる生産台数の調査であったが、帳簿をほんのわずか見ただけで終わった。海外の企業であったが、旅行に来ただけではと思える程度の簡便なものであった。
- ✓ 日本企業から監査を受けたことは無いが、電話一本で問い合わせが出来るためか、電話などによる問い合わせは外国企業よりも日本企業の方が多い（多いといっても頻繁にある訳ではない）。例えば国内の公的研究機関などと共同出願しているようなケースで、実施報告書の内容や関連事項について問い合わせを受けることはしばしばある。

#### 【事例】ライセンシーとしてロイヤルティ監査を受けた事例1

ライセンシーとなっている日本企業に対して、いやがらせ的に監査が実施された事例で、大手監査法人によって1週間程度の工場などの実地調査が行われた。ロイヤルティ監査実

施時に、監査の対象とできるエビデンスの範囲について、契約上明記がなかったことから交渉が発生しているが、事前にエビデンスを特定することは容易ではない上、柔軟な解釈・交渉が可能となっている方が当事者にとっても都合が良いという声が、ライセンサー企業側から聞かれた。

【当該事案の概要】

ライセンサー所在地域	NA
ロイヤルティの規模	NA
経緯	係争絡みの案件で、ライセンサー側から契約解消を視野にいれて対応を検討していた所、ライセンサー企業からいわば嫌がらせ的に監査を実施された。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	2～3人程度、1週間程度。
監査実施内容	工場などの実地調査を実施。売上傳票（実際にはコンピュータに記録されているデータシート）や会計帳簿の整合性のチェックを実施。
両者の主張の食い違い	契約上認められる監査対象となるエビデンスの範囲。
未払い・過少払い	NA
その後の対応	NA
その他	具体的な要望があったが、実務的にはデータの管理形態や保管期間などとの関係で若干の交渉・相談が発生。

【事例】ライセンサーとしてロイヤルティ監査を受けた事例2

ライセンサーとなっている日本企業に対して、欧州企業及び研究機関の特許を管理している管理会社がライセンサーとしてロイヤルティ監査対応の依頼をしてきた事例である。特段の紛議があった訳ではなく、ロイヤルティ監査自体は一般的な内容であるが、監査の対象とすべき伝票の範囲を巡って交渉が発生しているが、交渉によって合理的な範囲での監査を実施することで決着をしている。

【当該事案の概要】

ライセンサー所在地域	欧州（特許管理会社がライセンサー）
ロイヤルティの規模	NA
経緯	特段紛議があった訳ではなく、特許管理会社から監査対応の依

	頼があり、契約に基づいて対応したもの。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	人数 NA、1 週間程度
監査実施内容	電子データと裏付伝票との整合性をチェックするという内容。
両者の主張の食い違い	監査法人から営業所や各事業部にしか存在しない伝票の提示を求められたが、対応には多大なコストが係り、現実的でないことを理由に、交渉によってこれを拒否。
未払い・過少払い	NA
その後の対応	特段の対応なし。
その他	NA

### 【事例】ライセンシーとしてロイヤルティ監査を受けた事例 3

ライセンシーである日本企業が、欧州のライセンサーから毎年定期的なロイヤルティ監査を受けている事例である。特段の疑義がある訳ではなく、両者の関係は良好で、ライセンサーの方針で定期的に形式チェックを行っているもので、実地調査は出荷明細や注文書などを確認するのみで、1人の会計士が1日で行っている。

#### 【当該事案の概要】

ライセンサー所在地域	欧州
ロイヤルティの規模	数百万円
経緯	ライセンサーが監査条項に基づき、毎年定期的なロイヤルティ監査を要求しているもの。
監査実施者	大手監査法人（ライセンシーの法定監査人がライセンシーの法定監査人と同じビッグフォーのアライアンスメンバーであることから、ライセンサーが同監査法人を指定）。
実地監査対応人数、期間	1人、1日
監査実施内容	出荷明細や注文書などを確認するのみ。
両者の主張の食い違い	特になし。疑義がある訳ではなく、両者の関係は良好で、ライセンサーの方針で定期的に形式チェックを行っている。
未払い・過少払い	なし
その後の対応	NA
その他	契約上、定期的なロイヤルティ監査費用をライセンシーが負担するものと定められており、当該ライセンシーが毎年費用を負

担している。
--------

#### IV. 日本企業などによる今後のロイヤルティ管理の検討

##### 1. 考え方の前提

本調査研究報告書冒頭の「序」にも示したように、ライセンス活動自体は以前よりも活発化しつつあり、契約上もロイヤルティ支払に関する規定を盛り込み、ロイヤルティ収入を得るケースが増えているものの、一般論として日本企業の現場では、ロイヤルティ収入で稼ぐという発想があまり無いことに加えて、当事者の権利・義務関係を契約で律していくという慣習がないことから、ライセンス契約についても海外のリーディングカンパニーと頻繁に契約内容の交渉を行っている企業であればともかく、一般的な雛形をベースに、基本的な枠組みのみ定めて、あとは両当事者の信頼関係に期待するという発想が強い。

アンケート調査の結果にも現れているように、近年、実施報告書の提出だけでなく、ライセンス契約に違反する行為に対する疑義がある場合に調査又は監査を行うことが出来るという監査条項なども盛り込まれることが増えている。しかし、今回ヒアリング調査を行った限りでは、積極的に監査条項に基づく監査権を行使する場面を想定して当該条項を盛り込んでいる企業は限られているとの印象を受けた。確かに日本企業同士であれば、業務提携や技術提携を行う際のツールとしてライセンス契約を用いたり、クロスライセンスの形態を取っていたりすることも多く、ロイヤルティ収入の適正な管理について関心が高くないという事情は理解出来る。また業種によっては、ライセンス契約の目的となっている知的財産権及び製品の性質上、ロイヤルティ額の算出や報告に争いが生じ得ないような場合もあることから、日本企業が直ちにロイヤルティ収入の適正な回収を確保するために、ロイヤルティ管理のあり方を検討したり、ロイヤルティ監査の実施を検討したりしなければならないとまでは言えない。

しかしながら、特にライセンス契約の相手方が、外国企業であって、日本企業とは法慣習・商慣習が異なっている場合には、契約上の権利に基づいてロイヤルティの管理を行うことが極めて重要になる。この点、本調査研究報告書において示したように海外に目を転じれば、積極的にロイヤルティ収入の適正な管理やロイヤルティ監査を行っている企業も多く見られた一方で、日本企業においては、ロイヤルティの算定方法ですら、相手方企業と契約の解釈について差異が生じ、結果としてライセンシーによるロイヤルティの未払いや過少払いが発生している事例が見られた所である。

今後、日本企業が法慣習・商慣習の異なる外国企業との間でライセンス契約を締結していく必要が生じる場面は増えていく可能性が高く、契約当事者間の適切な関係を維持するためにも、ライセンス契約の適切な履行及びロイヤルティの適正な回収を実現するための

手段として、適切にロイヤルティを管理し、必要に応じてロイヤルティ監査を行っていくことも視野に入れておく必要があるものと考えられる。

## 2. ロイヤルティ管理とロイヤルティ監査の意義

ライセンス契約の内容としては、調査ないし監査権を明記することが日本でも一般的となりつつあるが、海外に目を転じると調査ないし監査の詳細や、違約が発見された場合の違約条項などについてもライセンス契約に盛り込み、実効的なロイヤルティ管理を行うために必要となる契約上の権利をライセンサーが保持していることが確認された。

また多少の温度差はあるものの、本調査研究における海外調査の対象とした、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、中国、韓国においては、能動的なロイヤルティ管理を行っている企業が散見された。今回の企業ヒアリングはサンプルも限られていることから、一概に当該国の傾向と言う訳にはいかないが、ヒアリング調査を実施した限りでは、アメリカ、フランス、韓国の各企業において比較的ロイヤルティ監査を行っている事例が多く見られた。またイギリスやスウェーデンでは、第三者を活用したロイヤルティ監査を行っている事例は見られなかったが、自社の社員による調査を行っている例が散見され、方法論に違いはあるものの、能動的にロイヤルティの管理を行っていることが伺える。

### 【ヒアリングに見る各国の能動的ロイヤルティ管理の実態】

	ヒアリング企業数	ロイヤルティ監査	自社社員による調査
アメリカ	6	4社が毎年監査人を活用した監査を実施。1社も会計事務所にロイヤルティ管理業務の一部を委託。	1社。
イギリス	4	該当なし。	4社が自社社員による立入検査、書面での照会、帳簿などの調査を実施。
フランス	5	4社が監査人を活用した監査を実施。	NA
ドイツ	6	1社が監査人を活用した監査を実施。	NA
スウェーデン	5	1社が毎年監査人を活用した	2社が自社社員による定期的

		監査を実施。1社は事案に応じて監査人を活用した監査を実施。	な書類や帳簿の調査。
中国	5	1社が監査人を活用した監査を実施。	該当なし。
韓国	5	4社が監査人を活用した監査を実施。	NA

国内外企業に対するヒアリングの中でも、ロイヤルティ監査を実施した企業の声として、「適切なロイヤルティ支払いの検証、契約内容遵守の確認、将来のロイヤルティ支払いに対する適正化、及び株主に対する説明責任やコーポレートガバナンスにおけるメリット享受、といったことがその意義と考える（アメリカ企業）」、「ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の成果として、ロイヤルティ算定基準の適正化及びライセンス実施規定の見直しがなされた（フランス企業）」、「能動的なライセンス管理を行う意義としては、契約内容遵守の確認が挙げられる（フランス企業）」、「ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている（中国企業）」、「ロイヤルティ監査を行う意義として捉えているのは、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のためといった点である（韓国企業）」といった本来的な意義を強調する声も多く聞かれた。

一方で、「能動的管理の成果として、ロイヤルティ算定基準の適正化及びライセンス実施規定の見直し、及び当社顧客及びパートナー企業における信頼が増した、といったことが挙げられる（フランス企業）」、「ロイヤルティの能動的管理の結果、ライセンシーとの良好な関係が築かれ、お互いの信頼感を高めることができた（スウェーデン企業）」、「ロイヤルティ監査を契機として両社の信頼関係も高まった（日本企業）」といった声も聞かれた。この点、ロイヤルティ監査の実態に詳しい有識者に対するヒアリングにおいても、ロイヤルティ監査の意義について、ライセンス契約条項を遵守させ、支払いを担保させる手段である、という点を過度に強調すべきではないとして、次のようなコメントが聞かれた。

たとえば未払いや過少払いの額が本来のロイヤルティの5%を越えたら監査の費用を負担するといった契約条項を盛り込むことがあるが、本来5%もの齟齬が発生する前の段階で、解決すべき話で、信頼関係があればライセンシーから事前に申告があっても良いくらいである。監査を行うことも重要であるが、強調すべきは両者の信頼関係を良好に保つことであろう。監査についての誤解として、監査をしたら未払いロイヤルティが回収できると

考え違いをしている人がいる。監査はあくまで未払いを発見することしか出来ず、回収は当事者の問題となるため、実際には回収できないこともある。監査についてはコストも問題視するケースがあると思うが、そもそも早い段階で行えばコストは少なく済むはずである。

ライセンス契約を締結する目的や意図は、企業や案件によって様々であると思われるが、契約は両当事者による合意であり、自社の「思い」だけでは良好な契約当事者関係を築くことが難しい場合もある。これまで国内における法慣習・商慣習上、契約書に当事者の「思い」を表現することは必ずしも一般的であったとは言えないが、例えば日本の法慣習・商慣習を共有していない外国企業との契約ともなれば、ライセンス契約の適切な履行を確保していくことは重要な課題になるものと思われる。この点、アメリカやイギリスにおいてはライセンス契約に基づくロイヤルティ収入が当該企業にとって重要な意義を有するのであれば、その適正な管理及びロイヤルティ収入の回収は、財務報告に係る内部統制体制の一部と捉えられるという考え方も強い。今後、ライセンス契約やそれに伴うロイヤルティ収入の重要性が高まるにつれ、日本においても株主・投資家に対してこの点を適切に管理していることを説明する必要性が高まるものと思われる。現時点でも、リーディングカンパニーなどにおいては株主・投資家もグローバル化しており、ステークホルダーに対する会社の責務という観点からライセンス契約を適切に管理するための内部統制体制を構築し、この点をステークホルダーに対して説明することが重要であると思われる。

また本調査研究では大学などに対してもアンケート調査及びヒアリングを行っているが、大学においては国際連携・技術移転といった観点から外国企業との連携や共同研究にも取り組むようになってきている。ヒアリング調査においては、近い将来には外国企業に対して大学がライセンスアウトしていく場面が想定しうることであり、企業と同じ問題に直面するものと思われる。特に国公立大学などの場合には、研究成果や知的財産権について社会還元が強く求められている今日、ライセンス契約の適正な管理もまた強く要請される可能性がある。その際には、外国企業から適正なロイヤルティを回収できるような契約書の在り方の検討やロイヤルティに関する管理・監査が行えるコーディネーターなどとの連携がより重要になってくると考えられる。

契約の履行をお互いに確保していくためには、まずお互いが適切に義務を履行しているかどうかについて確認をする必要があり、ライセンス契約においては、実施状況を報告する実施報告書の提出と、実施報告書の内容をチェックすることを通じたモニタリングが重要なプロセスとなる。実施報告書の内容に疑義があれば、問い合わせをするというのも重要であるが、ライセンス契約の重要性や契約の相手方の特性なども鑑みて必要に応じて第三者的立場にある専門家を活用してロイヤルティ監査を実施することも、ロイヤルティを適切に管理・回収するだけでなく、両当事者における契約の解釈を巡る齟齬をなくし、両

当事者間の信頼関係を維持・発展させるための手段として検討に値するものと思われる。特にこの目的でロイヤルティ監査を行う場合、信頼関係が損なわれてからロイヤルティ監査を行うよりも、契約締結後間もない時期から実施した方が、相対的にコストも掛からず、両当事者間の信頼関係を維持していくのに有用であるとの指摘も有識者から聞かれた所である。

いずれにしても契約上の権利というものは、受身であっては適切に行使することが出来ないことから、能動的に捉える必要がある。もちろん、当該ライセンス契約から享受している有形・無形の効果に照らして過大なコストを負担してロイヤルティの管理やロイヤルティ監査を行う必要はないが、自社にとって重要な意義を有するライセンス契約が十分な管理がなされていないという事態があるとすれば、望ましい状況とは言えないものと考えられる。本調査研究報告書の中でも、定期的に監査人を活用したロイヤルティ監査を実施すること自体を通常のライセンス契約管理プロセスの中に組み込んでしまっている企業、重大な疑義があった場合にのみロイヤルティ監査を実施している企業、自社社員による調査・立入検査を行っている企業など、様々な管理スタイルが見られた。またこうした管理に掛けるコストも様々で、重大事案について相当のコストを負担して監査を実施している事例もあれば、お互いの信頼関係確保のために毎年例えば20万円といったコストを負担して最低限の監査を行っている事例も見られた。

重要なことは、ライセンス契約が自社にとってどのような意義を有しているのかについて十分に理解した上で、その重要性に応じて適切な管理を行っていくことである。外国企業を中心に管理手段として用いられているロイヤルティ監査も、手法はある程度確立しているものの、目的によって様々なレベル感で実施されているものであり、ライセンス契約の管理手段の1つとして検討することも有意義であると考えられる。



# 資料編



# 資料 I



## 国内外文献調査（概要）

### I. 調査の趣旨

①本調査研究を進める上での仮説構築、現状把握を効率的に行う、②国内外ヒアリング調査の結果についての検証・補足を行う、という2つの目的で国内外文献調査を実施した。

### II. 調査概要

#### 1. 調査実施時期

2010年10月～2011年2月

#### 2. 調査対象とした主な文献リスト

##### (1) 邦語文献

- 石田正泰『知的財産契約実務ガイドブック』（発明協会、2008年）
- 井原宏「国際ライセンス契約の基本構造—ライセンサーの義務」国際商事法務第38巻第6号（2010年）
- 井原宏「国際ライセンス契約の基本構造—ライセンシーの義務」国際商事法務第38巻第7号（2010年）
- 梅林勲「ライセンシーの地位の保全とライセンス契約の安定性強化について」判例タイムズ第58巻第21号（2007年）
- 岡田淳「戦略的なライセンス契約の活用に向けて」会計・監査ジャーナル第21巻第8号（2009年）
- 川口博也『基礎アメリカ特許法』（発明協会、2000年）
- 木村耕太郎「特許ライセンス契約をめぐる諸問題—通常実施権登録制度と特許権成立前におけるライセンス契約を中心にして」知財管理第59巻第6号（2009年）
- 草間文彦『ライセンスビジネスマネジメント』（日本経済新聞出版社、2009年）
- 小島喜一郎「ライセンス契約の法的性質について—民法典型契約規定にもとづく分析と検討」専修法学論集第101号（2007年）
- 小高壽一『英文ライセンス契約実務マニュアル』（民事法研究会、第2版、2007年）
- 小宮義則「ライセンス契約の保護に関する現状と問題点」NBL第787号（2004年）
- 五味由典「著作権におけるライセンス契約保護についての一考察」比較法研究第29号

(2006年)

- 五月女正三（橋本正敬新訂）『新訂ライセンス・ビジネス』（発明協会、2003年）
- 曾野裕夫「著作権ライセンス契約におけるライセンシーの地位の保護のあり方」知的財産法政策学研究第9号（2005年）
- ソフトウェア情報センター「コンピューターソフトウェアのライセンス契約の保護に関する調査研究報告書」（SOFTIC 16-1、2005年）
- 高田淳「ライセンス契約における契約対象の瑕疵」法学新報108巻5・6号（2001年）
- 高橋伸夫・中野剛治編『ライセンス戦略』（有斐閣、2007年）
- 特許庁「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書—知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握—」（2010年）
- 東京大学大学院政治学研究科 COE プログラム知的財産権ソフトロー収集班「特許等ライセンス契約についてのソフトローに関するアンケート及びインタビュー調査 総括報告—法理論とライセンス実務の架け橋」パテント第58巻5号（2005年）
- 中島憲三『英文ライセンス契約書の書き方』（民事法研究会、第2版、2009年）
- 服部健一「日米ホットライン 特許ライセンス契約で違反があった場合に損害賠償がロイヤルティの120倍の額であるという規定は、その額が実損に比べてリーズナブルであれば適法であるが、そうでない場合は不当であり無効である」発明101巻8号（2004年）
- 長谷川貞之「無体財産権の管理・利用とライセンス契約」NBL第927号（2010年）
- 淵邊善彦「支払いを担保する契約実務と条項例」旬刊経理情報第1091号（2005年）
- 淵邊善彦＝吉野仁之『ロイヤルティの実務』（中央経済社、2008年）
- 前田哲男「知的財産法の新潮流（3）権利ビジネス編（2）ライセンス契約について」ジュリスト第1283号（2005年）
- 村上政博＝浅見節子『特許・ライセンスの日米比較』（弘文堂、第4版、2004年）
- 山田勇毅『戦略的特許ライセンス』（経済産業調査会、2002年）
- 山本孝夫『知的財産・著作権のライセンス契約入門』（三省堂、第2版、2008年）
- 吉川達夫＝森下賢樹＝飯田浩司編著『ライセンス契約のすべて』（レクシスネクシス・ジャパン、2006年）
- 吉野仁之「実施プロセスと実務上の留意点」旬刊経理情報第1091号（2005年）
- 吉野仁之「ロイヤルティ監査を通して、ライセンスを考える—ロイヤルティ監査の現状、実務、そして意義」知財管理第60巻第12号（2010年）
- 渡邊肇『ライセンス』（中央経済社、2009年）

(2) 外国語文献

- Eli B. Nathanson, Trademark License Agreements: Common Drafting Mistakes and Oversights, PLI Order No.23481 (2010).
- Eric A. Parger, Content License Agreement, PLI Order No.22756, 2010.
- Ian Barzilay & Danielle Bochniak, The Ground on Which You Stand: Lessons in Licensing, 22 No.9 Intell. Prop. & Tech. L. J. 1, 301, 2010.
- Ian N. Feinberg, License Agreement Enforcement Consideration, PLI Order No.19078, 2009.
- Joshua W. Newman, Selling the Right to License: Examination of the First Sale Doctrine Through the Lens of UMG Recordings & Quanta Computer, 35 J. Corp. L. 849, 2010.
- Michael Risch, Patent Challenges and Royalty Inflation, 85 Ind. L. J. 1003, 2010.
- Russell Parr, Royalty Rates for Licensing Intellectual Property, Wiley & Sons, 2007.



# 資料Ⅱ



## 国内アンケート調査（概要）

### I. 調査の趣旨

我が国における企業・大学など及び上場企業の監査を行っている監査法人、コンサルティング会社などに対して、アンケート調査を実施し、我が国におけるロイヤルティ監査の現状や課題、契約内容、ロイヤルティ監査の成果、ライセンス契約を締結する企業の国内・海外別の対応の違いなどを明らかにする目的でアンケート調査を実施した。

### II. 調査概要

#### 1. 調査実施時期

2010年11月～2011年2月

#### 2. アンケート対象

##### (1) 企業・大学 (TLO)

本調査は、知的財産のライセンス契約に係わるロイヤルティについてのアンケートであることから、知的財産を有し、その保護や活用について高い関心を持っている企業に送付することが望ましい。また、本アンケートでは、我が国全体の傾向を把握することよりも、ライセンス契約を締結している企業における現状や課題などを把握することがより重要であると考え、ランダムに企業を選定するのではなく、特定の企業群に絞ってアンケートを実施することが有効であると判断した。そこで、企業向けアンケートについては、日本知的財産協会の正会員企業(903社)に対して実施することとした。一方で、大学向けアンケートについては、国内のTLOに対して実施することとした。

##### (2) 監査法人・コンサルティング会社

監査法人・コンサルティング会社については、比較的規模の大きな監査法人(99社)と、会計系コンサルティングファーム(12社)を選定した。

### (3) 回答状況

企業・大学など向けアンケートについては、企業 901 社、大学(TL0)46 社の合計、947 社に対して配布し、190 社から回答を得た。回収率は 20.1%となっている。一方、監査法人・コンサルティング会社向けアンケートについては、回収されたのが 14 社(回収率 14.1%)と低い水準に留まった。

### 3. アンケート票

#### (1) 企業・大学向けアンケート

##### ロイヤルティの管理実態に関するアンケート調査

###### ■このアンケートの目的

本アンケートはライセンス契約に付随するロイヤルティについて、契約内容やその管理手段、ライセンシーに対する監査などの現状を把握し、今後の施策検討に資するために実施するものです。

###### ■回答にあたっての留意点

- ✚ 本アンケートは、知財部等、知的財産のライセンスやロイヤルティに関する実務を担当している部署の方に記入をお願いします。
- ✚ ご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ご回答のできる範囲で現状・意見等をご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。
- ✚ ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、平成 22 年 12 月 24 日（金）までにご投函くださいますよう、お願いいたします。
- ✚ 調査結果は来年 4 月頃、特許庁のホームページにおいて「平成 22 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書」として公表される予定です。なお、ご回答頂いたアンケート票は統計的に処理致しますので、個票が公表されることはありません。
- ✚ なお、本アンケートについて電子データ(Microsoft Word)による回答をご希望の方は、下記担当者までご連絡ください。メールにより電子データをお送りします。
- ✚ ご回答にあたってのお問合せは、下記担当者までお願いいたします。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
知的財産コンサルティング室 肥塚（こいづか）  
tel / fax 03-6711-1244 / 03-6711-1289  
e-mail chizai2010@murc.jp

## 個人情報保護方針

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社及びその子会社(以下、当社とします)は、多様な情報を取り扱う総合シンクタンクとして、個人情報を適切に管理することを重要な社会的規範と考え、個人情報保護を企業活動における最優先事項の一つとして位置づけています。

当社は、個人情報の保護を確実に実践していくために、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、すべての役員、社員、協働者に周知し、徹底を図ります。

### 1. 個人情報の適切な取得・利用・提供・預託

当社は、個人情報の取得にあたって、本人に対して個人情報の利用目的を明らかにし、同意を得た上で取得します。

当社は、取得した個人情報を当初の利用目的の範囲に限定して利用し、適切に取り扱います。

当社は、本人の同意がある場合、及び法令に基づき司法機関等から法的義務を伴う要請を受けた場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供、預託いたしません。また、本人の同意があった場合でも、当社以外の第三者に個人情報を預託、提供する場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

### 2. 個人情報に関する安全管理措置

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄および漏洩などに関する予防措置を講ずるとともに、万一の事故等の発生時には速やかな是正措置を実施します。

当社は、適切な個人情報の取り扱いと運用に関する具体的ルールを定め、その管理に関する責任者を設けるとともに、役員、社員、協働者に対する教育を徹底します。

### 3. 個人情報に関する法令及び規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法をはじめとして、関連する法令及びガイドラインを遵守します。

### 4. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護を適切に維持するため、個人情報保護マネジメントシステムを実施、運用するとともに、これを継続的に改善します。

### 5. 個人情報に関するお問い合わせ

当社は、取得した個人情報について、本人から開示、訂正・削除の要求、苦情もしくは相談があった場合にはこれに応じます。

個人情報保護に関するお問い合わせ先

経営企画部 TEL : 03-6711-1200 E-Mail : [privacy@murc.jp](mailto:privacy@murc.jp)



③ 貴社の連結ベースでの売上高規模を以下より選んで○印をつけてください。

1. 50億円未満      2. 50～100億円      3. 100～300億円  
 4. 300～500億円      5. 500～1,000億円      6. 1,000～3,000億円  
 7. 3,000～5,000億円      8. 5,000億～1兆円      9. 1兆円以上

問2 貴社の知財部の概況について質問します。なお、ご回答者が知財部以外の場合は担当部署についてご記入ください。

人員数	人
うち、契約担当の人員数	人

問3～問20については、ライセンスアウトを行っている企業の方のみお答えください。ライセンスアウトを行っていない企業の方は問21へ進んでください。

問3 次の各種件数について、国内・海外別にご記入ください。なお、年間の総数でお答えください。なお、複数年に1度程度の頻度である場合には、その頻度(過去5年で2件程度等)をご記入下さい。値は概数で結構です。

	国内	北米	欧州	アジア(オセアニア含まず)	その他
1. 履行中のライセンスアウト契約件数					
2. 上記1. のうち従量制のランニングロイヤルティ(ライセンス対象製品の販売数等に基づいて所定期間毎に算定・支払いされるロイヤルティ)が発生する件数					
3. 上記2. のうち実施報告書(ランニングロイヤルティの算定資料)を受取・保管している件数					
4. 上記3. のうち実施報告書以外の資料を用いた社内調査を行う件数					
5. 上記3. のうち実施報告書の内容についてライセンシーに対して問い合わせ・調査を行う件数					
6. 上記5. のうち、自社代理人がライセンシーを訪問調査する件数					
7. 上記5. のうち、自社社員がライセンシーを訪問調査する件数					

**問4** 上記問3の2.に係わる契約に関して、契約書に記載している内容について、点線内の選択肢から該当するものを選び数字を表内に記入してください。

国内	北米	欧州	アジア(オセアニア含まず)

↑以下より当てはまるもの全てを選択して表中に数字を記入↑

1. ロイヤルティに係る報告義務
2. 実施報告の頻度
3. 実施報告書への記載内容
4. ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の保管義務とその範囲
5. 関係書類の指定(ex.帳簿類、伝票等)
6. 関係書類の保管状態(調査実施に際して迅速に参照できる状態等)
7. 調査・監査権の明記
8. 調査・監査を実施できる期間の明記
9. 調査・監査にかかわる費用負担の明記
10. 調査・監査を行う者の明記
11. 違約時のペナルティの明記

**問5** 上記問3の4~6.を行う際の判断基準として何を重要視しますか？以下より当てはまるもの全てに○印をつけてください。

1. 過去のトラブル事例の有無
2. ロイヤルティの額の大きさ
3. ライセンスしている知的財産の重要性
4. ライセンスしている知的財産の種類(特許、商標、著作権、ノウハウ等)
5. ライセンシーの所在地国
6. ランダムに抽出
7. その他( )



問10 ライセンシーに対して調査を行う場合、調査期間はどれくらいですか(概算でかまいません)？

最高 ( ) ヶ月・日

最低 ( ) ヶ月・日

平均 ( ) ヶ月・日

問11 ライセンシーに訪問して調査を行った場合、貴社の経営者は当該調査を行っていることを把握していますか？

1. 把握している

2. 把握していない

問12 ライセンシーに対するロイヤルティに係わる調査による成果について以下の設問にお答えください。

① 過少支払い又は未払いが発見される事がありますか？

1. ある

2. ない

→「1. ある」とお答えの方に質問します。

過少支払い又は未払いとなっているケースは調査を行ったうちの何割程度ですか？

( ) 割程度

② (①で「ある」と回答された方に質問します)過少支払い又は未払いが発見された場合に、その未払いのロイヤルティの回収率はいくらですか？また、過去に回収された未払いのロイヤルティの額は1件当たりいくらですか？(概算で構いません。)

ロイヤルティ回収率

( ) %

未払いのロイヤルティの額

最高 ( ) 円/件

最低 ( ) 円/件

平均 ( ) 円/件



問14 ロイヤルティに関する調査を行うにあたって問題であると感じるのはどのようなことですか？  
該当するもの全てに○をつけてください。

1. ライセンシーとの関係
2. 社内営業部門との関係
3. 自社経営者の理解不足
4. 社内担当部署が不明確
5. 調査にかかわるコストの捻出
6. 調査を行える社内人材の不足
7. 調査を行える社外人材の不足
8. 社内における規定の不備
9. その他 ( )

問15 海外の企業と日本企業におけるロイヤルティに関する調査について、取り組みに違いがあると感じていますか。ある場合には、その内容を具体的に記入してください。

1. ある
2. ない
3. わからない

↓「ある」と回答した場合は、その内容を具体的に記入してください。

問16 海外の企業に対してライセンスアウトしている場合、ロイヤルティの未払いや過少支払いのリスクヘッジのため、独立行政法人日本貿易保険の知的財産権等ライセンス保険の制度を活用していますか。

1. 契約している
2. 契約したことがある
3. 検討したが、契約していない
4. 検討していない
5. 知的財産権等ライセンス保険の制度を知らなかった。



問 21～問 22 については、ライセンスインを行っている企業の方のみお答えください。ライセンスインを行っていない企業の方は問 25 へ進んでください。

問21 次の各種件数について、国内・海外別にご記入ください。なお、年間の総数でお答えください。なお、複数年に1度程度の頻度である場合には、その頻度(過去3年で1件程度 等)をご記入下さい。値は概数で結構です。

	国内	北米	欧州	アジア(オセアニア含まず)	その他
1. 履行中のライセンスイン契約件数					
2. 上記1. のうち従量制のランニングロイヤルティ（ライセンス対象製品の販売数等に基づいて所定期間毎に算定・支払いされるロイヤルティ）が発生する件数					
3. 上記2. のうち実施報告書（ランニングロイヤルティの算定資料）を作成・提出している件数					
4. 上記3. のうち実施報告書の内容についてライセンサーから問い合わせ・調査を受ける件数					
5. 上記4. のうち、ライセンサーもしくは、その代理人が貴社を訪問調査する件数					

問22 ライセンスインに関する契約を締結する際に、契約書に記載される内容について、点線内の選択肢から該当するものを選び数字を表内に記入してください。

国内	北米	欧州	アジア(オセアニア含まず)



問26 お差し支え無ければ、企業名や担当者様の氏名、連絡先をご記入ください。

企業名	
事業所所在地	〒
記入者名	
電話番号	
E-mail アドレス	

以上で、アンケートは終了です。ありがとうございました。

## (2) 監査法人・コンサルティング会社向けアンケート

### ロイヤルティの監査に関するアンケート調査

#### ■このアンケートの目的

本アンケートはライセンス契約に付随するロイヤルティについて、監査法人・コンサルティング企業の取り組みの現状を把握し、今後の施策検討に資するために実施するものです。 I

#### ■回答にあたっての留意点

- ✚ 本アンケートは、ロイヤルティ監査などの実務を担当している部署の方に記入をお願いします。
- ✚ ご回答内容については、秘密を厳守し、他の目的に使用することはいたしませんので、ご回答のできる範囲で現状・意見等をご記入ください。なお、本調査へのご協力は任意であり、ご協力いただけない場合も不利益が生じるようなことは一切ございません。
- ✚ ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、平成 22 年 12 月 24 日（金）までにご投函くださいますよう、お願いいたします。
- ✚ 調査結果は来年 4 月頃、特許庁のホームページにおいて「平成 22 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書」として公表される予定です。なお、ご回答頂いたアンケート票は統計的に処理致しますので、個票が公表されることはありません。
- ✚ なお、本アンケートについて電子データ(Microsoft Word)による回答をご希望の方は、下記担当者までご連絡ください。メールにより電子データをお送りします。
- ✚ ご回答にあたってのお問合せは、下記担当者までお願いいたします。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
知的財産コンサルティング室 肥塚(こいづか)  
tel / fax 03-6711-1244 / 03-6711-1289  
e-mail chizai2010@murc.jp

## 個人情報保護方針

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社及びその子会社(以下、当社とします)は、多様な情報を取り扱う総合シンクタンクとして、個人情報を適切に管理することを重要な社会的規範と考え、個人情報保護を企業活動における最優先事項の一つとして位置づけています。

当社は、個人情報の保護を確実に実践していくために、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、すべての役員、社員、協働者に周知し、徹底を図ります。

### 1. 個人情報の適切な取得・利用・提供・預託

当社は、個人情報の取得にあたって、本人に対して個人情報の利用目的を明らかにし、同意を得た上で取得します。

当社は、取得した個人情報を当初の利用目的の範囲に限定して利用し、適切に取り扱います。

当社は、本人の同意がある場合、及び法令に基づき司法機関等から法的義務を伴う要請を受けた場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供、預託いたしません。また、本人の同意があった場合でも、当社以外の第三者に個人情報を預託、提供する場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって保護水準を守るよう定め、適切に取り扱います。

### 2. 個人情報に関する安全管理措置

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄および漏洩などに関する予防措置を講ずるとともに、万一の事故等の発生時には速やかな是正措置を実施します。

当社は、適切な個人情報の取り扱いと運用に関する具体的ルールを定め、その管理に関する責任者を設けるとともに、役員、社員、協働者に対する教育を徹底します。

### 3. 個人情報に関する法令及び規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法をはじめとして、関連する法令及びガイドラインを遵守します。

### 4. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護を適切に維持するため、個人情報保護マネジメントシステムを実施、運用するとともに、これを継続的に改善します。

### 5. 個人情報に関するお問い合わせ

当社は、取得した個人情報について、本人から開示、訂正・削除の要求、苦情もしくは相談があった場合にはこれに応じます。

個人情報保護に関するお問い合わせ先

経営企画部 TEL：03-6711-1200 E-Mail：[privacy@murc.jp](mailto:privacy@murc.jp)







問7 ライセンス契約や知的財産管理に関するサービスとして、貴社が行っていることについてあてはまるもの全てに○印をつけてください。

1. ライセンス戦略の策定支援
2. 契約書作成に関する支援
3. 実施報告書フォーマット作成
4. ロイヤルティ管理に関する社内規定の作成、作成支援
5. ロイヤルティ管理に関する体制整備支援
6. ロイヤルティ監査の実施
7. ロイヤルティ監査に関する規定作成アドバイス
8. その他 ( )

問8 ロイヤルティ監査を行うための手順や方法等を示したマニュアル等がありますか？

1. ある
2. ない

問9 ライセンシーに訪問してロイヤルティ監査を行う場合、1件当り監査期間及び費用はどれくらいですか(概算で構いません)？

1件当り監査期間

- 最高 ( ) ヶ月・日  
最低 ( ) ヶ月・日  
平均 ( ) ヶ月・日

1件当り費用

- 最高 ( ) 円程度  
最低 ( ) 円程度  
平均 ( ) 円程度

問10 ロイヤルティ監査に係わる専任スタッフはいますか？いる場合には、その人数を記入してください。

1. いる
  2. いない
- ↓いる場合には人数を記入してください。  
( ) 人





問15 特に、海外企業に対してロイヤルティに関する調査等を円滑に進めるために、必要と思われる施策や支援等があればご記入ください。

--

問16 お差し支え無ければ、企業名や担当者様の氏名、連絡先をご記入ください。

企業名	
事業所所在地	〒
記入者名	
電話番号	
E-mail アドレス	

以上で、アンケートは終了です。ありがとうございました。



### 3. 調査結果（概要）

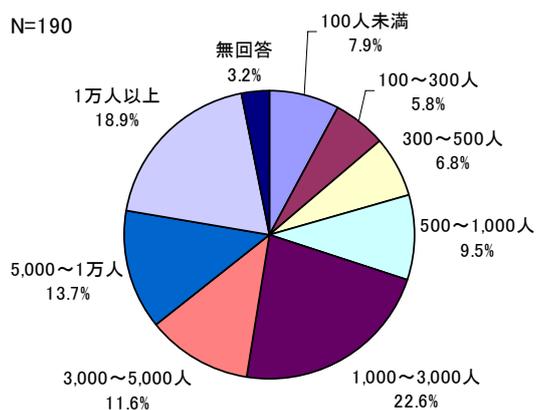
#### 問1 概要

##### ①業種

番号	業種	回答数	比率
1	農業・林業・漁業	1	0.5%
2	鉱業	1	0.5%
3	建設業	13	6.8%
4	食料品製造業	6	3.2%
5	飲料・たばこ・飼料製造業	1	0.5%
6	繊維工業	2	1.1%
7	木材・木製品製造業(家具を除く)	0	0.0%
8	家具・装備品製造業	0	0.0%
9	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	2.1%
10	印刷・同関連業	2	1.1%
11	化学工業	33	17.4%
12	石油製品・石炭製品製造業	1	0.5%
13	プラスチック製品製造業	3	1.6%
14	ゴム製品製造業	2	1.1%
15	なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0.0%
16	窯業・土石製品製造業	3	1.6%
17	鉄鋼業	2	1.1%
18	非鉄金属製造業	7	3.7%
19	金属製品製造業	1	0.5%
20	はん用機械器具製造業	5	2.6%
21	生産用機械器具製造業	7	3.7%
22	業務用機械器具製造業	4	2.1%
23	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	3.7%
24	電気機械器具製造業	17	8.9%
25	情報通信機械器具製造業	2	1.1%
26	輸送用機械器具製造業	9	4.7%
27	その他の製造業	13	6.8%
28	電気・ガス・熱供給・水道業	3	1.6%
29	情報通信業	5	2.6%
30	運輸業	0	0.0%
31	卸売・小売業	2	1.1%
32	金融・保険業	1	0.5%
33	不動産業	0	0.0%
34	飲食店、宿泊業	0	0.0%
35	医療、福祉	1	0.5%
36	教育、学習支援業	10	5.3%
37	サービス業	5	2.6%
38	その他	13	6.8%
	無回答	4	2.1%
	合計	190	

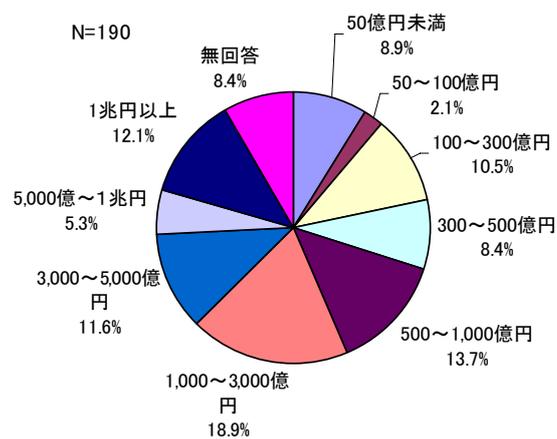
②連結ベースでの従業員規模

		回答数	比率
1	100人未満	15	7.9%
2	100～300人	11	5.8%
3	300～500人	13	6.8%
4	500～1,000人	18	9.5%
5	1,000～3,000人	43	22.6%
6	3,000～5,000人	22	11.6%
7	5,000～1万人	26	13.7%
8	1万人以上	36	18.9%
	無回答	6	3.2%
	合計	190	



③連結ベースでの売上高規模

		回答数	比率
1	50億円未満	17	8.9%
2	50～100億円	4	2.1%
3	100～300億円	20	10.5%
4	300～500億円	16	8.4%
5	500～1,000億円	26	13.7%
6	1,000～3,000億円	36	18.9%
7	3,000～5,000億円	22	11.6%
8	5,000億～1兆円	10	5.3%
9	1兆円以上	23	12.1%
	無回答	16	8.4%
		190	



問2 知財部の概況

人員数	22.8 人
うち、契約担当の人員数	2.9 人

問3 ライセンスアウト及びその監査の状況

単位：件／年

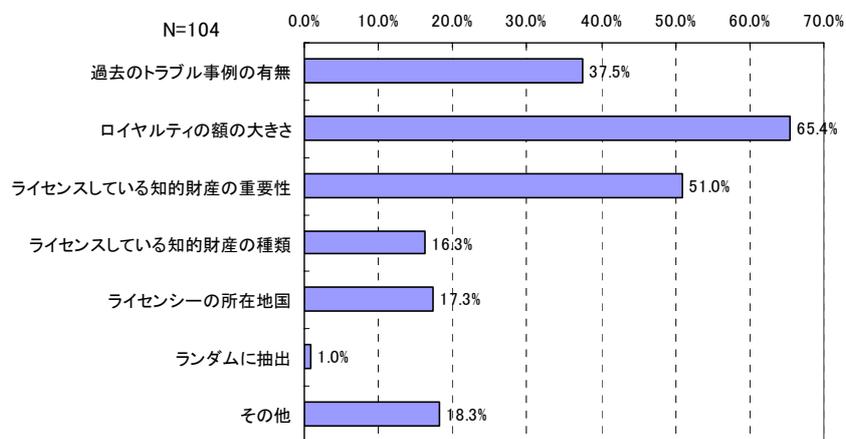
	国内	北米	欧州	アジア (オセア ニア含ま ず)	その他
1. 履行中のライセンスアウト契約件数	26.12	4.57	2.98	11.04	5.22
2. 上記1.のうち従量制のランニングロイヤルティ（ライセンス対象製品の販売数等に基づいて所定期間毎に算定・支払いされるロイヤルティ）が発生する件数	16.43	3.43	2.20	7.54	4.47
3. 上記2.のうち実施報告書（ランニングロイヤルティの算定資料）を受取・保管している件数	13.27	3.57	2.08	8.44	5.00
4. 上記3.のうち実施報告書以外の資料を用いた社内調査を行う件数	0.12	0.26	0.08	0.20	0.06
5. 上記3.のうち実施報告書の内容についてライセンシーに対して問い合わせ・調査を行う件数	0.85	0.28	0.14	0.89	0.25
6. 上記5.のうち、自社代理人がライセンシーを訪問調査する件数	0.02	0.00	0.00	0.07	0.00
7. 上記5.のうち、自社社員がライセンシーを訪問調査する件数	0.04	0.07	0.09	0.39	0.38

問4 契約書に記載している内容

	国内	北米	欧州	アジア(オセアニア含まず)
1. ロイヤルティに係る報告義務	97.3%	100%	100%	100.0%
2. 実施報告の頻度	93.8%	94.9%	100%	94.7%
3. 実施報告書への記載内容	92.0%	92.3%	97.3%	94.7%
4. ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の保管義務とその範囲	60.7%	74.4%	78.4%	71.1%
5. 関係書類の指定(ex. 帳簿類、伝票等)	33.9%	30.8%	32.4%	36.8%
6. 関係書類の保管状態(調査実施に際して迅速に参照できる状態等)	23.2%	25.6%	27.0%	26.3%
7. 調査・監査権の明記	73.2%	82.1%	86.5%	81.6%
8. 調査・監査を実施できる期間の明記	28.6%	43.6%	43.2%	39.5%
9. 調査・監査にかかわる費用負担の明記	26.8%	59.0%	64.9%	50.0%
10. 調査・監査を行う者の明記	28.6%	43.6%	48.6%	44.7%
11. 違約時のペナルティの明記	48.2%	87.2%	73.0%	60.5%

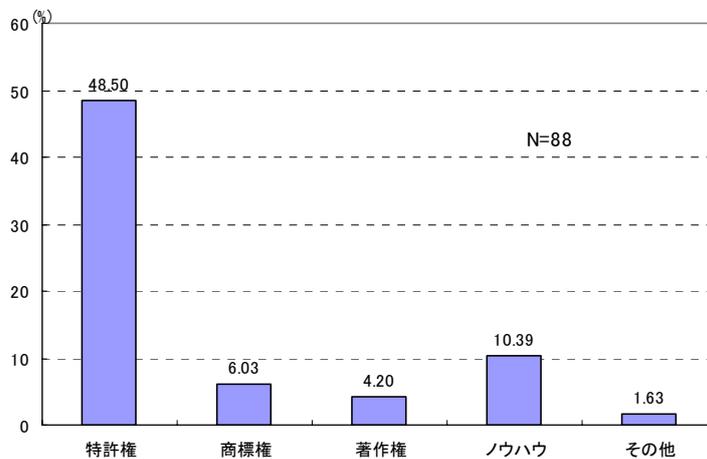
問5 ロイヤルティ監査を行う際の判断基準

	回答数	比率
1 過去のトラブル事例の有無	39	37.5%
2 ロイヤルティの額の大きさ	68	65.4%
3 ライセンスしている知的財産の重要性	53	51.0%
4 ライセンスしている知的財産の種類	17	16.3%
5 ライセンシーの所在地国	18	17.3%
6 ランダムに抽出	1	1.0%
7 その他	19	18.3%



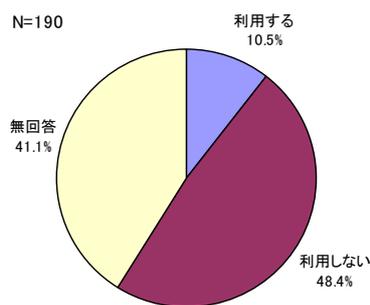
問6 知的財産の種類割合

権利の種類	特許権	商標権	著作権	ノウハウ	その他
平均	48.50	6.03	4.20	10.39	1.63



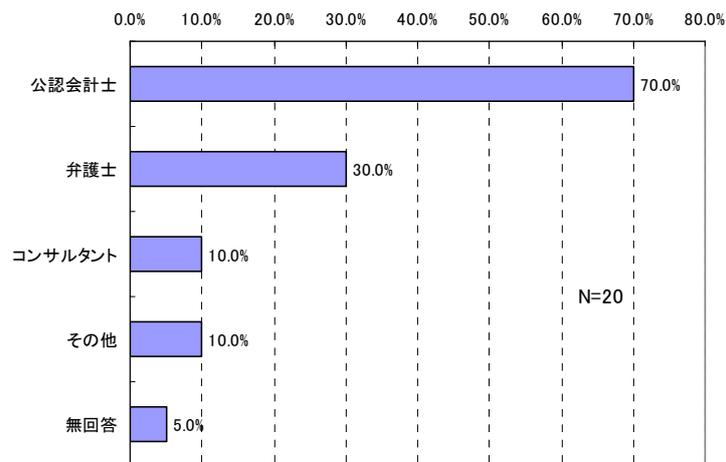
問7 ロイヤルティ監査を行う際の外部の専門家を利用の有無

		回答数	比率
1	利用する	20	10.5%
2	利用しない	92	48.4%
	無回答	78	41.1%
		190	



問8 ロイヤルティ監査に際して、主に利用する専門家

	回答数	比率
公認会計士	14	70.0%
弁護士	6	30.0%
コンサルタント	2	10.0%
その他	2	10.0%
無回答	1	5.0%



問9 利用する専門家に対して支払う費用及び費用負担者

① 1件当たり費用

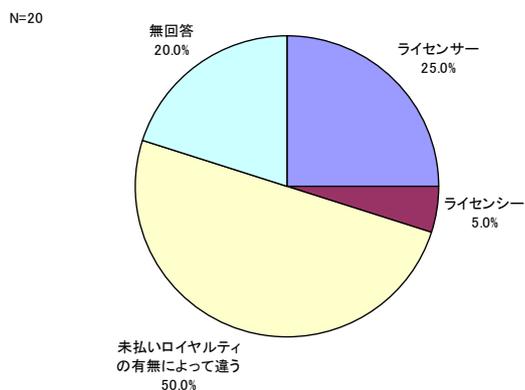
最高 ( 10,000,000) 円程度

最低 ( 10,000) 円程度

平均 ( 3,533,333) 円程度

②費用負担者

		回答数	比率
1	ライセンサー	5	25.0%
2	ライセンシー	1	5.0%
3	未払いロイヤルティの有無によって違う	10	50.0%
	無回答	4	20.0%
	合計	20	



問10 ライセンシーに対して調査の調査期間

最高 ( 360) 日

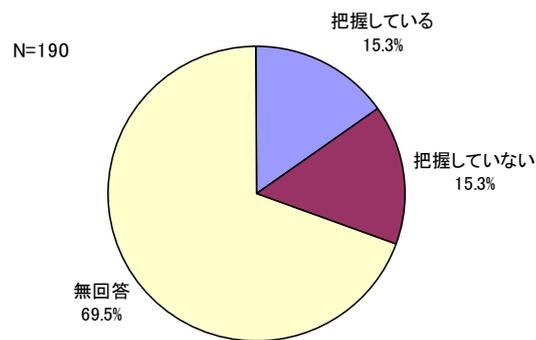
最低 ( 1) 日

平均 ( 35.6) 日

最長		最短	
360日	1件	30日	3件
120日	1件	15日	1件
90日	3件	10日	1件
30日	4件	3日	1件
3日	1件	1日	2件
1日	1件		

問 11 経営者のライセンシー調査の把握

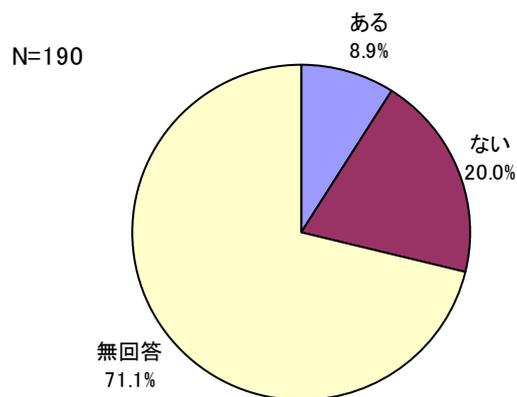
		回答数	比率
1	把握している	29	15.3%
2	把握していない	29	15.3%
	無回答	132	69.5%
	合計	190	



問 12 ライセンシーに対するロイヤルティに係わる調査による成果

①過少支払い又は未払いの発見

		回答数	比率
1	ある	17	8.9%
2	ない	38	20.0%
	無回答	135	71.1%
	合計	190	



→過少支払いまたは未払いを発見したことがある企業の、ロイヤルティ監査を実施したうち、過少支払い又は未払いとなっている割合 ( 4.8 ) 割程度

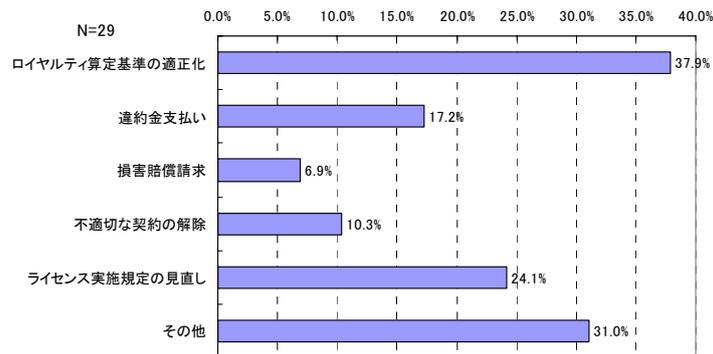
②過少支払い又は未払いが発見された場合の未払いのロイヤルティの回収率、回収された未払いのロイヤルティの額

・ロイヤルティ回収率  
( 90.85 ) %

・未払いのロイヤルティの額  
最高 ( 4,000,000 ) 円/件  
最低 ( 5,000 ) 円/件  
平均 ( 771,429 ) 円/件

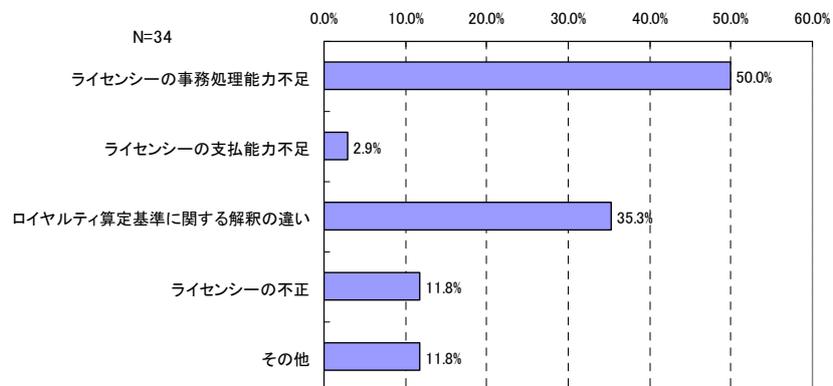
③ロイヤルティに関する調査実施による成果

		回答数	比率
1	ロイヤルティ算定基準の適正化	11	0.3793
2	違約金支払い	5	0.1724
3	損害賠償請求	2	0.069
4	不適切な契約の解除	3	0.1034
5	ライセンス実施規定の見直し	7	0.2414
6	その他	9	0.3103



④過少支払や未払いが生じている要因。

		回答数	比率
1	ライセンシーの事務処理能力不足	17	50.0%
2	ライセンシーの支払能力不足	1	2.9%
3	ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違い	12	35.3%
4	ライセンシーの不正	4	11.8%
5	その他	4	11.8%

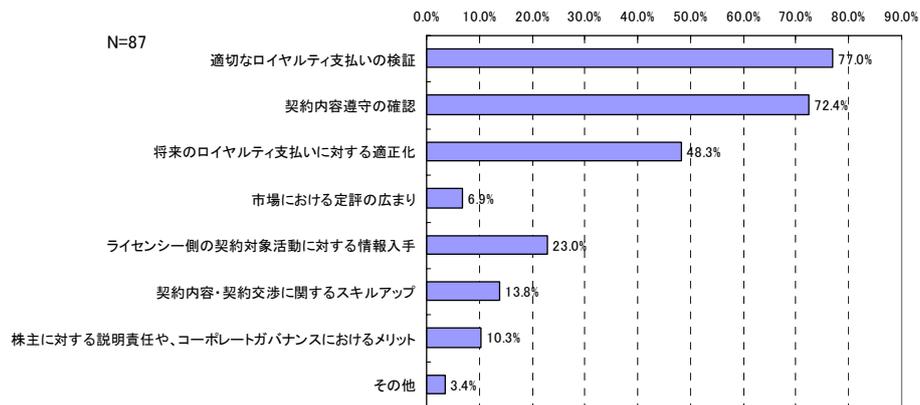


⑤過少支払や未払いを生じさせているライセンシーへの処置。(自由記入)

➤ 協議により支払いを求めた

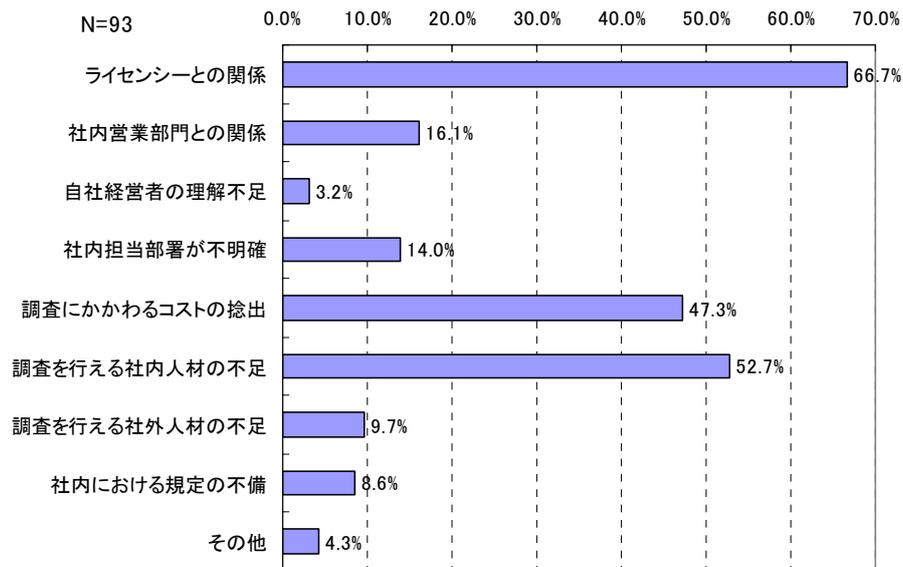
問 13 ロイヤルティ監査のメリット。

	回答数	比率
1 適切なロイヤルティ支払いの検証	67	77.0%
2 契約内容遵守の確認	63	72.4%
3 将来のロイヤルティ支払いに対する適正化	42	48.3%
4 市場における定評の広まり	6	6.9%
5 ライセンシー側の契約対象活動に対する情報入手	20	23.0%
6 契約内容・契約交渉に関するスキルアップ	12	13.8%
7 株主に対する説明責任や、コーポレートガバナンスにおけるメリット	9	10.3%
8 その他	3	3.4%



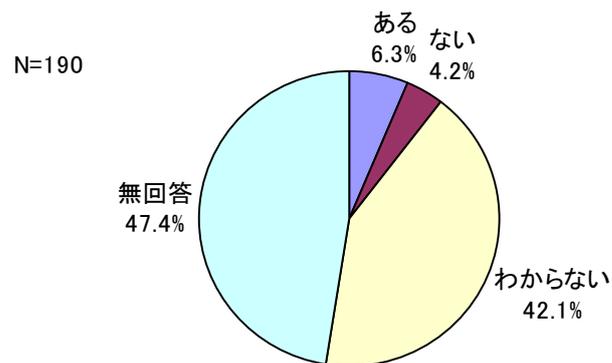
問 14 ロイヤルティ監査に際しての問題点

	回答数	比率
1 ライセンシーとの関係	62	66.7%
2 社内営業部門との関係	15	16.1%
3 自社経営者の理解不足	3	3.2%
4 社内担当部署が不明確	13	14.0%
5 調査にかかわるコストの捻出	44	47.3%
6 調査を行える社内人材の不足	49	52.7%
7 調査を行える社外人材の不足	9	9.7%
8 社内における規定の不備	8	8.6%
9 その他	4	4.3%



問 15 海外の企業と日本企業におけるロイヤルティ監査への取り組みの違い

	回答数	比率
1 ある	12	6.3%
2 ない	8	4.2%
3 わからない	80	42.1%
無回答	90	47.4%
	190	

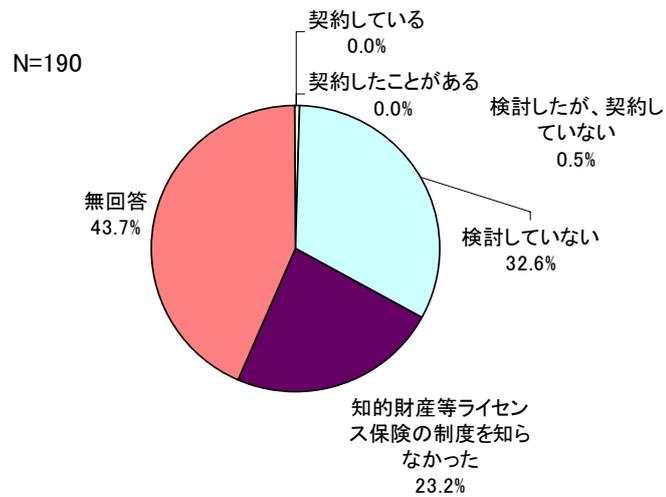


「ある」と回答した場合の具体的内容

- 米国等ではより積極的に取り組まれているように感じる。日本企業は控えることも多いのでは。
- 日本企業で調査にくる会社はほとんどない。
- 欧米の企業は、疑義の有無にかかわらず、事務的に監査を行ってくる。
- 海外については拠点を有さぬためライセンシーの良心に委ねる形をとっている。
- (国内のライセンス案件はすべて商標の使用許諾であり、定額・一括払いとしている。(=問題は生じない))
- 国によってレポート・支払いがアバウトで期限内に行われない
- 具体的な監査の指定
- 海外企業のほうが監査に対して積極的である。
- 国民性による基本的な考え方、思想に起因するもの
- 先方の利益にかかわる主張を明確に伝えてくること
- 海外企業は熱心
- 欧米企業の方が積極的である。

問 16 独立行政法人日本貿易保険の知的財産権等ライセンス保険の制度の活用

	回答数	比率
1 契約している	0	0.0%
2 契約したことがある	0	0.0%
3 検討したが、契約していない	1	0.5%
4 検討していない	62	32.6%
5 知的財産等ライセンス保険の制度を知らなかった	44	23.2%
無回答	83	43.7%
	190	



問 17 独立行政法人日本貿易保険の知的財産権等ライセンス保険の制度について、改善要望等

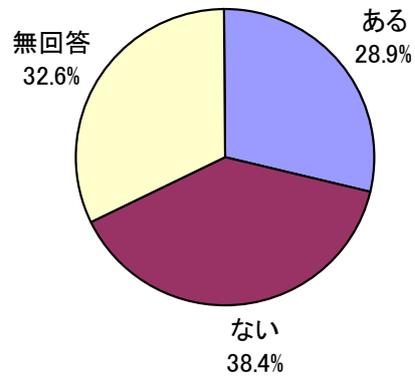
認知度をあげる

問 18 ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制／仕組み、主管部署、責任関係

- ・管理体制／仕組みの有無

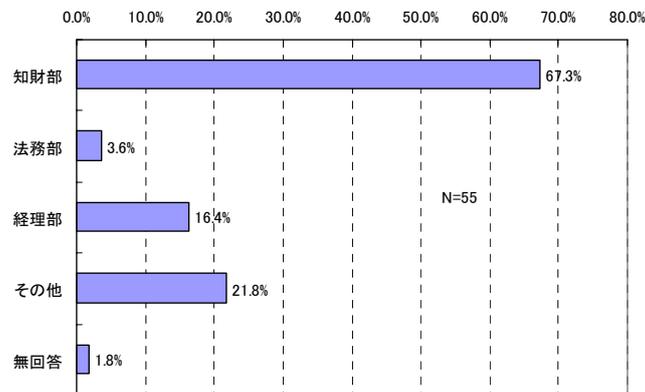
		回答数	比率
1	ある	55	28.9%
2	ない	73	38.4%
	無回答	62	32.6%
		190	

N=190



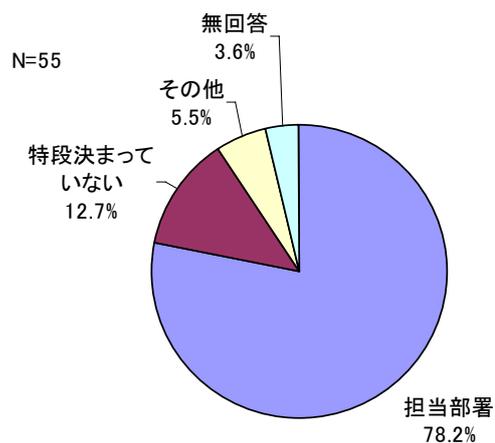
・担当部署

		回答数	比率
1	知財部	37	67.3%
2	法務部	2	3.6%
3	経理部	9	16.4%
4	その他	12	21.8%
	無回答	1	1.8%



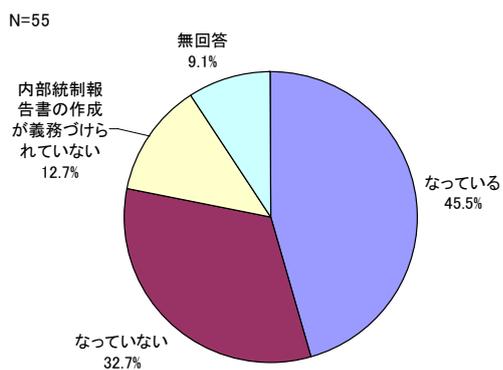
・責任関係

		回答数	比率
1	担当部署	43	78.2%
2	特段決まっていない	7	12.7%
3	その他	3	5.5%
	無回答	2	3.6%
	合計	55	



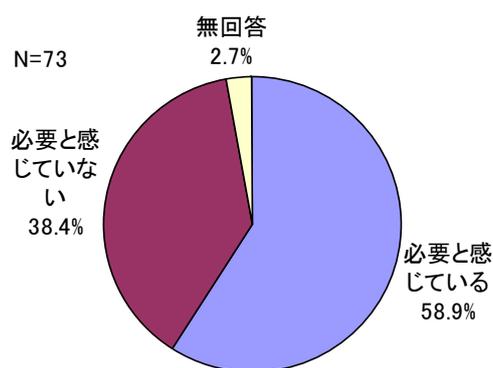
問 19 ロイヤルティ適正回収の内部統制体制における位置づけ、と内部統制報告における評価・監査対象化の状況。

	回答数	比率
1 なっている	25	45.5%
2 なっていない	18	32.7%
3 内部統制報告書の作成が義務づけられていない	7	12.7%
無回答	5	9.1%
合計	55	



問 20 ロイヤルティを適正に回収できる社内的な管理体制／仕組みの必要性

		回答数	比率
1	必要と感じている	43	58.9%
2	必要と感じていない	28	38.4%
	無回答	2	2.7%
	合計	73	



問 21 ライセンスインの状況

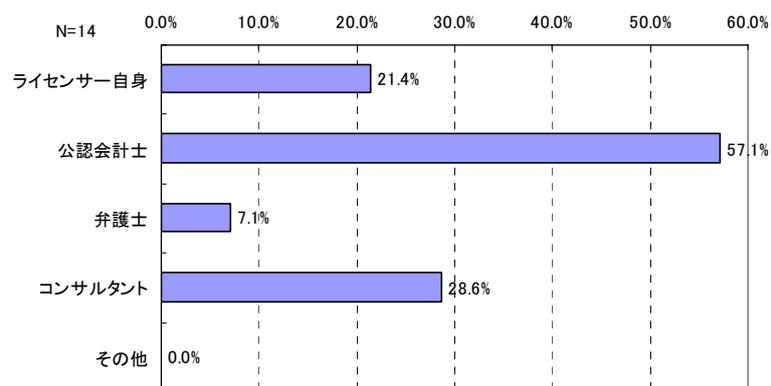
	国内	北米	欧州	アジア(オセアニア含まず)	その他
1. 履行中のライセンスイン契約件数	14.78	8.32	5.17	2.20	1.00
2. 上記1.のうち従量制のランニングロイヤルティ（ライセンス対象製品の販売数等に基づいて所定期間毎に算定・支払いされるロイヤルティ）が発生する件数	10.37	3.72	3.42	1.90	1.75
3. 上記2.のうち実施報告書（ランニングロイヤルティの算定資料）を作成・提出している件数	11.27	5.81	3.74	1.40	0.50
4. 上記3.のうち実施報告書の内容についてライセンサーから問い合わせ・調査を受ける件数	0.34	0.17	0.16	0.00	0.00
5. 上記4.のうち、ライセンサーもしくは、その代理人が貴社を訪問調査する件数	0.09	0.12	0.14	0.00	0.00

問 22 ライセンスインに関する契約書に記載される内容

	国内	北米	欧州	アジア (オセア ニア含ま ず)
1. ロイヤルティに係る報告義務	98.8%	97.4%	93.9%	91.7%
2. 実施報告の頻度	95.3%	92.3%	97.0%	91.7%
3. 実施報告書への記載内容	92.9%	89.7%	87.9%	91.7%
4. ロイヤルティ支払基礎となる関係書類の 保管義務とその範囲	62.4%	74.4%	75.8%	75.0%
5. 関係書類の指定(ex. 帳簿類、伝票等)	30.6%	20.5%	27.3%	16.7%
6. 関係書類の保管状態(調査実施に際して迅 速に参照できる状態等)	20.0%	12.8%	12.1%	16.7%
7. 調査・監査権の明記	69.4%	74.4%	69.7%	83.3%
8. 調査・監査を実施できる期間の明記	24.7%	35.9%	33.3%	58.3%
9. 調査・監査にかかわる費用負担の明記	27.1%	53.8%	54.5%	75.0%
10. 調査・監査を行う者の明記	31.8%	43.6%	42.4%	58.3%
11. 違約時のペナルティの明記	48.2%	53.8%	48.5%	83.3%

問 23 ロイヤルティ監査を受けた場合の調査の主体

	回答数	比率
1 ライセンサー自身	3	21.4%
2 公認会計士	8	57.1%
3 弁護士	1	7.1%
4 コンサルタント	4	28.6%
5 その他	0	0.0%



問 24 ロイヤルティ監査を受けた場合の調査期間

最高 ( 60 ) 日  
 最低 ( 1 ) 日  
 平均 ( 9.2 ) 日

問 25 海外企業に対してロイヤルティに関する調査等を円滑に進めるために、必要と思われる施策や支援等(全回答)

- お互いの協力関係を平素から保っていること
- ライセンスイン・アウトともに行わない考えであるので、ロイヤルティに関して検討したことはないのわからない
- 安価に利用できる調査機関。（海外はどうしても高額になってしまうだろうから）
- 海外企業とのライセンス契約なし
- 海外との契約関係がありませんので、具体的な施策はありません。
- 当該外国企業に対する公的機関におけるライセンスに関わる関連情報の開示強制及びそのサポート etc
- 監査法人による監査ですと、ライセンシーが身構えてしまうので、経理・財務にある程度精通している弁理士等
- の有資格者を調査員とする第三者機関を経産省、特許庁が紹介してくれる制度があれば、調査を行う企業
- も増えてくると思います。
- このような実態調査の結果が公表されることに問題を感じます。わざわざ監査を行っていない事実を
- 数値化して公表するメリットがどこにあるのでしょうか？これが悪用されるリスクを感じます。
- 必要を感じれば自ら実施します。
- 適正なロイヤルティ料率の算定方法。ロイヤルティ料率は何を基準に決めるかが不明確で
- 相互の認識が合わないため。
- 大学はこうした事例が少なく、ようやくはじまりつつあるという状況なので、事例紹介、対策パターン等を含め、
- 研修の機会が必要である。
- 各国におけるノウハウの管理について、そのポイントや運用上の留意点等を紹介してほしい。



# 資料Ⅲ



## 国内ヒアリング調査（概要）

### I. 調査の趣旨

ロイヤルティ監査を業として行っている事業者、知的財産のライセンス契約を行っている企業・大学、弁護士・大学教授などの有識者に対して、ライセンス契約の管理及びロイヤルティ監査の実態や課題を把握する観点からヒアリング調査を実施した。

### II. 調査概要

#### 1. 調査実施時期

2010年10月～2011年2月

#### 2. ヒアリング対象

31箇所

内訳としては、ロイヤルティ監査を業として行っている事業者（3社）、知的財産のライセンス契約を行っている企業（18社）、大学（4大学）、弁護士・大学教授などの有識者（6者）

#### 3. 調査結果（概要）

##### （1） ロイヤルティの管理実態

##### （i） 実施報告書の受領と内容確認

##### ① 企業における実態

- 現在では、契約書上、実施報告書の提出を求めることが通常となっている。当社の場合、実施報告書と実態との照らし合わせについては、全数行うことはなく、コストや過去の経緯により必要と思われる範囲で行っている。
- 1年契約の更新時には実施報告書のチェック、請求書の発行を行っており、契約内容の

チェックを行っている。

- ライセンスアウトをしている契約について、契約書のチェック、実施報告書の管理などは本社知財部でも対応しているが、一義的には事業部に責任を負わせている。ランニングロイヤルティが億円単位となるものについては、事業部でも当該ロイヤルティ収入も見越した予算を作成しているため、きちんと管理をしているようである。
- ライセンス契約は知財部で管理しており、実施報告書も知財部でチェックを行っている。事業部門へも実施報告書を回付している。
- ライセンス契約自体は知的財産部が所管しており、ライセンシーからの実施報告も知的財産部宛に送付してもらっている。もっとも知的財産部では、売上の妥当性といった実質的なチェックを行っておらず、期日の確認など形式的チェックのみを行い、実施報告書は各事業部門に回付している(実際に何らかのアクションを起こすかどうかの判断やコスト負担についても事業部門に任されている)。ライセンシーは、当社と何らかの形で協同事業を行っており、実施報告書の内容は基本的には信頼出来ると考えている。逆にライセンシーと当社が協同して事業を行っていることから、例えば「0」を一桁記載間違いしたというような事例があれば、事業部門で直ぐに気が付くものと思われ、当事者間で比較的スムーズに修正なども可能である。
- チェックしている事項は、実質的には提供しているライセンスの使用量と金額のみである。使用量や金額が大きく上下する場合には、相手先に事情を電話で聞くことがある。
- 実施報告書の受領頻度は、国内企業については四半期毎で、アジア企業については半期毎が一般的である。知的財産部としては実施報告を受領した上で、形式的なチェックを行い、その上でコピーを担当事業部門に回付してチェックさせている。
- ライセンシーからの実施報告は四半期毎が通常で、当社で実施報告書のチェックを行っている。ライセンシーの大半が国内企業であり、悪意・故意による過少申告や未払いはほとんど見られない。
- 実施報告書のチェックについては、知的財産部で形式的なチェックを行った上で、担当事業部に計数の妥当性などについて照会を行っている。
- ライセンシーからは四半期又は半期毎に実施報告書の提出を受けているが、実施報告書のチェックは事業部が行っており、知的財産部は関与していない。
- ロイヤルティ実施報告書は定期的に提出してもらっている。内容については、あまり厳密なチェックはしていないのではないかと。
- 生産台数はロイヤルティ実施報告書でチェックする。単価はおおよそ決まっているため台数をチェックする。過小支払などの疑いがあったことはなく、疑いの目で報告書を見ることはない。

## ② 大学（TLO）における実態

- ライセンス契約のうち、実施報告書を受領しているのは3割弱に留まっている。実施報告書については、形式的に前回の実施報告書と大きな乖離がないかといった点についてライセンス契約担当者が確認する実施報告書の提出義務はライセンス契約書に明記してあるものの、実際には実施報告書の提出を個別に依頼してフォローしていただくだけのリソースがなく、企業の善意に任せざるを得ない状況となっており、憂慮はしている（もともと3年前までは実施実績がなければ報告を不要とする契約を用いていた）。
- 全てのライセンス契約に実施報告義務が定められており、実施報告書については全数を受領している。期日を過ぎても実施報告がない場合には督促をするなどしている（総じて欧米企業の方が真面目に報告してきているように感じる）。実施報告書については目視にてチェックをしているが、それ以上の調査や確認作業などを行っている訳ではない。
- 実施報告書については一応全て過去の報告書などとの比較を行った上で、必要に応じてコーディネーターに実態と乖離していないか確認することはある。また実施報告書の内容を確認することのみを目的とした問い合わせを行うことはないが、コーディネーターなどを通じて日常的コミュニケーションの中で、事実確認をすることはある。
- 実施報告書は基本的に全数提出してもらっている。提出頻度は契約によって年1回又は2回となっているが、多くは年1回となっている。実施報告書の提出時期には、大学側から書面で実施報告書の提出を求める通知を発送している。概ね当該通知によって適正な実施報告書提出してもらっていると認識しているが、個人商店のようなライセンシーの場合、「昨年も出したのにまた出すのか?」、「今年実施がないので出さなくて良いと思った」などといったことを言う場合も稀にあるが、最終的には提出してもらっている。実施報告書のチェックは知財部で行っているが、入金結果についてはコーディネーターにも連絡しており、コーディネーターが聞いている金額と大きく違うような場合には確認作業を行うことになり、知財部が事務的な面でバックアップしている（事例によっては知財部でライセンシー企業のホームページなどを見て、商品ラインナップを確認したこともある）。

### (ii) 実施報告書に不明点や不備などがあった場合の対応

#### ① 企業における対応

- 実施報告書のチェックについてどの程度力を入れて確認を行うかには温度差があり、特に問題がなければ一部の報告書の形式的な確認で済ませることが多く、疑義がある場合にのみ照らし合わせを行うなど本格的な調査を行うことが多い。そ

の場合であっても、先方に立ち入り調査を行うことは避けることが通常である。

- 過去に1、2件程度報告を受けている内容に疑義があったこともあったが、基本的にライセンスアウト先は同業ないし隣接業界であることや、1件当たりのロイヤルティが数十万円であることもあり、厳密に請求・回収を行っていきこうというまでの考えは現状持っていない。
- 一方、数十万円単位のものについては事業部の担当者が異動なども含め、事務的なミスでロイヤルティが振り込まれていないことを見落としとしていたケースが数件過去にあった。これはいずれも本社知財部がチェックしていた際に気付いたため、事業部から先方に問い合わせをさせている。もっとも本社知財部も特別な調査やチェックを行っている訳ではなく、実施報告の内容について昨年のもとの桁が違っているとか、経験も含め明らかに違和感を覚えるものについて特に注意を払うというレベル感でやっている。
- 実施報告の回付を受けた事業部門で違和感を覚えた場合には必ず知的財産部に連絡してもらっており、必要に応じて事業部門が保有している市場データなどと付き合わせてチェックを行うことになる。もっとも国内企業の場合にはまず疑義があることは無く、市場データとの付き合いが必要になるのはいずれもアジア企業の場合である。もちろん、疑義があった場合に常に先方に問い合わせたり、調査を行う訳ではなく、最終的には回収責任のある事業部門の判断によることになる。
- 管理しているライセンス契約の内、実施報告の内容について問い合わせを行う場合があるのは1%~2%程度である。単なる事務ミスであることもあるが、例えばこれまで1万、2万という件数を報告していた企業が1千、2千という報告をしてくることあった。理由としては取引先から取り扱い拒否があって売れなかったというものであり、一概に事務ミスの場合ばかりとも言えない。中には指摘を受けるとごまかそうとして、今回指摘を受けた分は次回の報告で上げるつもりであったなどといった言い訳をしてくる場合もあった。
- 北米企業に対するライセンスアウトのケースでは、過去に数百万円の変化があったことがあり、先方に問合せを行ったことがある（理由は単価の値下げであることが判明し、当方としてはこれで納得した）。

## ② 大学（TL0）における対応

- 実施報告書の内容に不明点や疑義があれば、必要に応じてコーディネーターに実態との乖離がないか確認を行っている。もし内容に疑問点などがあれば、発明者（通常はライセンスシーと共同研究などしている教員であり、実施状況についても一番分かる立場にある）にまで問い合わせを行う場合もある。発明者にまで問い合わせを行うことは、毎年

ある訳ではないが、何年かに1回、2回は問い合わせを行っている。

- 目視によるチェックの結果、過少申告が疑われる例が1件あり、問合せをしたことがあるが、当該企業からは「忘れていた」ということで説明があった。このときも特段の調査を行ったわけではなく、たまたま当該企業が製造している製品が報道情報などから需要が特に高まっていることを承知していたので、報告内容に違和感を覚えたというのが端緒となっている。
- 実施報告書の精査やコーディネーターからの情報を元に、未払いが発見されることもあるが、件数としては1%程度である。これまで未払いが発覚したケースでは基本的に未払い分を回収できている。近年では、ロイヤルティの額が2,000万円になるような大きな契約について200万円弱程度の未払いが発覚したことがある。これは、コーディネーターが把握している売上実績と異なる実績報告書の提出があったために発覚したものであり、先方に問い合わせたところ、失念していたというものであった。

## (2) ロイヤルティ監査の実態

### (i) ライセンサーとしてロイヤルティ監査を実施した事例

#### ① 事例1

ライセンサー所在地域	アジア
ロイヤルティの規模	
経緯	特許権侵害が原因となっているライセンス契約についてロイヤルティ支払の疑義があったため、警告的意味で監査を実施。
監査実施者	現地大手法律事務所、同提携会計事務所。
実地監査対応人数、期間	人数 NA、2週間程度。
監査実施内容	本社のみを対象として実施報告書記載の売上について検証。
両者の主張の食い違い	NA
未払い・過少払い	数百万円。
その後の対応	違約条項を適用して未払金額+ $\alpha$ を請求。
その他	なし

#### ② 事例2

ライセンサー所在地域	アジア（複数社）
------------	----------

ロイヤルティの規模	NA
経緯	実施報告書において、毎回市場データに比べて僅少な報告を行っていることから、必要に応じてロイヤルティ監査を実施。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	人数 NA、現地調査 NA（全体で6ヶ月から12ヶ月程度）。
監査実施内容	NA
両者の主張の食い違い	監査対象となるエビデンスの範囲。実施報告書で報告する売上から控除できる項目を定めている項目の範囲。
未払い・過少払い	NA
その後の対応	NA
その他	なし

### ③ 事例3

ライセンシー所在地域	日本
ロイヤルティの規模	数億円
経緯	ライセンシーから過払いの疑いがあるということで、ロイヤルティ監査の実施を行うことになったもの。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	3名、3日程度
監査実施内容	生産プロセス全体について検証を実施。生産プロセスの検証に際しては、仕入れ状況、製造工程、工場在庫の期間、出荷にいたる工程全てについてSAPデータと照合。
両者の主張の食い違い	無償サンプルとして配った製品の取り扱い、改良商品や返品商品などについて当事者の認識にずれがあることが発覚。
未払い・過少払い	実際には過払いも確認されたものの、認識のギャップから過少払いとなっていた製品も発覚。差し引きで数百万円の過少払いが確認された。
その後の対応	過払い分と過少払い分を相殺して、過払い分の返還や過少払い分の請求は行わず、当事者の反省材料とすることで、ライセンス契約やライセンス管理について若干の見直しを実施。当事者間では定期的に監査を行ったほうが良いのではないかという議論もあったが、両社の関係が良好でロイヤルティ監査を契機として両社の信頼関係も高まったこともあり、実際にはその後一

	度もロイヤルティ監査は実施されていない。
その他	なし

(ii) ライセンシーとしてロイヤルティ監査を受けた事例

① 事例1

ライセンサー所在地域	NA
ロイヤルティの規模	NA
経緯	係争絡みの案件で、ライセンシー側から契約解消を視野にいれて対応を検討していた所、ライセンサー企業からいわば嫌がらせ的に監査を実施された。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	2～3人程度、1週間程度。
監査実施内容	工場などの実地調査を実施。売上傳票（実際にはコンピュータに記録されているデータシート）や会計帳簿の整合性のチェックを実施。
両者の主張の食い違い	契約上認められる監査対象となるエビデンスの範囲。
未払い・過少払い	NA
その後の対応	NA
その他	具体的な要望があったが、実務的にはデータの管理形態や保管期間などとの関係で若干の交渉・相談が発生。

② 事例2

ライセンサー所在地域	欧州（特許管理会社がライセンサー）
ロイヤルティの規模	NA
経緯	特段紛議があった訳ではなく、特許管理会社から監査対応の依頼があり、契約に基づいて対応したもの。
監査実施者	大手監査法人。
実地監査対応人数、期間	人数 NA、1週間程度
監査実施内容	電子データと裏付伝票との整合性をチェックするという内容。
両者の主張の食い違い	監査法人から営業所や各事業部にしか存在しない伝票の提示を求められたが、対応には多大なコストが係り、現実的でないこ

	とを理由に、交渉によってこれを拒否。
未払い・過少払い	NA
その後の対応	特段の対応なし。
その他	NA

### ③ 事例3

ライセンサー所在地域	欧州
ロイヤルティの規模	数百万円
経緯	ライセンサーが監査条項に基づき、毎年定期的なロイヤルティ監査を要求しているもの。
監査実施者	大手監査法人（ライセンサーの法定監査人がライセンサーの法定監査人と同じビッグフォーのアライアンスメンバーであることから、ライセンサーが同監査法人を指定）。
実地監査対応人数、期間	1人、1日
監査実施内容	出荷明細や注文書などを確認するのみ。
両者の主張の食い違い	特になし。疑義がある訳ではなく、両者の関係は良好で、ライセンサーの方針で定期的に形式チェックを行っている。
未払い・過少払い	なし
その後の対応	NA
その他	契約上、定期的なロイヤルティ監査費用をライセンサーが負担するものと定められており、当該ライセンサーが毎年費用を負担している。

# 資料IV



## 海外ヒアリング調査（概要）

### I. 調査の趣旨

ロイヤルティ監査に関して知見を有する法律事務所や特許法律事務所、知的財産のライセンス契約を行っている企業・大学に対して、ライセンス契約の管理及びロイヤルティ監査の実態について把握するため、海外ヒアリングを実施した。

### II. 調査概要

#### 1. 調査実施時期

2011年1月～2011年2月

#### 2. ヒアリング対象

アメリカ：

特許法律事務所1件、企業6件

イギリス：

法律事務所1件、企業4件

フランス：

特許法律事務所1件、企業5件

ドイツ：

特許法律事務所1件、企業5件

スウェーデン：

特許法律事務所1件、企業5件

中国：

特許法律事務所1件、企業5件

韓国：

法律事務所 1 件、企業 5 件

### 3. ヒアリング方法

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、中国、韓国に所在する法律事務所又は特許法律事務所（以下、単に「法律事務所」と言う。）に対して、調査項目を示した上で、企業などに対してヒアリングの方法によって当該項目に可能な限り把握し、結果の報告を依頼した。また当該法律事務所に対しても当該事務所の所在国における企業の実務や制度の実態面などについて、ヒアリング項目を示した上で回答を求めた。

なお本ヒアリングは企業などにとって機微な内容を含むものであり、ヒアリング結果は、個社が特定されないように配慮して記載している。またヒアリング調査依頼先の法律事務所名であるが、ヒアリング対象に当該事務所のクライアント企業も相当数含まれていることから、回答企業の特定を防止する観点から非掲載とした。

### 4. 調査結果（概要）

#### （1） アメリカ

- ライセンスの管理は事業開発部と知的財産・法務部が共同で行っている。（企業 A）
- ライセンスの管理を担当するのは通常 CFO である。（企業 B）
- ライセンスの管理を担当するのは特許部または CEO/CFO である。当該部門に属する人数は会社の 1~2 パーセント程度で、その全員が管理業務に携わっている。（企業 C）
- ライセンスの管理を担当するのは法務部である。（企業 E）
- ライセンスの管理を担当するのは法務部で、実際管理業務に携わるのは 3 人である。（企業 F）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制があり、主管部署は知的財産部であるが、その管理責任については明確に規定されていない。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられており、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。（企業 A）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはなく、今後も必要とは考えていない。内部統制報告書は作成していない。（企業 B）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、主管部署は経理部で当該部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられてお

- り、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。(企業C、企業D)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、主管部署は法務部で当該部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられており、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。(企業F)
  - ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理を行う対象は全数、又はほぼ全数である。(企業A、企業B、企業C)
  - ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、一部が対象として抽出され行われており、契約締結から日が浅いもの、多額のロイヤルティが発生しているもの、及び外部からの情報に基づき正当性に疑義がもたれるものが抽出されている。(企業D)
  - ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、一部を抽出して行われており、多額のロイヤルティが発生しているもの、ライセンシー企業の素振り(支払遅延歴の有無など)を基に抽出が行われている。(企業E)
  - ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し行われている。その抽出は、契約締結から日が浅いもの、契約後ある程度期間が経過し、しかるべき額のロイヤルティが生じているもの、多額のロイヤルティが生じているもの、少額のロイヤルティしか生じていないもの、対象特許の存続期間・契約期間が十分に残っているもの、及びライセンシー企業の業種を基に行われる。(企業F)
  - ライセンス・ロイヤルティに関する管理は、全て自社スタッフが行う。(企業A、企業B、企業C、企業F)
  - ライセンス契約に関する管理業務は、一部が監査法人に依頼されている。(企業D)
  - ライセンス契約に関する管理業務は、一部会計事務所に外部委託して行われている。(企業E)
  - ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査は、1事業年度に一度行われている。(企業A)
  - ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査、自社検査部門による立入調査及び自社スタッフによる実施報告書など書類の確認(off-site examination)は、それぞれ1事業年度に一度行われている。(企業B)
  - ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査、自社検査部門による立入調査及び自社スタッフによる実施報告書など書類の確認(off-site examination)は、それぞれ1事業年度に一度行われている。(企業C)
  - ライセンスないしロイヤルティについての外部監査人による監査は1事業年度に一回、自社スタッフによる実施報告書など書類の確認(off-site examination)は、半期ごとに行われている。(企業D)

- ライセンス契約に関する管理業務は、一部会計事務所に外部委託して行われており、ライセンスないしロイヤルティについての自社スタッフによる実施報告書など書類の確認（off-site examination）は、四半期に一度行われている。（企業E）
- ライセンスないしロイヤルティについての自社スタッフによる実施報告書など書類の確認（off-site examination）は、四半期に一度行われている。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理において、過少払い又は未払いが発見されたことがあり、管理対象全体に対する割合は5パーセント未満である。過少払いまたは未払い金は回収できなかった。（企業F）

## （2） イギリス

- ライセンスの管理を担当するのは経理部である。（企業A）
- ライセンスの管理を担当するのは事業部門（開発セクション）であり、実際にライセンス管理に関わるのは2、3名である。（企業B）
- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部であり、実際にライセンス管理に関わるのは2、3名である。（企業C）
- ライセンスの管理を担当するのは経理部が中心である（企業D）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、経理部が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられている。（企業A）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、事業部門が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。（企業B）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、知的財産部が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられている。（企業C）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり経理部が所管し、担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられている。（企業E）
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は一部、最近締結された契約やロイヤルティの額が大きい契約を抽出して実施している。（企業A）

- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理を行う対象は全数、又はほぼ全数である。(企業B、企業C、企業D)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンスに関する能動的管理について、自社社員による立入検査を行うことがある他、毎年実施報告書などの調査を行っている。(企業A)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。自社社員による立入検査を行うことはないが書面で確認を行うことがある。実施報告書などの調査については毎月行っている。(企業B)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。自社社員による立入検査を行うことは滅多にない。実施報告書などの調査については定期的に行っている。(企業C)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。実施報告書などの調査については毎年又は半年毎に行っている。(企業D)

### (3) フランス

- ライセンスの管理を担当するのは法務部(5名程度)で、実際にライセンス管理に関わるのは3名である。(企業A)
- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部(8名)であり、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。(企業B)
- ライセンスの管理を担当するのは総合知的財産部(8名)であり、実際にライセンス管理に関わるのは8名である。(企業C)
- ライセンスの管理を担当するのは発明に係わる部署(知的財産部)(特許出願及び付随手続、移転などを行う)及び商品ライセンスに係わる部署(計25名)で、実際にライセンス管理に関わるのは10名程度である。(企業D)
- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部である。(企業E)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理は、法務部及び経理部で行われており、それら担当部署がその責任を負っている。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられない(企業A)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、知的財産部が所管しているが、その管理責任については明確には規定されていない。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。(企業B)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みがあり、知的財産

部と商業部門が所管しており、その管理責任は経理部が負う。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。(企業D)

- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みは現状ないが、将来的には必要であると考え。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられていない。(企業E)
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理を行う対象は全数、又はほぼ全数である。(企業A、企業B、企業C、企業D)
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は一部、外部からの情報に基づき正当性に疑義が持たれるものを抽出して実施している。(企業E)
- ライセンス契約に関する管理業務は、一部弁護士及び弁理士に委託している。ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の実施頻度は、自社社員による立入調査が1年に一度以下、自社社員による書類などの調査が四半期に一度程度である。(企業A)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、自社社員による実施報告書などの調査は1年～3年に一度程度行っている。(企業B)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、自社社員による実施報告書などの調査は1事業年度に一度程度行っている。(企業C)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、自社検査部門による立入調査は例外的に行われることがあり、自社社員による実施報告書などの調査は1事業年度に一回程度行われる。(企業D)
- ライセンス契約に関する管理業務は、原則として自社社員で行っている。ライセンス契約に関する能動的管理について、外部監査人による監査及び自社スタッフによる実施報告書などの確認はそれぞれ1事業年度に一回行われる。(企業E)
- ロイヤルティ外部監査費用については、対象とする事案の状況(一ヶ所か複数ヶ所か、地元における調査のみか他国に及ぶか、自社製品が使用された装置の調査か経理書類の調査か)などにより異なると考える。(企業A)
- ロイヤルティ監査費用の負担者については、未払いロイヤルティの有無によって異なり、通常、未払がロイヤルティの5%を超えた場合ライセンシーが負担すると考える。(企業A)
- ライセンシーに対して行う監査に必要な日数は、1週間弱、通常2日程度である。(企業A)
- ロイヤルティ監査の結果、未払いまたは過少払いが発見されたことがあり、その割合は

管理対象全体の5%以下である。(企業A)

- 発見された過少払いの全てについて回収できた(昨年度、実額:5千万米ドル未満)。(企業A)
- 発見された未払いについては、通常和解契約に基づき解決される。これまで半数程度が回収された。(企業A)
- ライセンシーに対して監査を行う場合、必要となる期間は2時間~2日程度である。(企業B)
- 過去に未払いや過少払いが発見されたことはあるが、ほとんど皆無である。(企業B)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の成果として、ロイヤルティ算定基準の適正化及びライセンス実施規定の見直しがなされた。(企業B)
- 未払いや過少払いは新規製造の見落としが主な原因である。(企業B)
- 未払いや過少払いが発見された場合には警告状を送付する。(企業B)
- 能動的なライセンス管理を行う意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報の入手、株主に対する説明責任や、コーポレートガバナンスにおけるメリット享受といったことが挙げられる。(企業B)
- ロイヤルティ監査を行う際には、ライセンシーとの関係、社内他部署との関係、社内の人材不足及び社内規定の不備などが問題となる。(企業B)
- ライセンシーに対して監査を行う場合、書面の確認に必要となる期間は2~3ヶ月程度である。(企業D)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の成果として、ロイヤルティ算定基準の適正化及びライセンス実施規定の見直し、及び当社顧客及びパートナー企業における信頼が増した、といったことが挙げられる。(企業D)
- 未払いや過少払いは、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違い、及びライセンスによる義務的な管理権限付与における遅滞がその主な原因と考える。(企業D)
- 未払いや過少払いが発見された場合には、契約関係の停止決定、ライセンスされた製品の市場出荷の契約的禁止などの措置が取られる。(企業D)
- 能動的なライセンス管理を行う意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、将来のロイヤルティ支払に対する適正化、市場における定評の広まり、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報の入手、契約内容・契約交渉に関するスキルアップ、及び株主に対する説明責任や、コーポレートガバナンスにおけるメリット享受といったことが挙げられる。(企業D)
- ライセンシーに対して監査を行う場合、その期間はケースにより異なる。(企業E)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の成果として、違約金の支払いが行われた。(企業E)

- 未払いや過少払いは、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違いがその主な原因と考える。(企業E)
- 能動的なライセンス管理を行う意義としては、契約内容遵守の確認が挙げられる。
- ロイヤルティ監査を行う際には、ライセンシーとの関係、及び社内他部署との関係が問題となる。(企業E)

#### (4) ドイツ

- ライセンス契約を管理している部門は知財部及び法務部である。当該管理部門のスタッフ数は1名であり、ライセンス契約に従事するスタッフは置かれていない。(企業A)
- ライセンス契約を管理している部門は、知財部及び法務部である。当該管理部門のスタッフ数は1名であり、ライセンス契約に従事している。(企業B)
- ライセンス契約を管理しているのは、経営委員会 (Board of general managers) であり、委員会全体で管理を行っている。(企業C)
- ライセンス契約を管理している部門は知財部及び法務部である。当該管理部門のスタッフ数は3名であり、うち、ライセンス契約に従事するスタッフ数は1名である。(企業D)
- ライセンス契約・ロイヤルティ管理を行う部署は4つの事業部ごとの担当セクションとなっている。(企業E)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。所管部署は知財部及び法務部であり、責任関係は明確になっていない。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられ、内部統制報告書における評価・監査対象となっている。(企業A)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。所管部署は経理部である。ロイヤルティの適正回収に係る社内的な管理体制或いは仕組みは、財務報告に係る内部統制体制の一部として位置づけられ、内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業B)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。所管部署は経理部である。内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業C)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は経理部である。内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業D)
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は経理部であるが、責任関係の明確さは部門により異なっている。内部統制報告書における評価・監査対象となっていない。(企業E)

- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し実施している。抽出する基準として、契約後ある程度期間が経過し、しかるべき額のロイヤルティが生じているものを考慮している。(企業A)
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し実施している。抽出する基準として考慮しているのは、多額のロイヤルティが生じているもの、ライセンシー企業の素振り(支払遅延歴の有無など)、ライセンシー企業の所在国、外部からの情報に基づき正当性に疑義が持たれるものである。(企業B、企業D)
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、一部を抽出し実施している。抽出する基準として、多額のロイヤルティが生じているものを考慮している。(企業C、企業E)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理は、全て自社スタッフが行う。(企業A)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理は、全て自社スタッフが行う。頻度は1事業年度ごとである。(企業B、企業C、企業D、企業E)
- 本社が管理しているライセンス契約についてはほぼ全数についてロイヤルティ監査を実施している。製品分野によってロイヤルティ監査実施の有無を決めているわけではなく、物理的に数をごまかすことが出来ない製品分野があれば、そもそも監査を実施する必要性がない場合もあろう。
- ロイヤルティ監査は公認会計士によって行われるが、当社では比較的小規模な監査法人ないし会計事務所を活用している。監査コストも例えば1万5,000ユーロ、2万ユーロといったレベル感で委託している。もちろん監査人が知財の詳しいことまで分かる訳ではないので、監査報告書を踏まえて自分達でも分析を行っている。
- 通常のロイヤルティ監査は年1回くらいの頻度で行っているが、相対的に問題が多い企業の場合、出来ることなら年に数回監査を実施したい位である(例えば中国企業の場合、そもそも実施報告書に正しい計数を記載していないことも少なくない)。

#### (5) スウェーデン

- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部(10名)で、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。(企業A)
- ライセンスの管理を担当するのは事業部門(6名)で、実際にライセンス管理に関わるのは5名である。(企業B)
- ライセンスの管理を担当するのは法務部(3名)で、実際にライセンス管理に関わるのは1名である。(企業C)
- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部(5名)で、実施主にライセンス管理に関わるのは2名である。(企業D)

- ライセンスの管理を担当するのは、財務部、法務部、事業部門（65名）で、実際にライセンス管理に関わるのは管理チーム（9名）である。（企業E）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理は、経理部で行われているが、管理責任については特段定められていない。（企業A）
- ロイヤルティを適正に回収するための管理体制ないし仕組みが存在しており、経理部がこれを所管し、管理責任を負っている。（企業B、企業C）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的管理は知的財産部で行われ、当該部署が管理責任を負っている。（企業D）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理は、経理部で行われているが、管理責任については事業部門と財務部が負う。（企業E）
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、全数、又はほぼ全数を対象に実施している。（企業A、企業D、企業E）
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する調査・確認は一部を抽出して行われており、その抽出はライセンシー企業の業種に基づいて行われる。（企業B）
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する調査・確認は一部を抽出して行われており、その選別は契約締結から日が浅いもの、契約後有る程度期間が経過し、しかるべき額のロイヤルティが生じているもの、多額のロイヤルティが生じているもの、少額のロイヤルティしか生じていないもの、対象特許の期間満了・契約期間が十分に残っているものなどをその対象としている。（企業C）
- ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の実施頻度は、自社社員による書類などの調査が半期に一度程度である。（企業A）
- ライセンス契約に関する能動的管理について、監査人による監査の実施頻度は特段決められておらず、自社検査部門による立入調査はかつて一度行われた程度である。（企業B）
- ライセンス契約に関する能動的管理について、監査人による監査は1事業年度に一度、自社社員による実施報告書などの調査は四半期に一度行っている。（企業C）
- ライセンスないしロイヤルティの能動的管理について、通常はリスク査定のために自社社員による書類などの調査が行われ、複雑な事案が発生した場合には監査人による監査が行われる。（企業D）
- ライセンスないしロイヤルティの能動的管理について、監査人による監査は1事業年度に一度、状況によって必要な場合には自社検査部門による立入調査を行い、各監査において自社社員が実施報告書の調査を行う。（企業E）

(6) 中国

- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（250名）で、実際にライセンス管理に関わるのは10～20名である。（企業A）
- ライセンスの管理を担当するのは知的財産部（7名）であり、実際にライセンス管理に関わるのは2名である。（企業B）
- ライセンスの管理を担当するのは総合特許部である。（企業C）
- ロイヤルティの回収に関して、知的財産部が所管しており、担当部署の責任が明確になっている。（企業A）
- ロイヤルティの回収に関して、経理部が所管しているが、担当部署の責任は必ずしも明確にされていない。（企業B）
- ライセンスないしロイヤルティについての能動的管理の一部を会計事務所に委託している。能動的な管理として行うロイヤルティ監査、自社社員による立入調査、自社社員による書類などの調査の実施については契約によって異なる。
- ロイヤルティ監査費用については回答できないが、ロイヤルティ監査の期間については、最大2ヵ月間程度、最低でも数日間程度となっている。
- ロイヤルティ監査費用の負担については、契約によって異なるが、一般的には未払いが発見された場合にはライセンシーの負担となり、発見されなかった場合には原則どおりライセンサーが負担することになる。
- ロイヤルティ監査の結果、過少払いが発見されたことがある。原因としては、ロイヤルティ算定基準に関する解釈の違いによるものである。
- ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。
- ロイヤルティ監査については、適切なロイヤルティ支払の検証のため、契約内容遵守の確認のため、将来のロイヤルティ支払に対する適正化のため、といった意義があると考えている。
- 能動的なライセンス管理を行う意義としては、ロイヤルティ算定基準の適正化であると思われる。
- ロイヤルティ監査の意義としては、適切なロイヤルティ支払の検証、契約内容遵守の確認、ライセンシー側の契約対象活動に関する情報を入手するといった意義があると考えている。

(7) 韓国

- ライセンス契約を管理している部門は法務部であり、当該管理部門のスタッフ数は 2 名（うち、ライセンス契約に従事するスタッフ数も 2 名）である。（企業 A）
- ライセンス契約を管理している部門は法務部である。法務部のスタッフ数は 16 名であり、うち、ライセンス契約に従事するスタッフ数は 2 名である。（企業 B）
- ライセンス契約を管理している部門は、知的財産マネジメントチーム及び技術移転マネジメントチーム（知的財産部）である。当該管理部門のスタッフ数はそれぞれ 11 名、7 名であり、うち、ライセンス契約に従事するスタッフ数は 5 名である。（研究所 C）
- ライセンス契約については知的財産部及び法務部（事業本部内）が所管している。スタッフ数字は 108 名であり、内 30 名がライセンス契約に従事している。（企業 D）
- ライセンス契約を管理している部門は技術事業部門の技術マーケティングチームである。同チームのスタッフ数は 4 名で、内 2 名がライセンス契約に従事している。（企業 E）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある（当該管理体制或いは仕組みの主管部署は経理部である）。もっとも、責任関係は明確になっていない。（企業 A）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は業務管理部である。また、責任関係は明確になっている。（企業 B）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は知的財産部である。また責任関係は明確になっている。（研究所 C）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはある。当該管理体制或いは仕組みの主管部署は知財部である。責任関係も明確になっている。（企業 D）
- ロイヤルティを適正に回収するための社内的な管理体制或いは仕組みはあり、当該管理体制或いは仕組みの主管部署は技術マネジメントチームとなっている（責任関係が明確になっている）（企業 E）
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理は、全数、又はほぼ全数を対象に実施している。（企業 A、企業 B、企業 C、企業 E）
- ライセンス契約におけるランニングロイヤルティに関する管理については、一部を抽出し実施している。抽出の際に考慮しているのは、ライセンシー企業の素振り（支払遅延歴の有無など）やライセンシー企業の所在国である。（企業 D）
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理は、全て自社スタッフが行う。必要に応じて、自社スタッフによる書類などの調査を実施している。（企業 A）

- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の実施頻度は必要な場合にのみ監査人による監査を行う他、自社スタッフによる書類などの調査の実施が四半期ごととなっている。(企業B)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理は、全て自社スタッフが行っている。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の実施頻度は、監査人による監査の実施については訴訟時のような特別な場合のみ、自社検査部門による立入調査の実施は潜在的なロイヤルティが見込まれる場合のみ行っている。なお自社スタッフによる書類などの調査の実施では1事業年度ごととなっている。(研究所C)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理の実施主体は自社スタッフであるが、監査人による監査は、契約期間中に最低1回は実施している。(企業D)
- ライセンシーに対して監査を行う場合、監査期間は最高で1週間、最低で1日、平均で2日程度である。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理による成果として、過少支払い又は未払いが発見される事がある(能動的管理を行ったうちの33%程度)。過少支払い又は未払いが発見された場合に、その未払いのロイヤルティの回収率は99%である。また、過去に回収された未払いのロイヤルティの額は最高で1億ウォン、最低で100万ウォン、平均で5,000万ウォン程度である。(企業B)
- ライセンシーに対して監査を行う場合、監査期間は最高で7日、最低で半日、平均で1日程度である。ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理による成果として、過少支払い又は未払いが発見される事があり、16%程度である。過少支払い又は未払いが発見された場合に、その未払いのロイヤルティの回収率は100%である。(研究所C)
- 1件あたりの外部監査委託費用について、最高で10万ドル程度、最低で2万ドル程度、平均で5万ドル程度である。監査費用の負担者は、未払ロイヤルティ発見の有無によって異なる。ライセンシーに対して監査を行う場合、監査期間は最高で10日、最低で2日、平均で3日程度である。(企業D)
- ライセンス・ロイヤルティに関する能動的管理による成果として、過少支払い又は未払いが発見される事がある。過小支払い又は未払いとなっているケースは能動的管理を行ったうちの10~15%程度である。(企業E)



# 資料 V



## 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の「知財ライセンス保険」について（概要）

ロイヤルティ監査を行うことにより未払いのランニングロイヤルティが見つかった場合、未払いランニングロイヤルティについてライセンシーから回収するためには交渉が必要となる。その場合、ライセンシーが未払いランニングロイヤルティの請求に応じれば問題ないが、未払いランニングロイヤルティが高額であるなどの場合には、ライセンシーが未払いランニングロイヤルティの請求に対して支払いを拒む場合もある。また、海外のライセンシーが倒産した場合や、戦争などの不可抗力により、ランニングロイヤルティの回収が十分に行えない場合がある。

このような問題に対して、独立行政法人日本貿易保険（以下、「NEXI」という。）は「知的財産権等ライセンス保険」（以下、「知財保険」という。）という保険制度を用意している。そもそも NEXI は、国際取引に係わるリスクヘッジのための保険商品を提供することにより貿易取引の推進をサポートしているが、知財保険はその一つの商品として、海外に特許・ノウハウなどを提供している事業者の取引に係るリスクをカバーしている。

### I． 知財保険とは

本編で見てきたように、特許権やノウハウの実施権（使用权）などを外国企業に提供するライセンス契約のロイヤルティは、契約期間中、相手方から製品の製造量や販売量などに応じて、契約で定められた時期に支払われることになる。

知財保険は、我が国企業が外国企業との間で締結した特許権やノウハウの実施権（使用权）の使用許諾などのライセンス契約に基づいてランニングロイヤルティの支払いを契約の相手方に請求したにもかかわらず、為替規制や戦争などの不可抗力（非常危険）及び相手方の債務履行遅滞や破産手続きの開始決定など（信用危険）により支払期限内のランニングロイヤルティ回収が不能となったことによって、我が国企業が受ける損失をてん補する保険である。

### II． 知財保険でてん補されるリスク

知財保険でてん補されるリスクには大きく分けて、「非常危険」と「信用危険」と呼ばれるものがある。非常危険は、特許・ノウハウなどを提供した場合において、相手国における戦争または相手国の外貨不足などの以下の事由などにより、その対価を回収することが出来なくなったために受ける損失である。

① 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。）の制限又は禁止

- ② 相手国において実施される輸入の制限又は禁止
- ③ 外国の政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定
- ④ 外国において生じた戦争、自然災害など

信用危険は特許・ノウハウなどを提供した場合において、相手方の破産や債務不履行などの以下の事由などにより、その対価を回収することができなくなることによる損失である。ロイヤルティ監査によって判明したランニングロイヤルティの未払いに係る支払い拒否については、この信用危険の③に含まれることとなる。

- ① 契約の相手方が外国の政府、地方公共団体などである場合において、相手方が契約を一方的に破棄したことなどの事由により被保険者が契約を解除したこと。
- ② 契約の相手方についての破産手続開始の決定やこれに準ずる事由
- ③ 契約の相手方の3月以上の債務の履行遅滞



禁 無 断 転 載

平成 22 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知的財産のライセンス契約に伴う  
ロイヤルティ監査に関する調査研究報告書

平成 23 年 2 月

請負先 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒108-8248 東京都港区港南二丁目 16 番 4 号

電話 03-6711-1244

FAX 03-6711-1289

URL <http://www.murc.jp/>

E-mail [koizuka@murc.jp](mailto:koizuka@murc.jp)